

第九十四回国 参議院内閣委員会 會議録第九号

昭和五十六年五月二十一日(木曜日) 午後一時四十一分開会

委員の異動

五月十五日

吉田 実君

補欠選任 堀江 正夫君

五月十六日

藤井 恒男君

補欠選任 小西 博行君

五月十八日

小西 博行君

補欠選任 藤井 恒男君

五月二十一日

板垣 正君

補欠選任 関口 恵造君

源田 実君

補欠選任 川原新次郎君

片岡 勝治君

補欠選任 大木 正吾君

藤井 恒男君

補欠選任 柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長 林 道君

理事 蔵内 修治君

委員 竹内 潔君

矢田部 理君

柄谷 道一君

岡田 広君

川原新次郎君

関口 恵造君

中西 一郎君

林 寛子君

堀江 正夫君

片岡 勝治君

國務大臣

農林水産大臣 龜岡 高夫君

国防務大臣 大村 襄治君

政府委員

防衛政務次官 山崎 拓君

防衛庁参事官 石崎 昭君

防衛庁長官官房 夏目 晴雄君

外務政務次官 愛知 和男君

農林水産大臣官 渡邊 五郎君

農林水産大臣官 山極 栄司君

農林水産大臣官 川嶋 良一君

農林水産大臣官 今村 宣夫君

農林水産大臣官 鈴木 源三君

事務局側

常任委員会専門員 芥川 哲士君

防衛庁防衛局運用第二課長 丹波 実君

外務省北米局安全保障課長 野呂 隆君

海上保安庁警備救難監 駒林 誠君

気象庁総務部企画課長

説明員

本日、藤井恒男君、板垣正君及び源田実君が委員を辞任され、その補欠として柄谷道一君、関口恵造君及び川原新次郎君が選任されました。

○委員長(林道君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員会設置に関する件

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(林道君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

○委員長(林道君) 委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(林道君) 理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。 それでは、理事に柄谷道一君を指名いたします。

○委員長(林道君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。 前回は引き続き、質疑を行います。 質疑のある方は順次御発言願います。 ○山崎君 設置法の質問は引き続き行いますが、これに関連をしまして防衛庁長官にお尋ねいたしますが、いま私が聞いたところによれば、再三再四、関係者あるいはまた外務大臣あるいは農林水産大臣もそうだと思うんですが、後期の演習については中止すべきではないか、こういう要請がかなり強かったわけでありまして、しかし防衛庁としては事故はもう今後絶対起きないんだ、こういう形で十九日から後期の演習に入っているようでありまして、いま聞いたところでは、再びはえなわ事件が起きたとほくらは聞いているわけですが、一体これはどういうふうにも私ども理解をしたらいいんだろうか。したがって、その状況をひとつ説明願うと同時に、時間が私五十分しかありませんので続けてお尋ねいたしますが、この演習計画を立案した時期はいつで、また、これを遂行するに当たって関係各省とどういう連絡をとって、特に漁業関係者に対してどういう対策をとってあの演習に踏み切ったのか。まずその点、防衛庁長官からお聞きをしたいと思っております。簡潔にお願いします、きょう時間ありませんので。

○國務大臣(大村襄治君) まず、本目入りしました共同訓練海域における事故につきましては、現在調査中でございます。なるべく速やかに状況を把握したいと考えております。また、この結果いかんによりましては、今後の訓練のあり方について検討したいと考えておるわけでございます。

というお話であります。私が聞いている限りでは、なるほど五月九日に新聞発表があつてそれで水産庁は知つたと、そして五月の十一日に防衛庁に申し入れをして、こういうふうには私も聞いております。そこで、水産庁にお聞きいたしますが、防衛庁からいつ、どういう連絡があつて、それから申し入れをしたと言われておりますが、どういふ申し入れをしてそれに対するどういふ回答があつたのか。さらにあわせて、きょうの事故は調査中だそうですが、今日までの事故の概要についてひとつ御報告を願いたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 私どもが一番最初に知りました今回の日米合同訓練については、水産庁としましては新聞で知りまして、急遽防衛庁に連絡に参つた次第でございます。そのときに、御連絡事項としましては、一つは、こういう大演習につきまして事前に連絡がなかつたことは遺憾であるということでございます。

それから第二は、サケ・マスの日本海における最盛期でありますから、その実態を御説明をすると同時に、そういう操業の安全に影響のないように演習をしてもらいたい、漁具被害その他につきまして万全を期してもらいたいというお話を申し上げたわけでございます。

第一点につきましては、防衛庁としては今後どのような事項については事前に連絡をするという内話をもつておりますが、同時にまた、安全操業については万全を期するという回答を得たとところでございます。

現在までの被害でございますが、演習海域内では被害がございませんで、演習海域外におきまして百十七隻、これは延べ隻数でございます。実際の隻数では七十三隻につきまして被害の殆生を見えております。

○山崎昇君 海上保安庁来ておりますか。海上保安庁にも聞きますが、防衛庁からいつ、どういふ連絡があつたのか、それから、あわせて海上保安庁としてはそれに対してどういふ対策をとつ

てきたのか、これも簡潔に御報告願いたい。

○説明員(野呂隆君) 防衛庁からの連絡が海上保安庁にございましたのは五月九日でございます。その連絡を受けまして、海上保安庁におきましては、無線電信によりまして日本航行警報、これは和文と英文とございますが、両方でございます。及び世界無線航行警報、これは英文でございますが、これを発しますとともに、NHK及び共同通信社に情報を提供いたしました。ラジオ放送及びPAX放送を依頼しております。また関係の管区海上保安本部及び保安部署、これは日本海側の保安部署でございますが、ここにおきまして五月九日から十一日までの間に、それぞれ無線電信、無線電話による航行警報を発しております。関係の放送局にラジオ放送を依頼するとともに、関係の漁業組合、漁業無線局等に情報を流しまして連絡をいたしております。

○山崎昇君 外務省は、一日米の合同演習でありますから、外務省ももちろん事前に連絡があつて承知しておるのだと思ふんですが、外務省としては、防衛庁からどういふ形でこの演習についての連絡を受けて、それに対してどういふ見解をお持ちで今日まで推移したのか、お聞きをしておきます。

○政府委員(愛知和男君) 防衛庁より最初に外務省に打診がございましたのは三月下旬でございます。それから、さらに四月の上旬に再度打診を受けたわけでございますが、それに対して外務省といたしましては、時期とかあるいは海域について中止あるいは延期する方がよいのではないかと、そういうようなことを防衛庁並びに米側に申し入れたわけでございますが、当初の計画を若干内容等を変更して実施する、こういうことに経緯を踏んだと承知をいたしております。

○山崎昇君 そこで、防衛庁長官に重ねてお聞きしますが、いま関係各省の見解を聞きました。まず第一に、農林水産省に対しては事前に連絡がなかつた。きわめて遺憾である。そして三点の申し入れが行われて、それに対する一応の答えがあつ

たようではありますが、いずれにいたしましても、一番漁業に關係のある省はつんばさじきである。新聞でこれを承知したと、こう言う。これは、あなたも連絡とつたと言ふけれども、何も連絡とつたことにはならない。

さらに、いま外務省にお聞きをすれば、二度にわたつてあなたの方から打診があつたけれども、時期、海域等については中止または延期すべきではないか、こういう意見があつたにかかわらずあなたの方は強行した、こういうことになります。さらにまた、聞くところによりますと、関係の知事から、たとえば秋田県知事でありますとかあるいは漁業協同組合でありますとか、そういうところからも、これは中止をしろ、という強い要望があつたにかかわらず、あなたの方は強行した。言うならば、演習区域での事故でないにいたしまして、演習に關係して事故が起きていたわけでありますから、防衛庁としては重大なこれ責任じゃないだろうか。

さらに、先ほど申し上げましたように、あらゆる機関から、外務大臣もまたやめた方がいいのではないかという意見をお持ちだつたのであります。それから、それにかかわらずあなたの方は、監視を強めるとか、こういう形で十九日から後期の演習を強行した。その結果、いま調査中といえども、再び事件が起きてきています。私は、これ防衛庁の責任は免れないと思ふんです。なぜもう少し関係各省のそういう意見というものを謙虚に聞いて、訓練はこの時期にやらなければやれないものでないかと思ふ。ですから朝日の社説でも、これは日米共同声明のあの日米同盟という言葉に關係があるんではないかとさき社説で取り上げておられます。そういう意味で言うならば、私はもうきわめて遺憾なんという事態じゃないんじやないんじやうかと思ふんです。

そういう意味で、防衛庁長官は、いま一連の各省の見解を聞いて、どういふあなたは反省をしてそれらから第二点は、私、時間がありませんから

聞きますが、一体防衛庁は今後これらの問題についてどういふ事後の対策を、補償も含めましてやろうとするのか。これは水産庁もそうであります。外務省もそうであります。海上保安庁は、私は先般水産庁にお尋ねしたら、これから海上保安庁の調査を待つて水産庁や外務省は補償の問題に動くんではないかというふうな趣旨の答弁がありました。これは事前に私のところに来たときに意見聞いたらそういう意見がありました。そこで、海上保安庁としてはこれからどういふ調査をしてどういふ対策を講ずるのか、ひとつ各省から御答弁願いたいと思ひます。

○國務大臣(大村義治君) 今回の日米合同訓練につきましては、先ほど申し上げましたような経緯で実施に入つたわけでございます。前半の方は事故なしに済んだわけでございますが、後半に入ると途上におきまして、北海道神で事故が発生いたしました。この点はまことに遺憾であつたというふうに考へておるわけでございます。また、後半の訓練途上におきまして、再び事故が発生しないように万全の配意を払つておるところでございます。先ほどの報道もございまして、その実態を究明して、そして今後のとるべき措置を検討したいと考へておるわけでございます。

また、事前の関係官庁への連絡につきましては、私どもといたしましては本年当初から御連絡をいたしまして、訓練海域、時期等を決定するに至つたわけでございますが、この種訓練の性格といたしまして、毎年同じ海域でやるわけにはいかない。やはり海中の温度でございますとか、あるいは海流の状況でございますとか、さらには海底の状況等もございまして、毎年毎年異なつた海域を選ばなければいけません。もちろん、時期につきましては、漁業等の点も十分念頭に置かなければいけない点はもとよりでございますが、そういう点を検討の上、今回の訓練を実施することにしたわけでございます。振り返りますと、訓練に入る過程においていろいろな事故が発生したことにつきまして、今

後の厳しい教訓に当たることが生じたと考えてお
ります。そういった点につきましては、さらに周
到な配慮を加えていかなければならないと考
えておるわけでございます。

また、補償の点につきましては、実態の究明
と、またその後にすべき措置につきましては、
関係官庁もございまして、防衛庁としましては情
報の収集その他できる限りの範囲内で御協力し
て、速やかに適正な補償措置を講ずるようにな
したいと考えておるわけでございます。

○政府委員(今村宣夫君) 私どもとしましては、
まず第一に、現在の受けております被害の状況
を速やかに確定をいたしたいと思っております。現
在、私どもが報告を受けております被害報告は、
いま漁船が無線基地に連絡をいたしまして、そ
れを受けておるわけでございますから、やはり帰
港したときによく話を聞いて、そうしてどうい
う被害を受けたかということをや速やかに確定を
したいというのが第一でございます。

それから第二点は、十六日の米國側の外務省に
対する回答によりますれば、米國としては加害責
任を認めておられるわけではございません、米國に責
任があるとするれば、米國側はこの問題を、この種
の事柄の取り扱いに関する確定した経路を通じて
迅速に処理することができるよう、日本側主張
の損害について詳細にわたる事項を提供するよう
に依頼するということでございますから、確定を
見た損害につきまして、外務省を通じて米國
側と交渉をしてみたいというふうに考えてお
るわけでございます。

○説明員(野呂隆君) 海上保安庁といたしまして
は、漁具被害を受けた漁船が帰港をしております
ので、その帰港に伴い被害状況の事情聴取をいた
しております。その調査結果につきましては、水
産庁に情報提供を所存でございます。

○政府委員(愛知和男君) 外務省といたしまして
は、アメリカに対しまして今回のこの事故に関す
る事実関係を明らかにするように申し入れてござ
います。その補償の問題に関しましては、いま

水産庁長官からお答えがございましたとあり、ア
メリカの大使館から誠意を持ってこれを取り扱
っていく意向を示しております。さらに昨日、園田
外務大臣とマンズフィールド大使との会談におき
まして、園田大臣から重ねてアメリカ側の誠意あ
る対処を申し入れられたところ、大使もこのこと
につきまして可能な限り誠意を持って取り組んで
いく旨の意思表示がありました。

○山崎昇君 きょう時間ありませんから細かなこ
とは詰めないでいるわけでございます。防衛庁長
官、先ほど申し上げたように、前期の演習すら
外務省はやっばり中止または延期をあなたに申し
入れる。関係知事もまた申し入れる。さらに、関
係の漁業協同組合からも申し入れがある。そうい
うものを押さえて、後期の訓練はあれだけの事故を
起こした後にあなた方強行される、そして事故が
起きた。

私は、あなたは大臣ですから、余り間い詰める
やり方はしたくない気持ちもあります。ありま
すけれども、少なくともあなたの進退問題に係る
ぐらゐの大きな問題じゃないでしょうか。ただ遺
憾であります、どうでございますというので済
む私は問題ではないと思っております。そして、私
ども聞けば聞くほど、アメリカの艦艇にいたしま
してもシグザグ行進をやったと通っただけ
ではないという、聞くところによりますと、防
衛庁はまた、アメリカの艦艇がどこを通過して
どうなるかなんというのを何もつかんでない
という。

一体、アメリカと合同演習をやる自衛隊という
のは、どういうアメリカの情報を得てあなた方は
合同演習やるんですか。ただその区域に入ったら
そこで何かやるというだけの話でしょうか。一
体、緊密な関係というだけだけれども、防衛庁とア
メリカとの関係というのはどんな連絡をとってや
っているのか。国民から見れば全く不思議なこと
ですね。その点についてあなたにもう一遍聞いて
おきたいけれども、あなたは自分の責任とい

うものをどうお考えになるのか。この席上できち
つとしてもらいたいと思っております。

○國務大臣(大村襄治君) 今回の共同訓練の実施
計画の決定並びに実施に当たりましては、私の責
任で実施しているところでございまして、したが
いまして、私は、その点に関する責任は深く自覚を
いたしているということを明確に申し上げます。

○山崎昇君 深く自覚しているというんですか
ら、これはとりよりにしてはいろいろとれます
が、しかしこれ以上あなたの進退問題に触れるよ
うなことは申し上げませんが、いずれにいたしま
しても容易でない事態だということをおあなたに認
識しておかなければいけないと思っております。

それから、水産庁の長官というよりも農林水産
大臣にお聞きいたしますが、先ほど各省から今後
の対策についていろいろお聞きしました。これは
どこが中心で、どこがメインで対策というのは講
ぜられるんですか。海上保安庁は調査をして水産
庁に情報を提供いたしますと、防衛庁もいろいろ
聞いてやりますと、こう言うんです。外務省はア
メリカさんには大使を通じて物言いました、こ
れからも調査結果によつては物言いますと。一体
どこが中心でどこが責任を負つて事後の対策とい
うのをまとめるなら補償問題も含めてやって
いくというのか。これは一番関係深いのは農林水
産省であると思つて、あなたの見解を聞いて
おきたいと思つてます。

○國務大臣(龜岡高夫君) 國の安全を守るという
立場から、防衛庁が精強なる自衛隊を訓練をする
ということ、これはもう政府としての大きな責
任であるわけであります。したがって今回
もそういう立場で計画が立てられたわけでありま
すが、その計画を立てるに当たつてはまず関係各省
に協議があつてしかるべきである、こう私は、
九日の日に新聞を見たその次の日でした、大村
長官に申し上げたわけであります。

したがって、いまお尋ねの今後どういふ
うにやっていくかと、どこが中心かという、や
はり演習というものの事柄が中心になって、そう

して事故が起らないようにするためにとはいう
ことになりまして、やはりこれは防衛庁が事柄の
出発点になると、こう思うのであります。その防
衛庁の方針なり方向なりを受けて、各省それぞれ
の専門的な立場からお互いに情報を提供し合つ
て、最も国民から信頼を受けるような演習でなけ
ればならないと、こう思うわけでございます。

戦前の話をして恐縮でございますが、戦前あ
のような時代においてさえも、大きな演習をや
りますときには、農家の秋の収穫が全く終わつた
後、相当気象的には厳しくなつても、そういう時
期を選んで大きな演習はやられておると。あの当
時でさえもそうなわけですから、主権在民の今日
においてはやはりそういう事柄が一番先に考慮さ
れなければならぬ、こう思つてやります。せつかく
精強なる自衛隊を訓練しようと思つてやります。
国民からの信頼、国民からのバックアップがなけ
れば私は真の自衛隊の任務は果たせない、こんな
ふうにも考えますとき、やはり自衛隊もその辺の
ところを真剣に考へて、自衛隊が中心になつてこ
の事柄を進めていただくことが、私は事の性質上
一番進めやすいのではないかな、これは私の感じ
でございます。

○山崎昇君 それは私そうだとおもうんです。ただ
私は、こういう問題が発生していき事後対策の問
題になるといふと、それは防衛庁さん中心でござ
います、しかし相手は漁民だからそれは農林水産
省さんがどうですかと、だんだん日にちがたつて
きますと責任のなすり合ひみたいなことが起きな
いとも限らぬ。そういう意味で、いまあなたにお
聞きをしたんです。

では、防衛庁長官がこれ全責任を負わなければ
ならぬわけですか、いまの農林水産大臣の見解か
らいっても。そういう意味で言うと、防衛庁長官
はこの対策について、いまの時点であなたの頭の
中にはどういふことが描かれてどういふ対策を講
じようとするのか、聞きたい。
特に私はつけ加えて言えば、あの前期の演習が
終わつて、その翌日だったと思つて、テレビ

で防衛庁の官房長でしよう、それからそこへ座っておられる参事官ですか審議官ですか、これが、もう少し演習場は縮小になりましたけれども、いち早く予定どおり後期の演習はやりますと、テレビでやっておりましたよね。あれを私は見ておりまして、防衛庁というのは不遜だと思つたね。まだ防衛庁長官が何も言わぬ間に、何で官僚諸君がああいう態度を表明しなければならぬだろうか。言うならば私は、少し気負い過ぎであり、そして防衛庁の職員が勇み足じゃないかという気さえしているわけです。しかし、責任はこれは防衛庁長官負わなければいけませんね。そういう意味で、私はいまのあなたの頭の中にある——責任のとり方は先ほどお聞きしました、対策はどういうことをいま手順としてあなたは考えておられるのか。特に、きょうまた発生したわけでありまますから、それを含めてどんなふうにしていこうというのか、御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) その前に。防衛庁にその責任をなすりつけるという意味で申し上げたわけじゃなくて、事柄の性質上それが筋道ではないかと。それに対して、私もはもう事務的に新しい一つのこれ仕組みと申しますかルールと申しますか、そういうものをつくり上げていかねばならぬと思ふんです。そのために、やはり私もとしては全力を挙げて協力を申し上げてまいりますから、その事柄が、演習をスタートとして、そうして漁業に被害のないような演習をやつてもらわねばもう農林水産省としては困るわけでありまますから、その点は外務省も恐らくそういう立場をおとりいただけると思ひますので、関係各省庁とも全力を挙げて協力を申し上げますという前提の上でリードをしていただきたいと思います。このういふふうにお聞きしておるわけでありまます。

○国務大臣(大村襄治君) 今後の演習のあり方につきましましては、先ほど申し上げましたとおり、防衛庁の責任においてこれから検討を進めてまいります。それから、今後この種の計画を立案するに当た

りまして、関係省庁との連絡を密にせよという御指摘の点につきましては、十分配慮してまいりたいと思ひます。

なお、これまでに発生しました被害に対する補償措置等につきましては、関係省庁と協力して速やかに実施できるように防衛庁としましても応分の協力をしていきたいと思ひます。

○山崎昇君 言葉ね、正確にしてください。応分なんというところはあり得ないじゃないですか。あなたが中心でやらなきゃならぬじゃないですか。それから言うならば、いまやっている演習を直ちにあなたは中止すべきじゃないですか、アメリカと話しして。あなた方は、事故起こさせませんと、ありまさんと、こう言つておとといから始めたんですよ、二十三日までだそうですがね。直ちにあなたはこの演習はやめるべきじゃないでしょうか。その点についてはどうですか。

○国務大臣(大村襄治君) 今回発生しました事故につきましましては、現在、実情把握に努めておるところでございます。間もなくわかると思ひます。そのいかにによりましては、先生御指摘の点を含めて今後の演習のあり方を、措置を決定いたしましたと考えております。

○山崎昇君 あなた方がどんなふうまいことを言おうとも、現実に事故が発生しちゃったんだ。規模、どこか海域でどうということはあるには調査しているかもしれない。しかし、現実に事故が発生したらあなたの訓練は誤りだったんだ、それは。どう言おうとも、計画自体は。ですからそれは直ちにやっばり中止すべきだ。これは強くあなたに言つておきますよ。

それから、あなたが応分の対策を講じますなんていう、そんななまやさしいことで責任をとれるわけじゃないです。農林水産大臣の見解は見解として私は了解しておきますが、少なくともあなたが全責任を負つて、そして農林水産省にはこういふふうにお願ひいたします、あるいは外務省に対してはこの点はお願いいたします、こういう形で一切

をあなたのところに集約をして、漁民の皆さんが不満をいま山ほど持つているわけですから、それが今後尾を引かないように私はあなたが直すべきではないかと思ふ。

そういう意味で言うならば、あなたが応分の対策を考えますなんていう、そんななまやさしいことであなたの責任が免れる問題じゃないんじゃないでしょうか。ですから、無理やりやつたこの演習に対する責任、事故を起こした責任と後期の演習にまた踏み込んだ責任、事後対策をきちんとなさなきゃならぬ責任、こういうものを考えるときに、あなたは先ほど進退もおわすような答弁ありましたから、それ以上私は詰めるつもりはないということをお聞き上げたいけれども、これはもう少し真剣に考えてもらいたい。どういふふうにいまい一遍聞いておきたい。

○国務大臣(大村襄治君) 先ほど申し上げたところでございますが、事故による被害の補償等の措置につきましましては、関係省庁もございまして防衛庁限りで全部がやれる問題ではございません。しかしながら、責任は十分自覚いたしておりますので、防衛庁としては最大限の努力をする、そのことを申し上げる次第でございます。

○山崎昇君 この問題は私は本当は細かに詰めたいんですけれども、もう私の持ち時間あと十分ちよつとしかございませぬので、この程度にとどめておきますが、いずれにいたしましても私は防衛庁長官の責任は免れない、進退も含めてこれは免れない、そういう面だけ指摘をしておきます。あとまた、私の方の同僚委員が質問すると思ひます。一応この問題はこれで打ち切つておきたいと思ひます。

そこで、話はまた少し今度は細かくなりますが、農林水産省にお聞きをいたします。大臣に一つお聞きしたいんですが、きょうの新聞によりまして、あなたにはきょうの経団連の会館で演説されたそうでありまます、補助金の問題について、補助金をめたら日本は何かミッテラ

ンと同じになつて、自民党は政権維持できないよな演説をやつたそうでありまます、一体補助金というのは自民党を維持するためのものですか。農民のためのものじゃないんでしようか。これはよく正確にわかませぬので、正確にひとつ話してください。

○国務大臣(亀岡高夫君) 農政全般にわたつてお話を申し上げて、終わりの段階になりました、農林関係についてはいろいろな面から非常に厳しい御批判と厳しい提言等がなされておりますと、このういふふうにいまい日本農業として大きな曲がり角を曲がるうとしておるときに、大きな変革を与えりますと、そういう講演をすつとやりまして、まあフランスの例もございまして、こう申し上げたわけでございます。したがういまして、それをあのように、きょうの新聞見て、私もなるほどうまいことこれくつつけられたなと、こういう感じを受けたわけでございますが、私の真意は、補助金はこれはもう整理しなければならぬという内閣の方針でありますので、補助金を云々という意味で申し上げたんじゃないかと、農業というものが大変大事でございますと、その農業を軽視するようなことをいたしまして、やっばりフランスのういふようになるんじゃないかと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○山崎昇君 あなた苦しいようですね。しかし、要約してあなたの言つたことを言えば、農業の補助金を大幅にカットするとフランスのようになりまますよ、農村の環境整備が進まなければ共産党につけ込まれる、基盤整備事業は共産党の侵入を防ぐ目張りなのだから、ぶつた切るなんて言わぬでほしい、そしてとどめは、保守党政権を存続させるためには農業に補助金を出し続ける以外にないんだという結びになつておる。この報道が事実かどうかわかりませんが、もしそうだとしたら、農業に対する補助金をい食い物にして、言うことは悪いけれども、あなた方が存続するといふことになりかねない。どんな雰囲気でごん

とをしゃべったのか私よくわかりませんが、一国の大臣が少なくとも外部で演説するときには、注意して私は物を言ってもらいたいと思うんですよ。後から言いわけたりね。しかしこのとおりだとしたら、私はこれ許されぬ、本当に。どうですか。重ねてあなたの釈明だけ聞いておきます。

○国務大臣(亀岡高夫君) その新聞を見て、私もなるほどこういうふうにあれされるのかなということでは、補助金を整理しなげりやならないという立場の国務大臣であることも忘れてはおりませんので、そのような話はいたしておらないということとございまして、もう少し、その直接そういう言葉は使って、補助金も切らない云々と、こういう言葉は使っておりません。やはり農政というものが大事であるから、農業関係の立場をとっても十分考えていただきたいし、理解ある立場をとってもらわないといけませんよと、まあフランスの例もありますから、これは確かに申し上げました。

○山崎昇君 大分苦しいあなた釈明だからこれ以上言いませんが、しかし少なくともあなた方はやっぱり注意して物を言ってもらいたい。そして私はあえて言うならば、盛んに鈴木総理は行政改革に政治生命をかける、第二編調にお願いをして補助金を切ると、こう盛んにラッパを吹く。各大臣は各大臣全部、物言えれば補助金削減反対と云う。言うならば内閣の方針と全然違うことをあなた方は言っています。私は本当に不思議だ。しかし、これはいざ行政改革のときに論議しなげりやありませんから、この程度にしておきたいと思えますが、重ねてあなたに注意しておきますよ、その点は。

それから、これは事務当局で結構であります。今度農事試験場が研究センターと一緒にするわけですが、農事試験場はいま鴻巣にあるわけですね、埼玉県の。いま何名ぐらい在職をしております、もしこれが廃止になって研究セン

ターと一緒にするとすれば、そちらの方にどれぐらいの人が行って、どれぐらいの人が残るのか。それから、廃止した後、農事試験場というものはどういう形ではばらくの間を維持するの、組織的にいって。どうしても配置転換等ができないような職員がおった場合に、これに対してどういう対策をあなた方は講じようとするのか。まず、しばらく残される農事試験場についてお聞きをしておきます。

○政府委員(川嶋良一君) 今回御審議をお願いしております農事研究センターの主力となります農事試験場につきましては、先般来、移転機関ということで御決定をいただいているわけとございしますが、その内容を申し上げます。

現在、農事試験場の定数は二百五十名でございます。そのうち、すでに移転をしております定員は六十七名でございます。現在、鴻巣におります職員は百七十四名でございます。このほか四街道に九名おられます。十二月一日、農事試験場が農業研究センターに廃止になって吸収、移転するということになりますれば、その時点で百二十名、鴻巣から筑波に移転をするということになっております。この内訳でございますが、指定職が一名、あと行政職(一)と(二)とございしますが、これが三十三名と十七名でございます。あと研究職が六十九名。合わせて百二十名でございます。

この残った組織と、それから残った人の問題のお尋ねだと思えますが、残った組織につきましては、これは現在筑波周辺には大規模な水田があるいは熟成をした水田を使用して研究をする場所がございませぬので、当分こういう形で残るといってございまして、組織といたしましては、そういう直接、水田の大規模な研究をしておりますのが五研究室と、それからそれに付随しまして総務関係あるいは業務関係が残る予定になっております。

そういうことでございまして、組織としては農業研究センターに総合的な組織あるいは各専門組織が予定してあるわけとございしますが、それぞれ

の部等に所属をしております研究室で水田に格別関係の深いのがそれぞれ残ります。

人の問題でございますが、十二月一日移転をするという段階におきましては余り問題がないのではなからぬかと思っておりますが、これは個々の研究者あるいは職員の問題でございますので、従来、筑波移転に対して農林水産省がとりました誠意のある、十分配慮の行き届いた職員との話し合いをいたしまして、それぞれ遺憾のないような対策を講じてまいりたいと思っております。

残余の問題でございますが、これは目下筑波周辺に水田を探してございます。それがめどがつかずればその組織が移転をいたしますので、したがって移転をいたしますが、これらの人たちはいろいろな事情がございますし、それから余り問題がないという方もございます。これは、まだ年数があるわけとございまして、従来筑波移転に当たって私どもがとってまいりました態度を持って、誠意を持って処置をまいりたいと思っております。

○山崎昇君 何かわかるよう、もやとしてよくわからぬのですけれども、二百五十名おったうち六十七名はすでに移転済みで、後日移転をするものが百八十四名ということになります。この六十七名残るわけですね。十二月一日に移転完了するんで、研究センターの方に。そうすると、この六十四名の人はそのときに全部移転するということか。残りますか、何人か、六十四名か何人かわかりませんが、そうすると、農事試験場というものはその段階で組織的に私にはなくなると思ふんですが、しかしすぐなくなるわけにはいかな

い。とすれば、農事試験場というものを、法律が動いて、廃止後一体どういう組織としてあなた方はしばらくの間お考えになるのか。それから、残った六十四名になりますか、もっと減るかかわかり

ませんが、そういう方々はしばらくの間農事試験場におられるのか、逐次配転をするから一生懸命やるというのか、その辺があいまいもございませぬ。その点を少し明確にしてほしいということをいまま言っているわけですよ。

○政府委員(川嶋良一君) 現在考えております、筑波に移転するの百二十名で、残りが五十四名の予定でございます。

それで、この組織の関係でございますが、農事試験場が廃止になりまして農業研究センターになります。鴻巣に残る研究室等も農業研究センターの組織になります。農業研究センターの何々の研究室という形で残ります。総務関係も、農業研究センターの総務部の鴻巣分室といったような形で残るわけですよ。そういうことでございまして、農事試験場そのものはもう廃止になりますから、重ねて申し上げます、鴻巣に残るのは農業研究センターの組織の一部と、こういうこととでございます。

それから、残った人の五十四名ですが、特に業務関係の行政(職)の方が地元の方でございますので、いろいろ問題がございます。こういう方々につきましましては、従来とてまいりましたような個々の職員の事情も十分勘案して、無理のない形で最終的には鴻巣から筑波地区に移転をする、こういうことで、その具体的なことにつきまして年数をかけて処置をまいりたい、こういうこととでございます。

○山崎昇君 そうすると、重ねて聞きますが、大体どれぐらいの年数で完全に農事試験場というものはなくなるんですか、それが一点。もう私、時間ありませんから、それから今度プロジェクト研究チームというのがとられたわけですから、これは新しいやり方ではないかと思ふんで、その考え方を一点聞いておきたいということ。

それから、本来ならかなり細かにいろいろ聞こうと思つたんですが、もう時間ありません。最後に私は大臣に、きょうは人事院も呼んでお

んし行管も呼んでおりませんから、本来なら人事院の所管にも入ってくるんですが、研究職の職員の出遇について、これは科学技術庁だとかそれから文部省もそうありますが、研究職をたくさん持っているところは絶えず扱いついていろいろ要望事項が出されているわけだ。恐らく農林水産省からも人事院に要望しているんじゃないかと思うんですが、今後研究職という方々の扱い方、これは私は採用のときにもいろいろ問題もありませんし、採用されてからも問題があると思っっている一人なんです。

その一つの理由としましては、官庁ですからどうしてもライン組織が中心になるんですね。たとえば局長、部長、課長、係長云々と、こうなる。ところが、研究室とかあるいは技術系統の場合には余りそういう部課がないものだから、学歴が高くて勤続年数が長くて年齢が高くなっても、給与そのものはわりかた低い、総務系統より。これが絶えず管理側と研究側との給与上の問題点として残っているわけですが、農林水産大臣として、この研究体制を今度総合してやられる機会に、研究職員の扱いというものについてどんなお考えを持っているのか、それを聞いて私の質問を終えておきたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 御指摘の点、私も大体同じ感じを持っておるわけでございます。技術関係、研究関係をもっとやはり行政の中で活気のあるものにして生かしていかなければならないという感じを非常に深く持ちます。そういう意味におきまして、農林水産省といたしましても官房に技術総括審議官という制度をつくっていただきまして、そして、そこを中心にしたしまして、今日まで事務関係と技術関係と渾然一体となったような融和体制ができないという面が非常に——きしぎしはしておりますけれども、そういう点がございいます。そういう点を是正して、やはり事務系統、技術系統渾然一体となった中から活力が生まれてくるような仕組みを十分検討し考えていかなければならないと、こういうことで技術総括審議

官というものを置いて、その陣容も整備をいたしまして、そこでどういふふう具体的に検討していただければ一番いいかという点を検討させていただきますと、そして、研究と行政との交流等も適切にやってまいりまして、管理能力を持った技術者もやっぱり必要でございますので、そういう教育もしていきたいと思います、待遇については技術を尊重するという立場から十分に検討してまいりたいと思っております。

○政府委員(川嶋良一君) 具体的な二点のお尋ねについてお答えいたします。最初のどれくらいかかると、こういうお尋ねでございますが、これは相手があることでございますので必ずしも明確にはお答えできない点があるわけでございます。また取得をして、整備をしてとなりまして、またこれおのずから時間のかかることでございますので、一応数年はかかるのではないかと、こういうところにとどめさせていただきます。また、プロジェクト研究の考え方でございますが、従来の試験研究の研究の進め方といたしましては、部とか、研究室とか、こういう形でございますけれども、これはかなり長期的な人間と研究の期間を置いた組織でございますが、このプロジェクト研究を中心としたセンターにおきましては、人間の数とか、研究の期間とか、これは総合的な観点から柔軟に決めていきたいと、こういうことで今回総合研究官あるいはプロジェクト研究チームというものを設けてやっていきたいと、こういうことでございます。

○中尾辰義君 防衛庁長官が退席をされるそうでありまして、その前に若干お伺いします。今回起こりました秋田沖のはえなわ事件につきましては、たゞいま同僚議員からもいろいろございまして、とにかく自衛隊の姿勢に非常にこれは問題があると私は思うのでございます。言うならば、最近におけるソ連の脅威論を必要以上にあげた東西南関係の緊張、これに便乗した形の軍事的傾斜、民生の転視と、こういうような防衛庁の

姿勢に非常に問題があるんじゃないかと、それがこういうような事故を起こしたというふうなことに原因があると、私はこういうふう思うんですが、これはあえて言い過ぎた言葉じゃないかと、思いますが、長官はどう思いますか。

○国務大臣(大村善治君) 今回の日米共同訓練に關連いたしました、漁業に損害が生じあるいは漁民に不安の念を与えたような事態が発生しましたことは、私のまことに遺憾とするところでございます。今回の日米共同訓練自身につきましては、これはもうここ二十数年間、毎年一、二回日本の周辺海域で実施していることでございまして、また共同訓練が対潜訓練を主とするというふうな関係からいたしまして、海域の性質、すなわち温度、海流、海底等の諸条件、同じ場所では訓練の意味をなしませんので毎年異なった海域を選んで実施する、その場合の海域の選定、時期の判定につきましては、日本は漁業が盛んでございますから、そういう点を特に念頭に置いてやらなければならぬというところは当然ではないかと思っっているわけでございます。

今回、そういった点のあらゆる角度からの検討も加えまして、この五月の中旬から下旬にかけて秋田沖で実施することに相なったわけでございます。話が始まりましては昨年末でございまして、それから数カ月、関係方面とも御連絡いたしましたし、四月末に具体的に決めたという経緯からいたしまして、いま御指摘のような、特に対ソ關係を念頭に置いてこれを実施することにはなしたというところは必ずしも当たらないのではな

いかと私も考えておるわけでございます。ただ、漁業に与える影響、そういう点を一層入念に検討し、また関係官庁等への事前の連絡等ももっともとやるべきではなかったかという御指摘につきましまして、とうとうと教訓として受けとめていかなければならないというふう考えている次第でございます。

○中尾辰義君 それで、昨年の夏からいろいろと検討されて計画をされた、そうであるならば、今回ののはえなわ漁業の最盛期ということに対しては、防衛庁はこういうふうな配慮をされたのか。

○国務大臣(大村善治君) 日本海が漁業が盛んであり、特に最近におきましてはマスのはえなわ漁業等が行われている点ももちろん承知しております。また、選定したわけでございます。また、当初は射撃訓練、魚雷訓練等も実施した方がいんではな

いかという意見もあつたわけでございまして、漁業に与える損害等を考慮してこれは訓練の対象から外すと、こういうふうなこともいたしたわけでございまして、また、訓練の期間も前半と後半に極力圧縮しまして、実際の影響を必要最小限にとどめるといふことで結論に到達した次第でございます。

○中尾辰義君 それにしても、先ほどの同僚議員の質問に対して、防衛庁は農水省には何にも連絡はしなかったと、農水省は新聞で見たと言うんだ。こういう点でも私は理解に苦しむんですが、いかがですか。

○国務大臣(大村善治君) 具体的な連絡は、先ほど申し上げましたように五月九日でございますが、一般的な連絡等は講じたように私は承知しているわけでございます。最終的な訓練の日時とか海域についての御連絡は五月九日に申し上げたと、こういうことでございます。

これは詳細に通知をするらしいけれども、日米合同の場合にはどうも詳しい内容を通知をしない、こういうふうには私は聞いていないんですが、その辺いかがでしょう。

○政府委員(石崎昭君) 訓練の事前はどういうところへ御連絡するかということについては、いままでずうっとやってきた一つの決まった慣例といえますか型ができております。それは、射撃訓練というふうな危険を伴う訓練については、なるべく早目に海上保安庁とか必要な向きへ御連絡をして、危険防護のための措置を講ずる、かつ、射撃訓練をやるような海域を官報にも告示を出しまして広く周知を図る、こういうことでやってきています。一方、射撃訓練以外の訓練については、そういう告示も出しませんが、一年のほとんど毎日のように日本の周りで海上自衛隊はそういう訓練をやっているわけでありまして、それは、漁船を見なければそれを避けて訓練をやるというふうなことでいままでやっておりまして、つまり危険を伴わない訓練、これについてはあらかじめ警報を早目に関係官庁へ出すということとを併せてやってきているというのがいままでの型でございます。

そこで、日米共同訓練の場合も自衛隊単独訓練の場合も同じようなやり方でいままでやってきたわけでありまして、今回の日米共同訓練も、射撃訓練というふうな危険を伴わない訓練でありまして、やり方は従来と同じように、漁船が操業しているのを見なければ、それを避けて訓練を行うという、従来からやってきたような同じやり方であるということが前提でありますので、従来と同じ方式でやってきたわけでありまして、ところが、たまたまそれが非常に多くの人の関心を引くところとなったので、結果的に遅まきながら御連絡をした。従来、そういう御連絡なしで安全な訓練でありますからやってきた、こういうことでございませぬ。

○中尾辰義君 従来、やり方はそうであった。射撃訓練を伴わないもの、危険を伴わないものは通

知がされてないわけですから、それが盲点となつて今度のあやういような事件を起したわけですね。ですから、今度の事件を教訓として今後どうされるのか。これは従来どおりその方針でいられるのか、それが一つ。

それから米軍は、はえなわの漁法というものについて、これはよく知つておるのかどうか、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(石崎昭君) 関係省庁に対する事前の御連絡というものについて、今後は従来と同じような方式でやるのかどうかという点につきまして、従来は先ほど申し上げたようなことでやってきたわけでありまして、今回の経験にかんがみて、射撃訓練以外の訓練であっても、なおかつ、非常に各方面に与える影響が多いという訓練の場合もあり得るものから、その場合は、従来同様、危険を伴わないからあらかじめ告示をしたり、そういうことをしないでよろしいと片づけるわけにもいきませんので、これを教訓として、その点に手続的には大いに改善を図りたいと思つておるところでございます。

それから、アメリカの、そのはえなわについてどういふ知識、情報を持つておるかという問題について申し上げますと、今回の訓練は、訓練の海面をあらかじめ考えまして、そこへは私も飛行機を飛ばし、いろいろな情報収集活動をやつた結果、漁船の出漁のぐあいというものをあらかじめ十分につかんで、最も漁船の出ている可能性の少ない海面を選んで、広い訓練海域の中で一番すいておるところを選び訓練をやる、こういうことで計画を立てたわけでございます。

そして、やってみたところ、十二日から十五日までの前半の訓練は、御承知のとおり何ら事故なく終わったわけでございます。ただ、不幸なことに、後半の訓練に参加する途中の米艦、またそれに絡み合うように出てきたソ連の船、両者のどちらがやったのか実はよくわかりませんが、その訓練に相当時間はかかると思ひますが、その訓練に参加する途上の船が事故を引き起こしたという

結果になつた。これは訓練そのものの事故じゃないと、訓練に来る途中の事故である、そういうことではあります。私も、その訓練に来る途中の経路においても万全の安全措置をとるのが当然と思ひましたから、やってくるアメリカ側には、いまごろ日本海の漁業の状況がどうであるかということについては一般的な情報を入念に集めて、それを米側に提供して、いま日本海へ入ってくる場合には、訓練海域へ到達する以前に十分安全を確認しながら合流地点へ予定のときに来てもらう、そのために途中の安全に必要なる情報は提供したわけでございます。

しかしながら、米艦ないしソ連艦には、海上自衛隊のような念入りな、小さな浮きまで熱心に発見するという点でふなれた点があつたのかも知れませんが、結果として、訓練に参加する途中ではえなわを大量に切るというふうなことが発生しまして、大変私どもは残念に思つております。

そこで、今後こういう訓練を実施する場合に、従来例とかが方法にこだわらずに、たとえ危険を伴わない訓練であっても影響を与えるところが大きであるというふうな予想がされる場合には、なるべく早目に射撃を伴う訓練と同じように関係官庁に御連絡をして、関係の漁民にも早目にその旨が伝わつて、幾ら訓練があると言つても漁船は平常どおり安心して操業ができるのである、自衛隊側はその漁業の安全を守りながら漁船を避けて訓練するんであるというところをあらかじめよく知つていただく努力をすればかなり不安は取り除かれるのではないかと、こう思つておるわけでございます。

○中尾辰義君 防衛庁長官、時間がありませんけれども、もう一問だけ。

これは、今度の事故の原因になつたのは、防衛庁長官の発言であるように思ひますけれども、ソ連艦が関係している、この事件に、そういうふうな発言があつたように思ふんですが、これはどういふ調査になつておるのか、その辺いかがです

か。

○国務大臣(大村義治君) ソ連のカラ級ミサイル巡洋艦が十四日の午後から十六日の午後にかけてはえなわ切断が発生した海域である積丹沖合にいたことから、ソ連艦がはえなわを切断した可能性もあるという趣旨のことを申し上げた次第であります。

○中尾辰義君 可能性があるというだけであつて、それはソ連に対して調査を申し入れたんですか。その辺はいかがです。

○政府委員(愛知和男君) ソ連側に対しましては、五月の十八日に、外務省のソヴィエト連邦課長より、在京ソ連大使館コマロフスキー参事官を招致いたしました。この件をめぐる状況を指摘するとともに、次の点につきましてソ連側に照会いたしました。つまり、当時付近にいたソ連の艦艇の船名、それから数、これらの艦艇が本件被害を起したか否かの事実の調査及び確認、これらの艦艇はこの水域でいかなる活動を行つてきたか、この点につき照会方申し入れをいたしました。これに対しまして、先方参事官は本國政府に照会するという回答でございます。

○中尾辰義君 それじゃ長官結構です。農林水産大臣にお伺いしますが、補償問題について、従来外国船による公海上での漁民の被害を受けた事例と、それから補償の要求額及び実際の補償額、そういうことはいまの段階でどうなつておるんですかね。ちょっとお聞かせ願ひたい。

○政府委員(今村宣夫君) 日本海サケ・マスのはえなわ漁業協同組合からの報告を私たちが取りまとめたところによりますと、五月十四日から十六日にかけて延べ百十七隻、実際の隻数は七十三隻でございますが、その漁船が外国軍艦の行動に起因すると思はれる漁具被害を受けっております。同組合は、これを被害金額として約九千二百万円になるということを言つております。

○中尾辰義君 それから、これは先ほど外務省にも聞いたんですが、今回の事故を起したのはソ連船もかかわつておるやもしれないと、そういう

ことですけれども、そうなりますと、これは加害者が米ソ両方にまたがっちゃって、お互いになり合ひをしてなかなか補償問題が解決しないと、そういうときはこれはどうなるんでしょうか。これはどこですか、農水省か外務省か。

○政府委員(今村宣夫君) 今回の被害補償という問題につきましては、被害者から加害者に対して要求をして、これら当事者の間で折衝解決せられるという性質のものであると思います。ただ、十六日の米側回答によりますれば、米國としては加害責任を認めているわけではございませんが、米國に責任があるとすれば、米國側はこの問題をこの種の事柄の取り扱いに關する確定した経路を通じて迅速に処理することができるよう、日本側主張の損害について詳細にわたる事項を提示するように依頼をするということを外務省に申しておると承知をいたしております。なおまた、米國側としては、本件被害はソ連巡洋艦によつて引き起こされた可能性の方が大きいということも言っておるといふふうに承知をいたしております。

私どもとしましては、まず被害額の確定を急ぎたいと思っておりますが、いま申し上げましたのは、金額につきましては組合から申し出ておる金額でありますし、また漁船が無線基地に連絡してきた被害及び隻数でございますから、帰港の都度これらの事情をよく聴取をして、私たちは海上保安庁とも協議をして、速やかに被害額を決定をいたしましたと思っております。

しかし、今回のケースは加害船舶が外國のものであると見られておりますし、まず加害者責任を当該國に認めてもらうことが肝要でございますので、この点は外務省にお願いをしなければならぬと思っております。

そうになりました場合にどうなるかということでございますが、行政的救済措置として考えます場合に、米國內法によりますと、海事請求処理権限法というのがございまして、海軍の行為による損害に對しまして補償額百万ドルまでは米國海軍長

官に支出権限があるというような法律がございまして、また、外國請求法というのでも同じようなことが規定をされておりますが、アメリカの言うしかるべき機関ということになりますと、行政的救済の窓口は在日海軍法務部であり、当方の当事者としては日本海サケ・マスはえなわ組合であろうかと、こういうふうにご考慮をしております。

○中尾辰義君 ですから、米ソがお互いにおれの方じゃないんだと、これはアメリカだ、ソ連だと言ったような場合で、話がまとまらぬ場合、その補償問題はどうかと言っている。いかがでしょう。

○政府委員(今村宣夫君) 話し合いがまとまりませんでしたら、訴訟問題にならざるを得ないということになります。訴訟になりますと、これはまた長引くんじやないかな。どこに訴訟するんですか。

○政府委員(今村宣夫君) これもまたよく検討いたさなければなりません。公海上の事故でございますから、軍艦側の属する國の法律ということになります。米國の法律で裁判所に提訴をするということであろうかと思つております。

○中尾辰義君 まあ、これは深く追及はいたしません。アメリカの裁判所に訴訟してみても果たしてこれは解決できるか、それはちょっと私も疑問に思つておる。それで、時間がありませんので、法案につきまして若干お伺いします。

先般、当委員会として、法案に關係して筑波学園都市を視察をされましたわけですが、なかなか行き届いた環境、設備で、非常に感銘して来たわけでございます。それで、私はこの法案には賛成の立場ですが、二、三お伺いしたいと思つております。

も、この辺のところももう少し、提案理由読んだだけでは、わかつたようでもあるけれども、もう一つわからぬ点がある。そこで、まあ判断としないので、どういう必要性、どういう利点、どういう効果、この農業研究センターにあるのか、設置の真意、こういったところをまずお伺いします。

○政府委員(川嶋良一君) 農業研究センターを今日の段階で新しく設置する理由につきましては、やや具体的に申し上げたいと思つております。農林水産省の農業関係の試験研究機関というのは、おおむね昭和三十六年に現体制ができております。これは、専門別の技術開発が非常に強力に要請されていた段階でございましたので、そういう体制になりました。その後畜産ですとか園芸ですとか、各方面の専門的な技術開発は大変進んだわけでございます。ところが、御案内のような最近の農業の状況が、こういう個々の専門を超えて、それぞれの専門の間でいろいろと整合性のあ

る農業、あるいはエネルギーの問題ですとかいろいろの問題がございまして、そういうものを解決するための統合的な研究を推進する必要があると思つておるわけでございます。

ところが、従来でございすれば、そういうような需要が生じた段階で新しい研究機関をつくるということが行われてきたわけでございます。一つは先生御指摘のようなこういう行政大

変換しいという状況がございまして、もう一つは、筑波の研究学園都市に各専門機関が集まってきたりしましたので、従来のように全然違うところに一カ所新しいものををつくるということではなくて、それぞれ研究機関が相協力をしてやられていくということによつて、従来の研究をやりながらなおかつ総合的なものができるのではないかと、こういう段階になったわけでございますが、それにいたしまして、従来型の研究では十分でないというところから、私どもといたしましては現在の研究体制を見直しをいたしました。現在の枠の中で新しい研究需要に應ずる体制をつくつていきたい

と、こういうことで、その主力となります農事試験場あるいは農業技術研究所等の農業経営関係の部門、こういったものは最近のいろいろな需要にこたえる主となる研究機関でございますけれども、それがばらばらですと十分力を発揮できないということから、それらのものを一つの組織にいたしまして、しかもなおかつ、固定的ではなくてかなり柔軟なあるいは開かれた研究機関ということに、従来の試験場あるいは研究所ということでは、従来試験場あるいは研究所というものでなく、農業研究センターという新しい組織体制をつくるということで、見直しの上で新しい研究に對しては、こういうことで考えたわけでございます。

したがしまして、全く新規に新しい研究機関をつくるということではなくて、現在の厳しい行政の中でやつていくということでございます。十分行政改革等の諸般の事情も踏まえながら、なおかつ新しい需要に研究を持つていくこと、こういう趣旨でございます。

○中尾辰義君 次に、農林水産技術会議というのがございまして、こと今度の農業研究センターとのできるまでの關係性はどうかということ、これを伺いたいんです。というの、これは昭和三十六年の農林省設置法の改正以来、農林水産技術会議が農水省關係機関の試験研究の基本的計画の企画立案及び総合調整事務を一括所掌すると、こういうことになっておるんです。それで、当然今度の農業研究センターの設置に当たつて農林水産技術会議の意見が尊重されるべきではなかつたかと、こう思つておるんですが、これはこの設置に当たつて何か意見があつたんですか、それともこれは全然關係がなかつたんですか、その辺はいかがですか。

○政府委員(川嶋良一君) 農林水産技術会議とこの新しい農業研究センターとの關係につきましては、いろいろと私どもも検討をしたわけでございますが、基本的には農林水産技術会議の、先生た

りましても農林水産技術会議の機能は変わりはないわけでございます。

それから、農業研究センターというものは、こういうほかの研究機関の基本的な計画を立てるとか、あるいは総合調整をするとか、そういう機関ではございませんで、実際に試験研究を実施する機関でございます。そういうことから言いますと、ほかの研究機関と全く同様でございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、やる実際の研究の内容がかなり従来の専門型から土地利用の幅の広い仕事をやっていく、こういうことにこの研究センターの力点があるわけでございます。研究センターの力点があるわけでございます。技術会議はあくまでも研究の全般的な総合調整をやる、この総合研究センターはそういうことで研究をやるということでございます。そこらの辺は特にこの研究センターを中心に研究体制の見直しをする際に、昨年一月から農業関係の研究体制を見直しするための委員会を設置をいたしました。そして各方面でいろいろと検討いただきました。従来のような農林水産技術会議の機能のもとにこの農業研究センターが幅の広い試験研究を実施してまいる、こういうことにした次第でございます。

○中尾辰義君 局長の答弁は答弁としていま承ったわけですが、あなたの方からこういう「農業研究センター」設立のねらいと経緯、これは農林省で出したんです。これを見てみるんです。この中に、昭和五十五年一月以来、学識経験者から成る農業関係試験研究体制検討会——検討会です。これを設けて検討を重ねた。こう書いてあるんですね。ところが、ここには農林水産技術会議のことについては何も触れてないわけですね。

そこで、この検討会というのをどこに設置したのか、それから農林水産技術会議の下にあるのか、この辺どうなっているのか。それと、農林水産技術会議の委員以上の権威のある学識経験者がおられるかどうか、それから現在の農林水産技術会議の会長、委員の名前をひとつ聞かしてください。

○政府委員(川嶋良一君) 先ほど申し上げました農業関係試験研究体制検討会というものは、農林水産技術会議の決定に基づきまして、農林水産技術会議が決定をされるための諮問機関として設置されたものでございます。そういうことでございますので、先ほど先生お読みになりました資料は、その検討会の報告として農林水産技術会議に報告されたものでございます。で、それを受けて、農林水産技術会議は農業研究センター等の設置をすべきではないかという決定をされたものでございます。でございます。でございますので、農林水産技術会議が主體的にやっております、検討会というのはその諮問機関である、こういうことでござい

ます。それから技術会議の委員は、会長が大澤融でございます。それから委員が六名おります。委員は柴田和雄、伊藤利次、梅村又次、齋藤政憲、養田泰治それから石倉秀次、この六人の方でございます。○中尾辰義君 次に、設置の理由に關連いたしましてお伺い申し上げます。行政庁の監察局が昭和五十四年実施をした「農業技術の開発と普及に關する行政監察」、この結果が五十五年十二月に発表されておるわけでありまして、私はこれを手元にもあるんですが、この中に「筑波農林研究団地の概成に伴う実施体制の見直し」という報告文が出ておるわけですが、報告がですな。

そこで、この報告につきまして、今回の法案にどういふ点を取り入れたのか、あるいは取り入れなかった点、これはこういうわけで取り入れなかった、こういうことをひとつ。○政府委員(川嶋良一君) この農業研究センターの設立に關する検討につきましては、先ほど御説

明したような経緯でございますので、必ずしもこの行政監察の結果によりましてこれが考えられたというところではございません。しかしながら、その行政監察で指摘をされた事項の主要なものについては、十分それが取り入れられていく、こういう

ことであろうと思っております。特に報告で指摘をしております農業技術研究所の経営土地利用部と農事試験場の農業経営部との統合あるいは畑作研究用共同利用研究施設の共同利用の推進、こういったような主要なものは、今回の農業研究センターの組織あるいは運用で十分取り入れてございます。そのほかの、事務的な処理を効率的にやるようにとかいろいろございまして、そういう点につきましては、目下いろいろと運用等で検討しております。逐次それを実施する方向で考えている次第でございます。

○中尾辰義君 それから設置理由に關して再度、くどいですが、これは先ほど答弁がございましたが、現行の試験研究体制では専門別縦割り体制であるために総合的な問題には適切に対応することが非常に困難である、こういうことが言われたわけですが、これは三十六年に農林省が試験研究機関を整備拡充した際できたわけですが、その後もずっと今日までこれが堅持をされてきたわけですね。

そこで、これは衆議院の内閣委員会のことですが、このような方針をいまになって修正をする理由として、こうおっしゃっているんですね、これは、近年わが国の農業は、農産物の不均衡の問題とかエネルギーの問題とかいろいろの問題が發生しており、従来の専門別研究体制というところでは十分対応し切れない、こういったような問題が出てくる。これは先ほどにも似たような答弁がございましたけれども、もう少し、これだけではちょっと私も説明不足じゃないかと思うんです。この総合的研究という点を、ただあそこ

に、筑波センターに専門機関が寄ってくるから、そこに調整役みたいなという、そういう簡単なこととでなしに、もう少し総合の意味を専門的にひとつ説明していただきたい。○政府委員(川嶋良一君) 先ほど一般的なことを申し上げましたので、具体的に申し上げますと、稲とか野菜とか果樹、畜産、こういった点につ

ては、あるものについては大要技術が進歩しまして、一方では過剩状態にございます。それからまた、そこから生じます公害の問題ですとか有機物の問題ですとか、いろいろ問題が出てまいっております。そのほかに、一方では大要足りないものがあるということで、土地の有効的な利用ということが重要になってまいりまして、特に水田利用再編等は、こういったことで目下鋭意努力をして

いるわけでございますが、そのほかにもエネルギーの問題ですとか、あるいは全体の有機物が畜産なり園芸なり耕種農業とどういう形で結びつけ

ればいいのか、こういったようなこと。あるいは一方では害虫を防除しますと、一方では環境が非常に悪くなってくる、そういう中で農業をどうバランスをとってやっていこうか、いろいろそういう最近の研究需要が生じてまいりました。とについては、従来の物別の専門的なこと、あるいは学問的な専門的なことをやっているものが筑波に集まってやるだけでは十分じゃございませんので、特定の研究機関を設けて、そこで実際にその研究機関の中あるいは現地で試験をやって

みまして、それで具体的にそういうものをつくり上げていくということがございましてと問題の解決になりませんので、そういう意味で農業研究センターで専門を超えた総合的な研究をやってまいりたい、こういうことでございます。

○中尾辰義君 それから、センターの新組織の態様ですね、これは行政改革も叫ばれておる、こういうさなかにつくるわけですから、どうなっているのか。私の調査では、これは農業技術研究所から四十一名、その他草地試験場、畜産試験場から数人加えるとか、いろいろ聞いておりますけれども、その辺どうなっていますか。

○政府委員(川嶋良一君) 先ほど申し上げましたように、今回設置をいたしたいと思っております農業研究センターについては、人の数につきましては現行の定数を振りかえてやっていきたい、こういうことでございます。その中身につきましては、先ほど先生御指摘の

ようなことで、農事試験場から二百五十人、農研から四十一人、草地から六人、蚕糸から四人という形で定数を振りかえるわけでございますが、これの基本的なところは、農事試験場のような土地を使っているような作目を土地利用型でやっていく研究と、それから農業経営という立場からどういう作目をどういう形で結ばいのか、あるいはどういう形で地域の農業を進めていけばいいのかというのを一体にしましてやっつけようかと。従来、これが別な機関にありまして、必ずしもそこら辺が十分一緒に仕事をしにくいということがございまして、これを同じ研究機関の中で一緒に仕事をしてみよう、こういうことで考えているわけでございます。

それから、これと関連をいたしまして、いろいろ見直しをして、地域の農業試験場というのがございまして、こういうようなところにも人員を振り向けまして、全体として総合的な研究が進んでいくというような形にしようというのが趣旨でございます。そして、その一つの具体的な特徴といたしましては、研究機関でございますので、専門的な研究部あるいは研究室等がございますけれども、従来なかったような人あるいは研究の期間、やり方等について長期的に、もうびじつと決まってきたような形じゃなくて、この問題を解決するにはこれくらいの人間で、この期間で、こういうことをやり遂げよう、こういうようなものを現在のところは五チーム考えているわけでございますけれども、もう一つは柔軟な組織をつくりまして、それを中心にして総合研究を推進してまいりたい、こういうことでそれぞれの研究部、室のほかに、こういう総合チームを設けてやっつけようというのがある特色でございます。

○中尾辰義君 もう時間がありませんので、最後に大臣にこれはお伺いしますが、食糧安全保障について、これは鈴木内閣の発足以来、総理の提唱による総合安全保障という観点から強調されておるわけですが、すでに総合安全保障関係会議、これも設置をされて、昨年は当委員会でも議論

したわけですが、今日まで四回ぐらい会議を持たれたと、こういうように聞いておるわけですが、食糧についての安全保障という問題が果たして総合安全保障で討議されたのかどうか。それから、こういうような閣僚会議に出て農林水産大臣としてどのような見解を述べられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 総合安全保障関係閣僚会議は、経済、外交等の諸施策のうち安全保障の観点から総合性及び整合性を確保する上で調整を要するものについて協議することを目的として設置されたわけでございますが、昨年十二月以来これまで四回開催されており、国際情勢、石油情勢、あるいは経済協力などについて協議がなされております。それらの討議の中で、食糧についても備蓄やあるいはASEAN諸国への農業技術協力等の各般の対策を検討すべきであるなどの問題提起が行われております。

本閣僚関係会議における協議項目は、その時々々の局面における内外情勢等を勘案して決定をされたと承知いたしておりますが、食糧の安定供給確保はわが国の総合的な安全保障の不可欠な一環をなすものであり、食糧問題は引き続き主要な関心事項に含まれるものと考えておりました。今後の具体的な備蓄の問題等につきましても協議をいたしておるところでございます。

結論を出すという式の会議のやり方ではなく、お互いにいろいろな問題を提起し合って、それぞれの省においてそれを具体的な行政の中に反映をさせていくという形でいまのところ進めておる状況でございます。

○中尾辰義君 そうしますと、結論は出さぬけれども、問題点を挙げて行政段階でそれを実施させると、こういうことですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) さようでございます。○中尾辰義君 これは大臣も御承知のように、昨年の四月の衆議の本会議において「食糧自給力強化に関する決議」これが各党の一致で出たわけですね。政府として、食糧の安全保障という観点

に立脚して日本の農政というものを当然展開していかなきゃならぬ。そこで、政府としてはいまこそそういう立場を明確にする必要があるんじゃないか、こう思うわけです。そういう意味で、昨年の十月の農政審議会から答申を得た「八〇年代の農政の基本方向」並びに昨年十一月七日閣議決定をされた「農産物の需要と生産の長期見通し」、これは食糧安保という立場から現時点においてどう考えているのか。見直しをされるべき余地が残っているんじゃないか、この辺は検討されておるのかどうかお伺いします。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。ただいま御指摘のように、昨年の十月末に農政の基本方向並びに十一月初めに長期見通しの閣議決定をいたしました。その際、御指摘の食糧の安全保障の問題は、やはり国民の基礎的な食糧につきましましては一口たりとも欠かせないものであるという観点から、いろいろの御指摘を得ております。国内の生産全体の中で、日本国内で生産できるものは極力国内で生産し、輸入によらざるを得ないものはこれは安定供給を図っていくという基本的な観点で、食糧の自給率を高めるものにつきます。これは完全自給を図るということで、米、野菜、果実、畜産物等こうした配慮を持って進めていくわけでございます。ただ残念ながら、飼料穀物、トウモロコシ、マイロのような類、あるいは搾油用の大豆、製油用の、油になります大豆等につきましては、今後も相当海外に依存せざるを得ない。こうしたものにつきましては、平素から外交努力を通じて安定的な確保と、並びに一時的な変動に対しましては備蓄政策、さらに長期にわたります不測の事態についての考え方等の御指摘がございました。

さらにこの問題については、農政審議会におきましても検討を深めるようにという御指摘を得ているわけでございます。そこで、ついせんだけれ、農林省におきましても、農政審議会に諮るべくこうした観点から食糧の安全保障という問題についての広範な検討に入っております、各それ

ぞれの責任者を設けて検討を開始したというのがいまの段階でございます。ただ、これは今後そうした不測の事態等を考慮して、どういうような体制なり、どういった施策の準備その他いろいろな配慮すべき事項等を考えるものでございまして、これが直ちにいま、昨年閣議決定いたしました長期見通しを修正するような段階になるものとは、私どもはいまのところは予想しておりません。

○野田哲君 農水大臣にまず伺いますが、きのうどこかで亀岡農林水産大臣は講演をされているようでありまして、その新聞の報道を見る限りにおいては、私は決算委員長もやっているとありますが、農水省の補助金については全部これは集中審議をして洗い直しをやらなければならないような性格の発言をされているように思っています。きのうの農水大臣が出席されたこの会の性格というのはどういった性格のもので、農林水産大臣としてはどういった役割を持ってこの会議に出席をされたんですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 経済団体連合会のフォーラムの会合がございまして、そこに招待を受けまして、昼間食事後、三、四十分農政に関する考え方を何か話してほしいと、こういう要請がございました。それから、昼間の時間に参加して、私の考えを述べた次第でございます。

○野田哲君 その経団連のフォーラムというのは、つまりいま鈴木内閣が進めている、そして政治上の大きな課題になっている行政改革について財界人が議論をする、こういう性格のものだったんですか、どうなんですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 性格は私はその会議に出でおりませんので詳しくはわかりませんが、もしも、農政を考えるとということでございます。もしも、何か目録を見ますと、食品工業から見た農政問題というようなことを午前中にやっておったようでございます。○野田哲君 農林水産大臣としてそこで話されたことというのは、つまり意図というか趣旨というのは、農業団体に対する補助金というのは削減す

べきでない、こういうふうにおっしゃったわけですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) その具体的な補助金の問題は私の講演の中では取り上げておりませんが、農政というものが日本の場合、特に農業基本法に基づいて自然的、社会的、経済的不利条件のもとに経営しなければならぬ農業というものに對する国の施策というものがいかにあるべきかというふうなことが今日までずっと行われて積み重ねられてきておられます、おられますけれども、米の過剰とか牛乳の過剰とかミカンの過剰とか、そういう問題が現実起こっていろいろな農業の面においても苦しい面があります、したがってこれらの農業問題を解決してまいりますためには、過剰の問題を解決しなければならぬとか、あるいはそれがために相当な国の資金を使っておるといふ現実、さらに将来の問題として生産性の高い農業をつくり上げていかなければならぬと、そのためにはいまその基礎を整備しておる途中でありまして、こういうことを申し上げまして、これらの農業という問題についてとってまいってきておられます施策に急激な変化を与えるということはほんのりなものでしょうかと、私としてはそういう点は十分理解ある国民の協力が必要ではないかと思ひます、こういう表現をいたしました。

そして最後に、保守政権をわれわれはずっと担当していただいていたわけでありまして、けれども、なかなか今回の、この農政というものを重視するような方向になりますとフランスのような方向になることも考えられますが、こういう言葉は私は確かに使いました。

○野田哲君 新聞は各紙、亀岡農林水産大臣が財界に向かつて行政改革、補助金削減に牽制をしたんだと、こういう意識づけでこの報道をやっておりますがね。

そこで、先ほど山崎委員からも同様趣旨の質問がありました、いま農林水産大臣が最後におっしゃったフランスのようなのは一体どういうことなんでしょうか。フランスのどのようなことを

指しておられるんですか。私もフランスには何回か行ってまいりましたし、フランスはやっぱり農業国だということも承知をしておりますが、きのうの講演の中で最後に言われたフランスのようだというのはどういうことを指しておられるんですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) 率直に申し上げていただきますならば、私も政界人でございますので、政界人としての所感を最後に述べたわけでございます。

フランスも御指摘のように農業国、相当日本と同じく非自由化品目等もございまして、ECの中では農村対策を積極的に進めておると聞いております。そのフランスにおいて今回共産党系がぐんと伸びたと、こういうふうには私は理解をいたしておるわけでございます、そのように日本も下手をするとなる心配ありませんかと、こう聞かされたわけでございます。

○野田哲君 フランス共産党がぐんと伸びたと言われるが、フランスの一番政治上の大きな変化というのは、ミッテラン氏が大統領に当選をしたこと、こういうことですが、そのことは全然あなたのおっしゃった意味の中には入っていないんですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) 私、そこまで深く考えずにフランスという言葉が出てきたわけでございます。この間の選挙がああいうふうな、どっちかというところ直直なジスカールデスタン大統領とミッテラン氏との戦いであつたものだから、あれがすぐ、原稿も用意しないでやりましたためにそれが浮かんできて使ったわけでございます、いまから考えますとちょっと軽率だったかなという考えもいたします。

○野田哲君 ミッテラン大統領はフランスの社会党なんでありまして、あなたのおっしゃったことと全然ピンと合わないんで、これはちよっと農林水産大臣としては、具体的な事実としては大変な私は認識不足、認識間違いだというふうな思ふんですが……

ともかくとして、いま言われたことで、そういたしますとあれですか、新聞にも書いてあります、つまり農林水産省がやっている農村向けの補助金を削減をするということ、打ち切るということ、左翼勢力に利してフランスのようになりまして、つまり農水省の担当している農村向けの補助金というのは、新聞にもありますが、農民の自民党離れを起ささないように、自民党に対する支持をつなぎとめるために補助金を出しているんですか。そういう意味になるんですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) そういう意味は私は毛頭ございませんで、やはり日本国憲法に定められましたところの国民としての権利義務を享受していただく上において、農村に住もうと都市に住もうと、同じ環境のもとに住む権利があるということでございます。御承知のように、道路を見ましても、住宅を見ましても、いろいろな面でやはり農村がおくれているわけでございますが、そういうおくれをそのままにしておく他党の——他党といひますか、私は共産党と言つてしまつたんですが、侵入の場をつくつてしまつた。だから、そういう面に対してやはり十分施策の充実を図つていかなければならぬと思つたということ、補助金そのものを直接私は言つたわけではありませぬけれども、何しろ最近農林水産大臣というものは、非常に改革があつて以来、国家行政組織法に定められた農林水産大臣の責任と任務を普通に語つたとしても何か行革に消極的になつた、こう新聞に書かれてしまつたほど厳しい環境であると、こういうものでありますから、ついでここに集まつている方々がこれは農林水産行政というものを批判し、そしていろいろな提言をされていく方々かなと、こう思つて出席したものですから……私は、どうも財界の方々だれも知らぬのです、本当は、ですから、ついでに話が回り過ぎましてああいふことになつた、こういうことでございまして、本当に、先ほど山崎委員から少し慎重ななければいかぬぞと、こう言われたもので、そうだったな

と、こう思つております。

○野田哲君 農水省の補助金、それを打ち切ることとフランスのようになるぞというふうなことを結びつけられると、われわれとしてはいささか農水省の補助金についてももう一遍これは本腰入れて見直さなきゃいけないし、決算委員会でもこれは、二、三日はたっぷり時間とって集中審議をやつてみようかというふうな考えざるを得ないんです、これはまたの機会にひとつ譲るとして、少し口が滑り過ぎたような感じがしますが、また予算審議のときにしっかりと今度は目を光らしてやります。

水産庁の長官見えておりますか。——先ほど山崎委員の質問に対して被害の報告があつたんですが、水産庁の長官はきょうの被害の状況についてはまだ承知をされておられませんか。

○政府委員(今村富夫君) きょうの被害の状況につきましては、先ほど共同通信のファックスがございましたので、早速秋田県の水産課長に電話で問い合わせましたところ、共同通信のファックス情報とはほぼ同様の連絡が男鹿無線局に入つていて、このことを確認を得ました。

○野田哲君 それはどういふ被害ですか。

○政府委員(今村富夫君) 男鹿漁業無線局に入つた連絡によりますと、二十一日午前六時ごろ、秋田県能代市の西約百五十キロの日本合同演習海域で六隻のマス流し網が長さ約九十メートルにわたつて切断されているのを操業中の漁船が見つけたというところでございます。

それから被害が発生した海域は、東経百三十九度北緯四十度五十分から、東経百三十八度四十分北緯四十度三十分の付近で、日本合同演習海域の東端であるということでございます。当時、船団から約五キロ西側の地点に演習参加艦艇が六隻おつた、しかし同時にまた、同海域は貨物船の航路にも当たつておると、こういうことで、合同演習参加の艦艇が破つたものか貨物船が破つたものか特定できないということが主な内容でございます。

○野田哲君 海上保安庁見えておりますか。海上保安庁はその状況を把握されておりますか。○説明員(野呂隆君) 私の方が情報を入手いたしましたのは五月二十一日十三分でございます。先ほどお話がありました男鹿漁業無線局から県の水産課を通じて秋田海上保安部に入つたものでございます。

被害日時、場所等につきましては、五月二十日の二十時三十分から二十四時の間ということになっております。海区は〇八一四五海区、こういうことになっておりまして、被害漁船、被害状況は、第五新栄丸、第十新栄丸、茂浦丸、第八早取丸、第五十八幸福丸ということになっておりまして、各船合わせて二十反ほどということになっております。

付近を航行する船舶の灯火を視認したが、船形は不明であるということで、参考までに、第五十八幸福丸から男鹿漁業無線局に午前六時十分に入りました電報の内容によりますと、網の被害が発生、各船合わせて二十反ほど、貨物船の航路に近いため、二隻の通過を確認した、見張りの中の二十二時から二十三時にかけて何隻かの艦隊の移動を目撃した、夜間のことで原因はわからない、こういうことでございます。

○野田哲君 水産庁の長官に伺いますが、はえなわという漁法、これを簡単に、どういう仕掛けをやっているのかと説明していただきたいと思っております。

○政府委員(今村宣夫君) 使用漁具は、はえなわを約三十キロメートルないし五十キロメートルぐらいずつと流すわけです。そのなわを流してありますところの下にまたなわをつけまして、その下に釣り針をつけるという形で、ちょっとここに図面がございますが、こういうずつとなわを流していきまして、それを大体なわを入れるのは、朝なわというの、朝これは主としてなわを午前零時から四時ごろまでの間に入れます、それを日の出から午前十時ごろまでに揚げるわけでございます。夕なわというのは、これはなわをずっと日没

後入れていきまして、入れ終わるにも相当時間がかかりますが、入れ終わつたごろにまた揚げていくという形になっております。

そのなわの標識でございますが、これはほんてんを、大体千二百メートル間隔ぐらいに旗を立てまして、その旗の大きさは大体五センチ、四センチぐらいな、それ大きな旗ではございませんが、大体千二百メートル間隔にそういう旗を立てておるわけでございます。

○野田哲君 これは夜でもその付近を航行している船には当然見えるわけですね。

○政府委員(今村宣夫君) そういう小さい旗でございますから、夜はなかなか識別がむずかしいのではないかと思えます。

○野田哲君 はえなわを切断して船の航行をやつた場合は、これは刑法上の罰則等についてはどういふところがあるんですか。

○政府委員(今村宣夫君) これは、通常の民間の事件でございますれば、海上の財産の棄損でございますから、この点についてその原因その他海上保安庁で調査をいたしまして、加害者がわかればその加害者側に損害賠償を請求するという形になるわけでございます。

○野田哲君 当然、そのはえなわを仕掛けてある区域を航行する船舶については、十分注意をして、そういう被害を及ぼさないような航法を義務づけられていると思っております、そういう理解でいいわけですね。

○政府委員(今村宣夫君) はえなわを引っ張っておるところを航行してはいけないということにはなっていないわけでございます、漁業者の方も先ほど申し上げたほどなわをつけてそれを標示すると、航行いたします船舶につきましても、大体漁期その他十分留意をいたしておりますから、できるだけそういうものの被害を与えないような形で航行するということになっておると承知しております。

○政府委員(山崎拓君) 政務次官でございます。○委員長(林道君) ちょっと速記をとめて。(速記中止) ○委員長(林道君) 速記を起して。午後三時五十三分休憩

午後四時四分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

○野田哲君 防衛庁に伺いますが、今度の、はえなわ漁船に大変な被害を一度ならず二度ならず三度も引き起こしたこの日本海での演習というのは、一体どこで計画をされたんですか。

○政府委員(山崎拓君) この共同訓練に関しましては、昨年末、米側より対潜特別訓練の実施について申し入れがございまして、ことしに入りましてから、米側と実施時期、場所、内容等につきまして調整を重ねました結果、四月末ごろ具体的な中身がほぼまとまりまして、五月初め、長官の実施計画承認を得まして訓練実施の運びとなったものでございます。

○野田哲君 そうすると、アメリカから持ちかけられた。それに応じて日本側も協議に入って、四月末にまとめたということですが、この共同訓練の区域、これはどういう範囲にわたっているわけですか。

○説明員(芥川哲士君) お答えいたします。今回の訓練は、前半、後半と二回に分かれて実施されることになっているわけでございますが、前半の区域は秋田沖の公海上の海面で、縦約百二十マイル、横約百四十マイルの公海上の海面でございます。後半の訓練海域はその部分を約八分の一縮小いたしましたしております。

○野田哲君 縮小したのは後期を縮小したわけでしょうか。もともとは縮小の計画じゃないわけでしょうか。

よう。それは東経、北緯それぞれちゃんとした場所を具体的に示すものがあつたと思っておりますが、それはどうなんですかと聞いています。

○政府委員(山崎拓君) 具体的区域につきましては運用二課長から説明をいたさせますが、この訓練海域を縮小いたしました経緯は……

○野田哲君 それは後で聞きたいです。

○政府委員(夏目晴雄君) 当初の訓練海域は、東経百三十九度北緯四十一度の点と東経百三十九度北緯三十九度の線、同じく東経百三十六度と北緯三十九度の線、それから東経百三十六度と北緯四十一度の線を結んだ先ほど御説明した縦約百二十マイル、横約百四十マイルの地点が今回の演習海域でございます。そのあと、後半の訓練区域につきましては、北西の八分の一部分、すなわち東経百三十六度と北緯四十一度、同じく東経百三十六度と北緯四十一度、東経百三十七度三十分と北緯四十一度三十分の四点を結ぶ線をカットしたわけでございます。

○野田哲君 その海域を演習区域として定めるに当たって、防衛庁としては、漁業との関連が出てくるということとは全く想定をしなかつたわけですか。

○政府委員(山崎拓君) 訓練計画の作成段階から、今回の訓練海域周辺で漁船が操業してありますことは承知をいたしておりました。しかしながら、戦術技量の向上のためにいろいろな海域で訓練を行うことが必要でございますから、日米双方の訓練日程を調整いたしました結果、この時期、この海域で訓練をいたすことになった次第であります。

この際、漁船の操業に極力影響を避けるという観点から、魚の宝庫と申しますか、網集海域であります大和堆を避けまして海域を決定いたしましたし、また当初予定いたしておりました射撃訓練も中止をした上で訓練を実施することにいたしました次第であります。また訓練実施中は、漁船の操業状態を十分把握いたしますために毎日航空機

を飛行させ、艦艇の見張りを強化するなど安全措置をとってまいりましたところでございます。

○野田哲君 政務次官、万全の措置をとったと言っても、万全の措置は全然とられてないじゃないですか。三回も被害を起こしたわけですから、そんな形式的なことではこれは済まされないと思っています。

そこで、前期、後期に分けて、日本側、アメリカ側どのような艦艇、それから飛行機も参加しておると思うんですけども、どのような航空機がこれに参加しているのか、これの詳細を説明をさせていただきたいと思っております。

○説明員(芥川哲士君) 御説明いたします。前半と後半におきましては若干艦艇の入れかえがございますが、一番多い後半の艦艇数、これは前半に参加いたしました艦艇を含めておりますので、後半の艦艇について申し上げます。

わが方の艦艇は、護衛艦「あさかぜ」艦番号一六九でございます。それから護衛艦「あまつかぜ」艦番号一六三、護衛艦「ひえい」一四二、護衛艦「たかき」艦番号一六四、護衛艦「みねぐも」艦番号一六六、護衛艦「なつぐも」艦番号一七、護衛艦「むらくも」艦番号一八、以上が護衛艦でございます。それから次は、補給艦一隻「さがみ」艦番号四二が入っております。それから潜水艦、わが方から二隻出ております。これが「うずしお」「たかしお」というものでございます。それから航空機はP2Jが出ております。

それから、米海軍の方でございますが、これは駆逐艦が出ておまして、艦番号九八四「レフトウィッチ」という艦でございます。それから艦番号九四五「ハル」それから艦番号九五〇「エドワード」、艦番号九八五「クッシング」、艦番号九八六「ヒル」、艦番号七「ウィルソン」、艦番号二四「ワデル」、艦番号三「ディケイター」、艦番号一〇四「ブラッドレイ」。次に巡洋艦でございますが、これが「ベインブリッジ」艦番号二五でございます。それから補給艦「ミスピリオ」一〇五並びに潜水艦が「ダター」一隻、こ

れは通常型の潜水艦でございます。それから、米側から参加しますところの航空機はP3Cでございます。なお、以上のほか、後半の部分におきましては、航空自衛隊の航空機M1J、F1及びF4が目撃機として飛行する予定になっております。以上でございます。

○野田哲君 いま説明のありました日本側の護衛艦七隻、それからアメリカ側は全部で十二隻ですね、これが演習区域へ向かう経路というのはどういうふうになっていったんですか。特にアメリカ側はどういうふうになっていったわけですか。この経路をそれぞれ具体的に説明を願いたいと思っております。

○説明員(芥川哲士君) アメリカの艦艇は前半と後半で経路が違いますので、まず前半の参加いたしました艦艇でございますが、これは先ほど申しました中で「ウィルソン」それから「ハル」「クッシング」「レフトウィッチ」、この四隻、これは佐世保に集結いたしました。佐世保から訓練海面へ北上したわけでございます。それから、後半に参加しました艦艇のうち、先ほど申し上げました前半の訓練にも参加しました艦艇、これは前半の訓練が終了しました後は舞鶴の方へ南下いたしました。そして、そうして後半の訓練到着の前日に訓練海面へ舞鶴の方より北上したわけでございます。それ以外の艦艇、すなわち後半の訓練に新たに参加した艦艇は、これは宗谷海峡を通りまして日本海へ入り、それから南下して後半の訓練に参加したということでございます。

○野田哲君 この宗谷海峡から入ってくるということは、防衛庁は初めから承知していたわけですか。

○説明員(芥川哲士君) 私どもがアメリカの後半の訓練に参加する艦艇が宗谷海峡を通るといふことを知りましたのは、正確な日時を申し上げますと、今月の十四日午前八時三十分、宗谷海峡においてこれらの艦艇が日本海へ入るといふところを視認したときが初めてでございます。それ以前

におきましてはそういう情報はキャッチしておりませんでした。

○野田哲君 そうすると、事前には全然どこから入ってくるかということとは防衛庁は一切知らなかったということですね。

○政府委員(愛知和男君) アメリカの政府といましては、従来よりアメリカ軍の艦艇あるいは航空機、こういったものの個々の行動については明らかにならないという政策をとっております。これは軍事上理解できるところでございまして、こういう意味から申し申しても外務省としてはこの行動をつかんでおりませんでした。

○野田哲君 防衛庁は演習の当事者、日米共同でやっているわけですが、そういう共同訓練の中で防衛庁は一切経路を知らされてなかったんですか。

○説明員(芥川哲士君) そのとおりでございます。○野田哲君 それで漁業に対する被害等について万全を期せられるということがあなたの方で考えられたんですか。アメリカ側から参加する艦艇の経路も知らないで、なぜ漁業に対して万全の措置が講ぜられるということが言えるんですか。

○政府委員(山崎拓君) 今度の共同訓練を実施するに当たりまして、米海軍との間でことしに入りましてから実施時期、場所、内容等について調整を行いました。その際、日本海における全般的な漁業の状況を米側にも説明をいたしまして、さらには訓練開始一カ月前から回数にわたり漁船の操業状況を調査いたしました。この情報もその都度米側に通報してまいりましたところでございます。そういうことで、米側も、わが方からの通報を踏まえて、漁業に対する悪影響が出ないように配慮するものと考えておられた次第であります。

○野田哲君 漁業に対する通報をずっとやってきたと言いますが、どういふ具体的な通報をやられたんですか。あなたの方では毎日毎日のはえなわ漁

船の状態というのを把握していたんですか。

○説明員(芥川哲士君) 先ほど政務次官からもお答え申し上げましたとおり、私どもとしては、何月何日、どこに何本のはえなわがあるというところまでは承知しておりませんが、全般的にこの時期における日本海の操業の状況というのはつかんでおりましたので、それにつきましてアメリカ側へ説明し、アメリカ側の注意を喚起したということでございます。

○野田哲君 つまり、だから、いま政務次官の言われた通報というのは全くアバウトな、この時期にははえなわの操業をやるということの非常にアバウトな報告ですね。万全の措置をとった報告ではないということでしょう。一般的な報告でしょう。どうなんですか。

○政府委員(山崎拓君) 御指摘のとおり一般的な報告の範疇に入ろうかと思っておりますが、今回の事故が発生するということにつきまして私どもも十分な予見を持っていなかったものであります。ただ、訓練海域につきましては万全の措置を講じてまいりましたつもりでございますが、その途中におきまして、米艦艇四隻がはえなわを切断した可能性があるという事態に立ち至りまして、私ども、御指摘のような点で今後もう少し水産庁とも十分事前の連絡調整を行いつつ、さらに精度の高い情報を米側に提供すべきであると、そのような今日考えに立っておりますところでございます。

○野田哲君 山崎政務次官はこの問題が起つてからテレビをごらんになっておられると思うんですが、あの北海道の釧路半島沖ではえなわを切断する状態。そこを航行するアメリカの艦艇の航法ですね。山崎委員も言われたジグザグ航法、こういうふうにならざる航法はつきり見えておりましたが、ああいう軍艦の航法というのはどういふときにやる航法か、あなたは御存じですか。

○政府委員(山崎拓君) 私は残念ながら専門的な判断をいたしかねますが、あるいは何らかの訓練を行っていたのではないかとはいふような推察をいたしております。

○野田哲君 官房長はどうですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 政務次官の答弁と同じでございます。

○野田哲君 あの走り方というのは、もう私もどの乏しい海軍の知識をもってしても、これは常識的に考えれば魚雷を避ける走り方じゃないかと思うんです。農林水産大臣はあれがらんになったかどうか。もし見ておられたとすれば、あの走り方どういふふうに感じられましたか。

○國務大臣(亀岡高夫君) せっかくのお尋ねでございますが、相当厳しい訓練であるという印象を受けましたし、やはり潜水艦演習だということを知っていましたから、これは潜水艦の攻撃を避ける練習をして進んでいるのかなと、そういう印象を受けました。

○野田哲君 政務次官、いまおっしゃったように、明らかにあのテレビに映し出された走り方というのは、魚雷を避けるための対潜訓練の走り方ですよ。もしそうでないというのであれば、わざわざはえなわを寸断するために意識的にやっているか、こういうことになるわけですが、真つすぐに走っていないんですから、そうすると、対潜訓練をやっているということになると、あなた方が協議して決めた訓練海域以外のもので、しかも予測もしなかったあそこ、訓練海域へ入ってくる経路も知らされていなかったところでアメリカ側は訓練をやったと、こういうことになるんじゃないですか。いかがですか、その点はこれは政務次官なり官房長、ちゃんと答えてください。

○政府委員(山崎拓君) 先生の御指摘のとおり、私もはどの経路をたどって訓練海域に米艦艇が到着するかということについて掌握をしていなかったものであります。ただ米艦艇、この場合は第七艦隊でございますが、第七艦隊の六十隻の作戦行動につきましては、先ほど愛知外務政務次官の答弁の中にもございましたように、私どもはこれを知ることにはできないのでございます。共同訓練の期間中につきましては、これはもう当然十分私ども打ち合わせを行っておりますのでございますけれども、それに至ります過程で第七艦隊の一部艦艇がどのような行動をするかということにつきましては、私ども実は情報を持たなかったということも事実でございます。

ただ、大変反省をいたすことにもなるかと思えますが、米海軍の方は公海上でもございまして、また日本の漁業の実態につきましても十分知らなかったと、私どもから情報は提供したわけではございますが、その点について果たして十全の配慮を行ってくださったかどうかという点については、振り返りますと、確かに御指摘のとおり、もう少し今後は米側に対してもしっかりと詰めた働きかけをすべきであると、かように考えております。

○野田哲君 政務次官、あなたの答弁は先ほどと大分違いますね。先ほどは、あの海域を決めるに当たっては米側にしても日本海における漁業の情報については通報をしておいたと、こう答えていたわけですが、いまはアメリカ側が十分知らなかったことは残念だと、こういう意味のことを言われたんじゃないか、これは一体どういう責任を持って処置をされているのかよくわからないわけですから、外務省は、日本側とアメリカ側とが取り決めた共同訓練海域以外のもので、アメリカ側だけで、単独でああいう訓練と見られるような走り方、航法をやっている、これは実際対潜訓練だと思えますよ。そういうことによつてこれだけの被害を起しているわけですが、そのことについてアメリカ側に対して抗議、注意を喚起する等の措置をとられましたか。

○政府委員(愛知和男君) 公海の法的性格から言いますと、公海上で訓練すること自体は国際法上の違反とは言えないわけですが、その結果あのようなことになりましたことは大変遺憾なことではございます。そのことだけをとり上げてアメリカに抗議をした経緯はございませぬけれども、今回の日米共同訓練に關しまして、総合的に大臣よりマンスフィールド大使に對しまして、昨日、今回のようなことが二度と起きないように、そのためには訓練海域の設定なりあるいは時期な

り、そういうことについて数々の反省の点があるんではないかということをお申し立てして、アメリカ側もそのことについては全面的にそのとおりだというような返事をいたしております。その中にたいま御指摘のようなことも含めて日本側としては申し入れた、このように理解をいたしております。

○野田哲君 ずいぶん悠長な話ですよ。五日も経過している。そこでその程度のことしか言えない。公海上で起きたことだからその程度のことしか言えないということであれば、これはやっぱりあれですね、この時期日本海でははえなわ、流し網漁法が一番最盛期に当たっている、そこに共同訓練海域を定めた、そしてその共同訓練海域へ入ってくるアメリカ側の艦艇の経路はアメリカ側の方では公表しない、こういう条件のもとでここに共同訓練海域を定めたところにやはり一番の責任がありますね。どうですか、これは。山崎政務次官。

○政府委員(山崎拓君) この共同海域を定めましたこと、またその時期等につきましては、日米双方の間で相当調整をいたしまして、第七艦隊の限られた隻数の中で、年間を通じてそれぞれ作戦行動をいだしております間に日米共同訓練に割ける期間というものがしばしばありますので、海上自衛隊の都合だけで決められないということもあつたわけではございます。ただ、今回のような事態になつてみまして、これは事前の調整としてやはり欠けるところがあつたのではないかと反省に立つておる次第であります。

そこで今後は——今回は射撃訓練を訓練計画から外しましたので、したがって、そのことから事前に水産庁等に連絡をしなければならぬけれども、今回のように射撃訓練を外しましたも、漁業の最盛期に際しておるといふような状況、あるいは訓練の規模あるいは訓練の内容等によりましてこのような悪影響、被害が出る可能性がある場合には、事前に十分水産庁初め関係省庁と連絡調整をするルールをつくりたいと、その上

で実施に持っていきたいということを、反省の上からこれから検討をいたすところでございます。

○野田哲君 協議のルールだけではだめなんですよ、これはね。この時期にあの区域でやったことに問題があつたと、こういうことはあなた方は認めようと思いませんか。

○政府委員(山崎拓君) こういう事故が発生いたしますと先生の御指摘の点も言えようかと思つてございしますが、私どもは訓練海域を定めるに当たりまして、先ほど申し上げておりますように大和堆を避けるとか、その他のいろいろな考慮をいたしまして、少なくともこの訓練海域につきましては事故が発生しないように万全の対策を講じてきたつもりであつたわけではございません。ところが、この訓練海域そのものではなく、訓練海域に米艦艇が到達するその過程においてこのような事故が起つたのではないかと、米艦艇が原因者ではないかという可能性があることになりました。確かに先生の御指摘のとおり、これは今後におきまして、情報は事前に米側に提供いたしておりましたけれども、漁業に対する何と申しますかセンシビリティと申しますか、わが国は漁業国であり、水産国日本ということではございますから、海上自衛隊は十分神経を張りめぐらして対応、対処するわけではございますけれども、米海軍が果たしてわが方の情報に基づきまして十全の配慮を行ったかどうかということについては、確かに先生おっしゃるような点が出てこようかと思つておりますので、今後そのようなことがないように、今後の行動、共同訓練に当たりましては米側と緊密な連絡調整を行つてまいらることを申し上げておきたいと思つております。

○野田哲君 夏目官房長、あなたに伺いますが、今度の演習、五月の十二日ごろにある大新聞が演習の計画を報道しておりますが、この報道を見ると、この図面がちゃんとついております。いま説明があつたような海域の図面を示しておりますが、その図面によると、「日米艦隊のルート」とも打ち合わせを行つておるのでございまして、

こう矢印をつけた図面を報道しているわけですが、この報道は官房長のところで発表されたんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 防衛庁としてそういうふうな訓練海域に入ってくるルートを含めて発表したということはいけません。

○野田哲君 しかし、これは防衛庁の取材なしにこういうちゃんとした東経何度北緯何度とびしっといって説明があった区域を示して、そういう進入経路、見ましたか、これ官房長。こういう報道をこれは防衛庁の取材なしに報道できるはずはないんです。その報道の中に進入経路をこう示してあるわけですね、日米艦艇の進入経路として。ぼくはこれがあつたために、こういう報道のために北海道側、秋田沖の方はあそこをアメリカの艦艇がまさか通るといふようなことは予想もしないで、えなわの漁業をやつたんじゃないかと思つて、事故に至つた一つの背景として、私は防衛庁側がもっと詳細な具体的な進入経路まで示したマスコミに対するインフォメーションというものが必要であつたんじゃないか、こういうふうな思ふんですが、いかがですか、これは。これ新聞ありますよ、知つておられますか、官房長。

○政府委員(夏目晴雄君) ただいまも御答弁申し上げたとおり、防衛庁の発表の内容の中には、いま言った訓練の内容、期日、参加部隊、それから訓練項目というふうなことに内容が公表してありますけれども、訓練海域に至る経路というものは公表した事実はいません。ただ、報道関係の方々が防衛庁にある関係の部屋に行つて取材してそういうことがあつたといふば、いま先生の御指摘のとおり、確かにそういうふうなことからかえつて北方の漁民に対しては安心感を抱かして漁業を実施して来たというふうなこともあつたといふかもしれません。

いづれにせよ、私どもとしては今回の教訓にかながみまして、共同訓練の内容そのものだけではないで、共同訓練に至るいろいろな調整についても十分配慮していかなきゃいかぬ。さらに地元への事前の連絡あるいは訓練計画の策定段階から十分漁業の状況等も見きわめながら、適当な時期、場所等を選び、かつ前広に地元関係当局に御連絡するということが必要である。それからさらに第三には、米軍当局の、米軍の艦艇がどういう経路で参加—訓練の海域に集結するかということも含めて、綿密な調整が必要であるというふうに反省はいたしております。

○野田哲君 水産庁の長官に伺いますが、この演習の計画が発表されて、これによつて—もつとも、発表と言つても防衛庁自身が発表というよりも、これは水産庁なり海上保安庁の情報によつて地元の方々は知つたんじゃないかと思つて、けれども、北海道なり青森、秋田あたり、関係の地域の漁民団体からは相当これについてはいろいろ要請があつたというふうに聞いています。ですから、どういふ要請が具体的にありましたか。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちは、演習を承知いたしましたのは九日の朝の新聞でございましたから、すぐに防衛庁に行きまして、どういふ訓練をやるのか聞きますと同時に、いままですら私たちが全然連絡がなかつたことに対して遺憾である、こう申し上げたわけでございます。と同時に、はえなわ操業の特性は、先ほど申し上げましたように、三十キロ、四十キロなわを流すわけでございますから、漁船そのものに着目してございまして、漁具被害というものは起る可能性を持っております。そういうサケ、マス漁業の操業の実態につきまして防衛庁に申し上げて、十分な注意をさせていただくように申し上げたところでございます。

同時に、各関係の方面には防衛庁からお聞きをいたしました演習の内容はすぐに連絡をいたしました。が、関係の団体等におきましては、先ほど申し上げましたはえなわの操業の実態にかながみまして演習を中止してもらいたいという要望がございました。

○野田哲君 水産庁の長官に伺いますが、この演習の計画が発表されて、これによつて—もつとも、発表と言つても防衛庁自身が発表というよりも、これは水産庁なり海上保安庁の情報によつて地元の方々は知つたんじゃないかと思つて、けれども、北海道なり青森、秋田あたり、関係の地域の漁民団体からは相当これについてはいろいろ要請があつたというふうに聞いています。ですから、どういふ要請が具体的にありましたか。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちは、演習を承知いたしましたのは九日の朝の新聞でございましたから、すぐに防衛庁に行きまして、どういふ訓練をやるのか聞きますと同時に、いままですら私たちが全然連絡がなかつたことに対して遺憾である、こう申し上げたわけでございます。と同時に、はえなわ操業の特性は、先ほど申し上げましたように、三十キロ、四十キロなわを流すわけでございますから、漁船そのものに着目してございまして、漁具被害というものは起る可能性を持っております。そういうサケ、マス漁業の操業の実態につきまして防衛庁に申し上げて、十分な注意をさせていただくように申し上げたところでございます。

○野田哲君 水産庁の長官に伺いますが、この演習の計画が発表されて、これによつて—もつとも、発表と言つても防衛庁自身が発表というよりも、これは水産庁なり海上保安庁の情報によつて地元の方々は知つたんじゃないかと思つて、けれども、北海道なり青森、秋田あたり、関係の地域の漁民団体からは相当これについてはいろいろ要請があつたというふうに聞いています。ですから、どういふ要請が具体的にありましたか。

○政府委員(今村宣夫君) 私たちは、演習を承知いたしましたのは九日の朝の新聞でございましたから、すぐに防衛庁に行きまして、どういふ訓練をやるのか聞きますと同時に、いままですら私たちが全然連絡がなかつたことに対して遺憾である、こう申し上げたわけでございます。と同時に、はえなわ操業の特性は、先ほど申し上げましたように、三十キロ、四十キロなわを流すわけでございますから、漁船そのものに着目してございまして、漁具被害というものは起る可能性を持っております。そういうサケ、マス漁業の操業の実態につきまして防衛庁に申し上げて、十分な注意をさせていただくように申し上げたところでございます。

○野田哲君 水産庁の長官に伺いますが、この演習の計画が発表されて、これによつて—もつとも、発表と言つても防衛庁自身が発表というよりも、これは水産庁なり海上保安庁の情報によつて地元の方々は知つたんじゃないかと思つて、けれども、北海道なり青森、秋田あたり、関係の地域の漁民団体からは相当これについてはいろいろ要請があつたというふうに聞いています。ですから、どういふ要請が具体的にありましたか。

ました。防衛庁におきましても、演習区域内におきましてのいろいろな演習につきまして是非常に注意をされておつたと思つて、演習区域外から、米艦が北から入ってくるということは全然承知をいたしておりましたので、これによる被害が発生を見たわけでございます。

○野田哲君 秋田県なりそれから北海道なりから水産庁の方へ、水産庁を通じて防衛庁の方へ事前のいろいろな要請があつたんじゃないかと思つて、それが、その点を伺つています。

○政府委員(今村宣夫君) 九日以前にいろいろ防衛庁の方へ要請があつたことは聞いておりません。

○野田哲君 水産庁の長官に、先ほど言いました南側—西南からだけこの演習場に入っていく、この図面、ごらんになりましたか、これ、新聞の報道の図面。

○政府委員(今村宣夫君) ちょっと私、見た記憶がございません。

○野田哲君 これは残念ですね、これ水産庁長官。「日米大演習地元不安」「最盛マス漁に打撃 海域詳細わからず不満」、こういう見出しで、こんな大きく報道されているのを水産庁長官が見ておられないということは残念ですね。

先ほど言いましたように、これはもう南側から入っていくんだと、こうなっているから、ぼくは北海道や青森県の漁民の皆さんはこれで安心されたんじゃないかと思つて、もし、これ北から入ってくる矢印がついていたら、ぼくは、相当やっぱ事前に具体的な措置をどうするか、こういうことでもつとつと防衛庁に対して厳しい要請があつたんじゃないかと思つて、そういう点からすれば、やっぱこの進入経路を正しく知らせない、秘密性というところ、一番私は今回は大きな問題があつたんじゃないかと思つて、す。

が、これはどういふふうな受けとめられたんですか。

○政府委員(山崎拓君) 率直に申しまして、五月九日の新聞報道を拜見いたしました。地元の方々に相当な不安感を与えているという私ども事情を知つたわけでございます。したがって、今回射撃訓練を行わないという決定をいたしましたので、従来射撃訓練を行う場合は事前の調整を十分やつておりましたが、今回はそういうことでやらないのでございますが、遅まきながらそういう地元の事情を私どもしんしゃくいたしまして、訓練実施直前にはなりましたものの、関係者に対しては訓練計画を連絡をさせていただいたのでございます。

○野田哲君 秋田県知事、それから北海道の知事などの関係の知事、それから日本海マス流し網漁業組合連合会、はえなわ漁業組合連合会、こういうところから防衛庁に対して演習の延期あるいはできない場合には演習海域をさらに細かく明示するように要請があつたわけでしょうか。それは黙殺したわけですか。

○説明員(芥川哲士君) あるいは秋田県あるいは青森県、あるいは北海道あるいは漁民の方からそういう要請がございました。したがって、私どもは安全対策に万全を期するという方針のもとに実施したということでございます。

○野田哲君 安全対策に万全を期するようにするというふうなことを答えられたと言いますけれども、実質的にはこれは何の具体策もとられていないわけですね。黙殺でしょう。これ、私は非常にこだわるようですね。黙殺でしょう。これは、非常にい、あるいは九日に知らされてから、地元の自治体や漁業団体から、非常に不安を感じて、やめてほしい、あるいは海域を具体的に細かく明示するよう、あるいは要請があつたわけでしょうか。要請があつた、そして新聞では漁民を迷わすような間違つた、そういう間違つたというよりも、アメリカが公表しないために事実とは違つて進入経路を示した新聞報道がされているわけですから、それを見

られておれば、当然北から来るんだということであな方は知っていたんじゃないかと思うんです。北から来るんだということであれば、漁民に對して北からも来るんだということをちゃんと説明すべきだったと思うんですけども、それはされたんですか。

○説明員(芥川哲士君) 先ほど申し上げましたとおり、私も、後半の訓練にアメリカ側が参加するために、恐らく米本土からだと思いが、日本へ派遣した艦艇を視認いたしましたのは十四日の午前八時三十分でございます。それ以前におきましてはアメリカ側の行動というのは一切承知しておりませんでした。

それからもう一点つけ加えますと、先ほど先生の御質問にございましたけれども、地元の方から演習の区域というものを明確にしろと、もう少し具体的に示せという要請があったはずだということでございますが、その要請は私も水産庁を通じて受け取りました。私もそれにつきまして検討いたしましたところ、今回の訓練というものは、訓練海域というものが全体として大きくとられ、そして確定されているわけでございますけれども、訓練自体はその海域内では自由に行われる。すなわちシナリオなしに行われるということでございますので、ある海域を、たとえば何月何日この海域は使用されないからということも前もって予測できないという状態でございます。その点につきましては残念ながら地元の要請にはこたえられなかったということでございます。

○野田哲君 シナリオなしにやられる、そしてしかもこの訓練海域へ入ってくる経路についてはアメリカは公表しないから、日本側としても知らせる方法がないんだと、こういうことであれば、今回のような被害を避ける万全の措置というのはこれにはあり得ないということになりますね。どこから入ってくるかわからないという、アメリカはこれを公表しないんだと。こういう形の中で共同訓練が行われる限りは、事故をなくす方法というのは

具体的なにはないということですね。ありますかどうか。——あなた方じゃない、もつと責任のある人答えてくださいよ。

○説明員(芥川哲士君) その前に、事実問題といまして、私も、あるいは今後とどうする安全対策について御説明申し上げますと、まず、漁業被害が発生いたします前の訓練の第一段階と申しますか、前半の場合における安全対策としては、参加します方が方の自衛艦上の見張り員を増員する。すなわち通常ブリッジ、艦橋と申しますが、そこに一名見張りの者がいるわけでございますけれども、そのほか前方に二名、後方に一名、特別にこの訓練のために見張り員をふやして視認をする。それからさらに、この訓練の期間中におきましては、特別に航空機を派出いたしました。空から常時艦艇の動き、それから漁船の動き等々についての情報を相互に交換するということをしたわけでございます。

それから、漁業被害が発生しました以降、私も、その時点でアメリカの艦艇が訓練海域以前のある訓練海域に至る場所において漁業に対する被害を与えたという可能性を知りましたので、アメリカ側の艦艇に対しては、直ちにその場所を離れて訓練海域に近づくように、すなわち南下するようにという要請をアメリカ側にすると同時に、その南下の航路の安全を確保するために自衛隊の航空機を昼夜そのアメリカの艦艇の前方に張りつけまして、そして漁業の操業状況等についてアメリカ側に情報を提供して、そして安全に訓練海域に入ることができたわけでございます。

それから、現在は後段の訓練をやっておるわけでございますが、そこにおきましては、ただいま申し上げましたような安全対策に加えまして、さらに先ほど来問題になっております、若干問題になりましたけれども、訓練海域を八分の一縮小するということが、これはもうすでに申し上げたと思

います。それが、これにあるいは訓練要領を変更する、すなわち訓練の第一段階におきましては、わが方の艦艇あるいはアメリカの艦艇が付近に漁船がいるということを視認した場合には、これに非常に注意を払いながらもやはり訓練は継続するという訓練要領でございましたけれども、第二段階におきましては、漁船を視認した場合には直ちに訓練を中止して、そして私どもの方で速くへ移動してそこで訓練を再開するという、要領を変更したわけでございます。

それから、訓練期間中におきましては訓練海域に特別に見張りのための艦艇、これは駆潜艇というものでございますが、これを二隻派出いたしました。これが常時見張りをしておるという状態でございます。

○野田哲君 今度の事故は訓練海域で起きているんじゃないんです。訓練海域へ向かう途中で起きているんですよ。それをいま運用二課長が説明したようなことで何で防止できるんですか。見張りを置きます、見張りを配置しますと言ったって、アメリカ側がどこから来るかわからないものに対してどうやって見張りをつけるんですか。そんなことは、あなた、答弁にならないですよ。しかも、来る途中からジグザグ行進のようなことをやって防いでいるわけでしょう。それに対してどうやって防いで置けるんですか。とれないじゃないですか。どうですか。これはもうもつと責任のある政府次官なり官房長に答えてください。

○政府委員(山崎拓君) 今回の事故、すなわち先生がたまたま指摘をされました訓練海域に來る経路において発生をいたしました事故にどう対処するかということは、この今回の教訓に基づきまして、今後の対処すべき重要な課題であると受けとめております。

また、訓練の海域あるいは時期の決定に当たりまして、今後は、その訓練の規模、目的等々にもよりますが、水産庁を初めといたしまして関係官庁と事前に十分調整を行いたいと考えております。また訓練の計画が決定いたしました後、その訓練海域に米艦艇がどういふルートで到達するか

ということにつきまして、米海軍の情報提供を求めたいと存じます。しかしながら、米海軍の方でそのことは軍事上の機密に属することも、時期あるいは場所等あるいは任務等によりまして、あろうかと思えます。で、十全の情報が得られるかどうかということにつきましては、いまにわかには判断できません。

ただ今後は、そういう水産庁を初めといたしまして、あるいは地元漁民の声も水産庁を通じて十分私ども事前に状況を把握いたしました。もつと精緻なる情報を米海軍に提供し、協力を求めるということ等も行なうべきであると、かように考えております。

○野田哲君 アメリカの海軍は、軍の機密からして共同訓練の海域へ入ってくる経路は明らかにしないということを行っているわけでしょう。外務省もそういうことでこれはもうしょうがないんだと、こう言っているわけですね。経路が明らかにならないのに、どうして水産庁、漁業団体へ万全の措置を事前に知らされるんですか。協議できるんですか。できないじゃないですか。あの経路を知っていればそれなりの対応策があったはずなんです。知らないし、アメリカが発表しないわけでしょう。それに対してどうやって万全の事故を起さないような措置がとり得るんですか。それをはっきりしてくださいと、こう言うんですよ。抽象的じゃだめですよ。

○政府委員(山崎拓君) 一般的には私も情報を入力することはできませんが、しかし共同訓練という特定のケースに限りましては、ある程度の情報を私どもは提供を求めて、差し支えない範囲において訓練海域に参加する艦艇のルートについて把握することがあるいは可能であろうと思っております。

ただ、先生もおっしゃいましたように、米海軍の行動でございまして、これを事前に私どもも把握することができないケースもあり得ると思えますが、その場合には米海軍に對しまして、そのた

びの訓練海域あるいは時期等が漁業とどういふ関

連性を有しておるか、どういふ行動をやりました場合にはどういふ被害が生ずる可能性があるかというふうなことにつきまして、今回はやや精緻なる事前の情報提供を行ったと言えないうらみがございまして、今後は、米海軍もまた貴重な経験をしたと思えますから、そのことを踏まえて米海軍側で自主的に対処してもらえようにも反面努力をしたいと思います、かように考えておるわけでござい

○野田哲君 くだいようですけれども、アメリカの海軍は、経路は秘匿して公表しないというわけでしょう。公表しないのに、なぜあなたの方の方が情報を提供できると思えるんですか、事前に。そんなことで済まされる問題じゃないでしょう。農林水産大臣なり水産庁長官は、今度の事故にかんがみて、これから先こういう問題を起さない、こういうトラブルを起さないためにはどういふ措置が一番いいとお考えですか。

○政府委員(今村丈夫君) 一つは、演習海域を設定をします場合に、その時期及び区域につきまして、漁業の状況を十分勘案して設定をすることが必要であるというふうに思っています。

それから第二点は、いろいろ問題はございまして、やはり米軍、米艦船がいつどういふ経路を通って演習海域に入ってくるかということが明らかでない、なかなかこれに対応することがむずかしいのではないかとこのように思っております。

○野田哲君 外務省はどう思いますか。この経路が明らかにならないのに、万全のトラブルを避ける方法がありますか。

○政府委員(愛知和男君) 先ほど申し上げましたとおり、外交的には軍艦なり飛行機なりの経路を明白にするようにすることはこれは無理でございまして、したがってそういう点から言いますと、なかなか情報をとれないと思えます。

私も、ただいま水産庁長官がお答えになりましたが、こういう事故が、ケースが起きないようにする一番いい方法は、時期が余り漁期でないとい

き、またその訓練水域にいたしましたとしても、訓練水域の中に漁場がないことはもとよりでありまして、漁場の近くにそういう区域を設定いたしますと、そこを通ってきた場合に今回のような事故が起きるといふ可能性もございまして、そういう点も踏まえて訓練区域を設定すると、こういう点が基本的に一番大切な点ではないかと考えます。

○野田哲君 最後に私は、余りにも政府の、特に防衛庁の態度が無責任なので、漁民を守る立場にある農林水産大臣の見解を伺って、中途半端であります、時間が参りましたので質問を終わりたいと思ふんです。

まず、このようなトラブルを再発させないためには、やはり共同訓練の海域を事前に具体的に地元の漁業団体等に示すと、こういうこと。それからもう一つは、そこに進入してくる経路、これを明示されなければ、水産庁の長官が答えられたように、トラブルを回避する方法の万全の措置はとれないと思ふんです。ところが外務省なり防衛庁の方では、アメリカの艦艇の経路というのは事前には公表されない、これはやむを得ないと、こう言われているわけです。そうすると、トラブルを避ける方法というのはどういふ方法があるのか。私はもうやめるしかない、こういうふうに思ふんです。漁期を避けると言つたって、漁期が全くとだえるシーズンというのはないわけですから、やめるしかない。こういうふうに思ふんですが、農林水産大臣としては何かトラブルを防止する方法についてお考えですか。

○國務大臣(龜岡高夫君) まず私は、防衛庁そのものが日本の周辺を守らなにかぬのですから、日本の周辺海域の漁期であるとか漁法であるとか、そういうものをやはり詳細に、これは兵要地誌とも申しますかそういう立場で、そのあれををを広げれば、もうここはイフシの漁がいつごろが盛期なんだと、ここはマスだと、ここはタコだと、ここはイカだと、こういうのが私は備えることが可能であろうと思ふんです。そういうものを私も水産庁としてもあるいは漁業団体として

も協力するにやぶさかではないと、そういうものをやっぱ防衛庁はほくはこれからは整備すべきである、これはぜひひとつ整備してほしい。そしてもしアメリカは、軍艦の行動なんというのはいずれも共同訓練の機密ということで、これは幾ら私は共同訓練であつても、要請してもなかなかこれは通報してもらえないということを一応覚悟せよいかぬのじゃないか。そういう場合には、まあこの辺であれするんだから、今度集中するにしようというところを通じてにやならぬと思ふけれども、こういうところはこういうふうな日本の漁業の状態ですと、ですからこの辺は前の事故の起きた経路にかんがみて、二度と再び起さないでほしいというふうな情報提供、もう私はそういうことがやろうと思えばやれるのではないかなという、これはもう防衛庁の方からそういう要請があれば水産庁としても協力をするにやぶさかではないと、まあこんなことも考えられると思ふんです。

と同時に、一番のやはり最盛期に演習の時期を選んだというの、どうしてもこれは私は事故を大きくするゆえんであると、したがって私は本日の事故にかんがみまして、これがどういふ貨物船で切られたのか、あるいは演習艦隊によって切られたのか、その辺の明らかでない面もありますけれども、しかしやっぱ事故は起きたわけでありまして、この点については防衛庁長官に對しまして慎重なやはり決断をお願いしたい、できるだけ中止してもらえればありがたいわけでありまして、あるいはそれが不可能であればさらに用心をしながら演習を続けて、少なくともその演習の期間を短くしてもらおうと。これはいま本日にや

はりの海域に入つても魚をとらないと食つていけないんですと、こういうことを組合長が来て言つておりました。漁期を逸すれば、もう私どもは一年間マスを本業としておれば、あとはもう収入はなくなるんですと、こういうことも言つておられますので、やっぱその辺はよく理解してやらなにかぬのではないかなと、こんなふうに考え

て、この委員会の先ほどの休憩の際にも、その気持ちで防衛庁政務次官を通じてお伝えしたところでございます。

○安武洋子君 はえなわの切斷事故のことでお伺いいたしますけれども、きょう、またまた事故を起しております。本日のこの事故は訓練海域で起つた事件です。すぐにこの事実をはっきりさせるべきだと思ふに思いますが、この船かこの演習海域で漁船の網を切斷した船はこの船かというのを訓練中の自衛艦あるいは米軍に照会なさつていらつしやるでしょうか、そのことをお伺いいたします。

○政府委員(山崎拓君) まず事実関係を掌握することが私も重要だと考えておりますので、現在、日米双方の部隊に對しまして事実確認を急がしておるといふ状況でございます。

○安武洋子君 もう少し具体的に、訓練中の自衛艦に對して聞けばいいことですよ、一つは。それから訓練中の米軍に聞けばいいわけですから、そういう照会はないですか。

○政府委員(山崎拓君) 海上自衛隊につきましては自衛艦隊を通じて、また米國海軍につきま

しては在日米海軍司令部を通じて事実確認を急がしておるところでございます。

○安武洋子君 では、いつその事実が確認できるんでしようか。大体のめどをおっしゃつてくださいますか。

○政府委員(山崎拓君) 電報で処理をいたしておりますために、いま直ちに確認の結果が得られるという状況にないわけでございますが、可及的速やかに確認できますように最善を尽くしたいと考えております。

○安武洋子君 防衛庁、今回のこの事件ですけれども、共同訓練の計画、それからそれを実施するといふふうな段階で訓練時期の、いまちようどさうですけれども、一体日本海あの漁業の状況です、それからまた必要な安全対策など、どのよう

絡をなされたのか、それからどのような安全対策を具体的に要求をなされたのか、それから漁業の状況というのはこれは専門家は水産庁です、水産庁によく聞かれてやられたのか、それとも独自の判断でやられたのか、その点はいかがですか。

○説明員(芥川哲士君) まず、米海軍に対してのわが方の防衛庁として入手しましたところの漁業の操業状況をどのように伝えたかというお尋ねでございますが、私どもとしては、ことしの初めからアメリカ側と今回の訓練計画の時期、場所等について調整を行ってきたわけでございますが、この調整の場におきまして、日本海における全般的な漁業の操業状況というものをアメリカ側に説明し、さらに訓練開始一カ月前でございますので、

大体四月の初めごろから数回にわたり私どもの航空機を実際に現場に飛ばしまして、そして漁船の操業状態を把握し、この情報をその都度アメリカ側に通報してきたわけでございます。それから、漁業の操業状況に最も詳しいところは水産庁であるとおっしゃいましたが、そのとおりでございますが、私どもとしては、水産庁その他関係漁業機関等から、あるいは海上保安庁から出ておりますところの情報、これを総合的に判断してアメリカ側へ伝えたわけでございます。

それから、私どもが入手しました情報に基づきましてどういふ安全対策をとったかということになるわけでございますが、それは一部先ほどの野田先生のときにお答えしましたことと重複することになるわけでございますが、漁業被害発生以前と漁業被害発生以後とは若干異なるわけでございます。漁業被害発生以前におきましては、自衛艦の上に見張り人を置きまして、私どもとしては通常はブリッジに一名おるわけでございますが、それをさらに見張り人をふやしまして、前方二名、後方一名、計三名というものを増員したというところでございます。それから航空機による見張りというものを訓練時に行う。そして、こういう安全対策をとっておるということをアメリカ側にも説明いたしましたして、アメリカ側も同様の措置を

とるよう要請したわけでございます。事実航空機による見張りというものは、私どもの航空機とアメリカ側の航空機がそれぞれ一機ずつ上空において訓練期間中、これは日時は漁業被害発生以前におきましては日の出から日没まででございます。たけれども、現在は昼夜を分かたずやっておるわけでございます。

○安武洋子君 私、どのように安全対策を要請したのかという質問をしたんです。そうしたらいまこちらの方が、あなたの方がどういふ安全対策をとっているのかという御答弁があつて、同様の措置をアメリカに求めたとおっしゃいましたね。しかし、航空機だけを御答弁になった。そのほかのアメリカはしてないんですか。

○説明員(芥川哲士君) 航空機以外の安全対策につきましては、私どもは日本側としてはこういう安全対策をとる、したがってアメリカについても同様の安全対策をとるようという要請はいたしました。しかしながら、私どもとして、現在のところアメリカの艦艇に私どもの自衛官が乗っているわけではございませんので、確かに私どもと同様に、あるいは私どもよりもより強く見張りをしておるかどうかという点については確認いたしました。おりません。

○安武洋子君 ですから私の聞いたことだけに答えていただければいいわけで、安全対策を要請したけど、航空機については確認はできたけれども、そのほかは要請したことをアメリカが実行しているかどうかそれはわからないということですね。外務省に聞きます。外務省は防衛庁から事前に連絡を受けたというふうな答弁をなさつておられますけれども、この計画についてどのような対処をなされたのか。防衛庁とあるいはアメリカ大使館にどのような内容の連絡をなされたのでしょうか。ひとつ具体的に答えていただきたい。その中にはえなわの安全対策というのは含んでいたのか含んでいないのか、具体的に答えていただきたいんです。

○安武洋子君 後期の訓練計画について水産庁などからも中止の要請が出ています。地方自治体とか漁業団体とか、こういうところからも要請が出ております。

それで、はえなわの漁期の最盛期というのはもうはつきりしているわけで、漁期も決まっているわけですね。六月の二十五日までが漁期ということですね。で、こういうふうな非常に強い反対があると、しかも事故が起きているというふうなときに、なぜこの最盛期にあえてこういう共同訓練を強行するのか、なぜはえなわの漁期が終わるまで待つようにアメリカにも要請し、それから自衛隊もそれまでは参加しないというふうな姿勢を打ち出されなかったのですか。その点をお伺いいたします。

○説明員(丹波実君) 答へ申し上げます。本件、日米の共同訓練の計画につきましては、防衛庁から事前に通報を受けております。その段階で、訓練の中に外務省から見ても、たとえば射撃訓練とか実弾を伴うような訓練があつたことにかんがみてやはり危険ではないかという判断を申し、アメリカ側にも防衛庁にも伝え、そういうことで結局計画が現在のようない射撃を伴わないものに変更されておるわけですが、その他アメリカ側に対しても、まさにそういうこともアメリカ側の担当官を外務省として呼んで申し入れましたし、それから安全対策その他一般につきましては、はえなわと特定した必ずしも言い方ではございませんでしたけれども、そういう安全対策の申し入れはしております。

○安武洋子君 はえなわと言わない安全対策というのはどういうことですか。もう少し具体的に答えてください。

○説明員(丹波実君) 今度ははえなわ切断という事故が起きましたことにつきましては、外務省はきわめて遺憾と考へております。この点につきましては、昨日も園田外務大臣が就任後初めてマン

スフィールド大使と会談した際、その他たくさん問題がございましたけれども、この問題に非常に時間を費やして述べられておられまして、マンズフィールド大使も非常に遺憾であるということを表示しておるわけでございます。

外務省といたしましては、本件後期の演習再開に当たりましては、防衛庁から安全対策は万全を期すと、パトロールも佐世保からわざわざ連れてきて増加させると。そのほか海域の縮小につきましても、特に漁業の集中しておるところは削除するというようなこと、それから訓練要領も変更するということ、直接防衛庁長官から申し入れがございまして、外務省としてはそれだけ安全対策がとられるのであればということも認めましたものでございます。

先ほど外務大臣が参議院の外務委員会に出席しておりまして、私同席しておりましたけれども、外務大臣は、きょう午後伝えられるような事故が、それはいまのところアメリカの船とか自衛艦とかいうことはわからないわけでございますが、外務大臣の気持ちとしてはいまや演習は中止してほしいと、そういうことを席上で述べております。これをお伝えいたします。

○安武洋子君 防衛庁はいまの問題でいかがお考えなんでしょうか。

○政府委員(山崎拓君) 新しい事故の状況でございますが、これは訓練参加部隊がこの東端に五隻おりまして対潜捜索攻撃訓練を実施していたわけでございます。一方、漁船の方は昨日の午後四時二十分に流し網を投入したと聞いておりますので、この付近にいま申しました訓練部隊がいたといたしましたならば、時間的にこの網を入れることを視認できたはずでございます。訓練は六時ごろ終了いたしております。他の海域に移動したはずでございます。この点も確認をいたしますが、はつきりしてございますので、訓練参加部隊が網を切断した可能性は少ないと当面考へておるのでございます。なお、この訓練海域は貨物船の航路に当たつておることでもございますし、ま

○説明員(丹波実君) 今度ははえなわ切断という事故が起きましたことにつきましては、外務省はきわめて遺憾と考へております。この点につきましては、昨日も園田外務大臣が就任後初めてマン

た被害地点付近にはソ連艦のペチャがいたという
ことも承知しておるところでございます。

○安武洋子君 先生御指摘の情報は、私
ども水産庁の方から入手いたしましたし、早速訓練
に参加しておる潜水艦の行動について調査いたし

ましたところ、当該時期、当該場所において訓練
に参加しておる三隻の潜水艦はいずれもその場所
にはいなかったということを確認いたしました。お
まじなところ、先ほど先生からも御指導がご
さいましたように、事実確認を極力急いでやりた
いと考えておりました。速やかな把握をいたしま
した後、その結果によりましては訓練の中止を含
めましてとるべき措置を早急に検討いたしたいと
考えております。

○安武洋子君 私がいま聞いたのは、こういうのは
えなわの最盛期にぶつつけて、水産庁とか地方自
治体とかあるいは漁業団体とか、そういうところ
の要請を無視してなぜこんな強行をするんだと、
そうして強行した結果がやはり事故を起こしてい
るわけですよ。その点について防衛庁としてはど
う考えておられるのかというふうにはお伺いし
たわけですよ。最後に中止を含めて考えたいとい
うことですので、さらに質問は続けますけれども、
潜水艦についてお伺いしておきたいんです。

水産庁にお伺いいたしますけれども、十四日か
ら十五日にかけて艦船のほかに漁民は潜水艦を見
たと、潜水艦にもなわを切られたと言っている漁
民もいるというふうなこともなすけれども、こ
れはいかがなんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 十四日の夕方、青森の
船が六隻、津軽海峡西方海域十七海区でございま
すが、そこでなわの切断の被害を視察しておりま
す。その被害漁船は潜水艦の出現を視察したと
いうことを聞いておりますが、その潜水艦の所属
その他は不明でございます。

○安武洋子君 十四日、十五日というふうなこ
とになりますと、これは共同訓練の前期です。しか
も海区から見まして、これは十七海区というふう
におっしゃいましたけれども、訓練海域に入るわ
けですね。ですから防衛庁、このことは確認なさ
っております。一応ここで伺い
しておきます。

○安武洋子君 先生御指摘の情報は、私
ども水産庁の方から入手いたしましたし、早速訓練
に参加しておる潜水艦の行動について調査いたし

ましたところ、当該時期、当該場所において訓練
に参加しておる三隻の潜水艦はいずれもその場所
にはいなかったということを確認いたしました。お
まじなところ、先ほど先生からも御指導がご
さいましたように、事実確認を極力急いでやりた
いと考えておりました。速やかな把握をいたしま
した後、その結果によりましては訓練の中止を含
めましてとるべき措置を早急に検討いたしたいと
考えております。

○安武洋子君 私がいま聞いたのは、こういうのは
えなわの最盛期にぶつつけて、水産庁とか地方自
治体とかあるいは漁業団体とか、そういうところ
の要請を無視してなぜこんな強行をするんだと、
そうして強行した結果がやはり事故を起こしてい
るわけですよ。その点について防衛庁としてはど
う考えておられるのかというふうにはお伺いし
たわけですよ。最後に中止を含めて考えたいとい
うことですので、さらに質問は続けますけれども、
潜水艦についてお伺いしておきたいんです。

水産庁にお伺いいたしますけれども、十四日か
ら十五日にかけて艦船のほかに漁民は潜水艦を見
たと、潜水艦にもなわを切られたと言っている漁
民もいるというふうなこともなすけれども、こ
れはいかがなんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 十四日の夕方、青森の
船が六隻、津軽海峡西方海域十七海区でございま
すが、そこでなわの切断の被害を視察しておりま
す。その被害漁船は潜水艦の出現を視察したと
いうことを聞いておりますが、その潜水艦の所属
その他は不明でございます。

○安武洋子君 先生御指摘の情報は、私
ども水産庁の方から入手いたしましたし、早速訓練
に参加しておる潜水艦の行動について調査いたし

ましたところ、当該時期、当該場所において訓練
に参加しておる三隻の潜水艦はいずれもその場所
にはいなかったということを確認いたしました。お
まじなところ、先ほど先生からも御指導がご
さいましたように、事実確認を極力急いでやりた
いと考えておりました。速やかな把握をいたしま
した後、その結果によりましては訓練の中止を含
めましてとるべき措置を早急に検討いたしたいと
考えております。

○安武洋子君 私がいま聞いたのは、こういうのは
えなわの最盛期にぶつつけて、水産庁とか地方自
治体とかあるいは漁業団体とか、そういうところ
の要請を無視してなぜこんな強行をするんだと、
そうして強行した結果がやはり事故を起こしてい
るわけですよ。その点について防衛庁としてはど
う考えておられるのかというふうにはお伺いし
たわけですよ。最後に中止を含めて考えたいとい
うことですので、さらに質問は続けますけれども、
潜水艦についてお伺いしておきたいんです。

水産庁にお伺いいたしますけれども、十四日か
ら十五日にかけて艦船のほかに漁民は潜水艦を見
たと、潜水艦にもなわを切られたと言っている漁
民もいるというふうなこともなすけれども、こ
れはいかがなんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 十四日の夕方、青森の
船が六隻、津軽海峡西方海域十七海区でございま
すが、そこでなわの切断の被害を視察しておりま
す。その被害漁船は潜水艦の出現を視察したと
いうことを聞いておりますが、その潜水艦の所属
その他は不明でございます。

○安武洋子君 先生御指摘の情報は、私
ども水産庁の方から入手いたしましたし、早速訓練
に参加しておる潜水艦の行動について調査いたし

ましたところ、当該時期、当該場所において訓練
に参加しておる三隻の潜水艦はいずれもその場所
にはいなかったということを確認いたしました。お
まじなところ、先ほど先生からも御指導がご
さいましたように、事実確認を極力急いでやりた
いと考えておりました。速やかな把握をいたしま
した後、その結果によりましては訓練の中止を含
めましてとるべき措置を早急に検討いたしたいと
考えております。

○安武洋子君 私がいま聞いたのは、こういうのは
えなわの最盛期にぶつつけて、水産庁とか地方自
治体とかあるいは漁業団体とか、そういうところ
の要請を無視してなぜこんな強行をするんだと、
そうして強行した結果がやはり事故を起こしてい
るわけですよ。その点について防衛庁としてはど
う考えておられるのかというふうにはお伺いし
たわけですよ。最後に中止を含めて考えたいとい
うことですので、さらに質問は続けますけれども、
潜水艦についてお伺いしておきたいんです。

水産庁にお伺いいたしますけれども、十四日か
ら十五日にかけて艦船のほかに漁民は潜水艦を見
たと、潜水艦にもなわを切られたと言っている漁
民もいるというふうなこともなすけれども、こ
れはいかがなんでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 十四日の夕方、青森の
船が六隻、津軽海峡西方海域十七海区でございま
すが、そこでなわの切断の被害を視察しておりま
す。その被害漁船は潜水艦の出現を視察したと
いうことを聞いておりますが、その潜水艦の所属
その他は不明でございます。

ればならないのは、事実究明、まだ残されているわけですから、これを急いでいただくということは一つあります。それとともに、補償責任もやはり生じるわけですから、それには誠実にこたえていただく、そういうことを要求しておきますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) この問題、補償の問題につきましても、今回は特殊の状況のもとにおいて起きた事故というふうに見ることができるところでありますので、関係各省庁と十分相談をいたしまして決めていきたいと、こう思います。

○安武洋子君 閣議の方は、くどいようですけれども、閣議も聞いているんです。閣議決定やるようにがんばれと言っているんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 閣議においては、きょう防衛庁にも申し入れをいたしましたということ、あすの閣議で話そうと思っております。

○安武洋子君 それでは私は、それを閣議決定にまで持ち込むように努力を本当にしてほしいというところをつけ加えて、次の問題に移らせていただきますが、これはきのうの経団連のフォーラムで大臣の御発言です。

私は、これ行革の問題とか、そういうことについては目を改めて追及をさせていただきたい。しかし、大臣の御発言の中で、わが党の名を挙げて演説をなさっていらっしゃるというのは、これは見過ごせません。この中で大臣は、「補助金減らしのもう一つの目玉、農業基盤整備事業でも、第二臨調で、事業費は農業に直接関係する部分に集中し、農道など農村の環境整備は建設省にまかせるといふ意見が出たが、建設省は農道にまで手が回らない。農村の環境整備が進まなければ、共産党につけ込まれる。基盤整備事業は、共産党の侵入を防ぐ目張りなのだから、ぶった切れなどといわないでほしい」と、こういう御発言をなさっていらっしゃるが、一体これは基盤整備事業とか、それから農村の環境整備とかというのは、共産党の侵入を防ぐ目張り、自民党の党利党略でやっつけようというふうなんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私の気持ちを率直に申し上げますと、私も政治家でございます。自由主義体制を愛する政治家でございます。自由主義社会には絶対にしたくないということも譲歩を得さしてもらっているわけでございます。したがって、やはり農村の地域社会においても、バランスのとれた生活環境、バランスのとれた状態、そういうものを築いていく努力こそわれわれ政治家の使命ではないかと、こういうふうな考え方をしておりますので、やはり都市だけ環境がよくならないというふうなことを見過ごしておいたのではいけないというところで、まあ私も農林関係のいろいろな政策によって、そういう農村の環境整備を進めてきておると、こういうことでございまして、したがって、そういう情勢を、一生懸命私が努力していくことによって、何と申しますか、階級的な考え方を持っておられる皆さん方から攻撃されても盤石の体制にしておくことが私も自由民主主義社会を愛する者の政治家の務めであるという気持ちで、実はそういうことを発言いたしました次第でございます。

○安武洋子君 私はけしからぬことだと思えます。御自分の主義主張で農林行政を進めてなさるんですか。このコラムにも書いてありますけれども、「保守党政権を存続させるため、農業に補助金を出し続ける」という論理が、いつまでも通用しないことは明らか」となっておりますけれども、大臣は、一体農村の農業振興ということをどうお考えなのですか。まさに、先ほどの御答弁なら、党利党略のために農村は自民党の基盤である、票田であると、そこに補助金を出して、自分の保守政権の基盤を養うためにどんどんどんどん補助金を出し続けていくんだと、そういう行政のやり方というのは何を生むのでしょうか。陳情か。私は、自民党勢力温存のために、自分の主義主張のために、日本の農業振興、それをゆがめて、自民党の基盤を温存させるために補助金行政

をやるというふうなことは、大臣としては不見識だと思えます。私は補助金についての考え方、農村振興についての考え方、それから農林行政にかかわる大臣の基本的な姿勢、そういうものを改めていただかなければならないと思っておりますけれども、いかがお考えなのではないでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私は、ただいままで申し上げたようなことを、立会演説会において国民主権者の方々と話をし、選挙公報にも明記をしておりますので、その点については安武委員と基本的な考え方を異にするわけではございませんが、私は、何も自民党のためとかそういうことばかりで、やはり国民主権者の幸せを増進をしようと、そして都市社会と農村の地域社会との差をなくしていく努力をすること、その点は私、政党政治家として許されるものと、こう考えております。

○安武洋子君 自民党員として公報にそれはどうお書きにならうかと、私はそのことは問題にいたしません。しかし、あなたは農水大臣です。農水大臣として、日本の農水産業をどう発展させるかという立場にお立ちにならないわけにはいかない。この補助金を出すのは、基盤整備事業をするのは共産党の侵入を防ぐ目張り、共産党対策に補助金を使うんだとはつきりおっしゃっている。それから、こういう第二臨調の云々で、農村の環境整備というものはこれもまた十分やらなければ共産党がつけ込むんだと、こういうわが党に対する私は侮辱は許されませんか。一体そのことをどうお考えなんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点についてのよしあしは主権者から私は選挙において判断をしていただけると、こういうふうな考え、それまでは私はその言って、そういうふうな考え、それまでは私は立会演説会ではいつもはっきりと共産党とは相入れませんと、ほかの党のことは私はいくらも言って選挙したことはございせん。共産党

に関する限りはそういうふうにして二十年間のうち八回そういう選挙をさせていただいておられますので、その線ははっきりとして、いいか悪いかは主権者の判断によってお裁きをいただくと、こういう気持ちでございます。

○安武洋子君 私は、共産党と相入れようと相入れまいと、そういうことを問題にしておりません。私が言っているのは、あなたがこういう国の補助金そのものを農水大臣として共産党対策に使われると、こういうやり方についてあなたは正しいと思っただけでございせんが、主権者の判断にゆだねられて正しいと思っただけでございせんか。そこをお答えいただけますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私は、何も自由民主主義とかそういうあれじゃなくて、自由主義体制というこの社会を発展させて、そして国民の幸せを余り差別なくやっていけるような日本をつくりたいと、それがために農政はいかにあるべきかというところでございまして、そういう点で今日まで先陣の築いてこられたものも行政措置、そういうものは伸ばし、あるいは整理すべきところも整理をすると、近代化するところは近代化するというふうな考えをおるわけでありまして、その点は安武委員と基本的に意見を異にする、こういうふうな申し上げざるを得ないわけでありまして、

○安武洋子君 譲れませんが、そういうことは、あなたは農水大臣、日本の国の農業振興をどう考えられるのかということが問われる問題です。しかも、この行革の中で補助金行政が問われているときに、共産党対策で補助金を使うんだ、そういうことが自分の主義主張上許されるんだと、そういうお考えを私はもう絶対に問題にいたしません。しかし、私はこれ時間がありますので、こういう大臣は不適格であるということを申し上げて、私はこの問題は留保いたします。改めて追及をするということをはっきり申し上げて、私時間の関係上研究センターの問題に移ります。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私は、ただいままで申し上げたようなことを、立会演説会において国民主権者の方々と話をし、選挙公報にも明記をしておりますので、その点については安武委員と基本的な考え方を異にするわけではございませんが、私は、何も自民党のためとかそういうことばかりで、やはり国民主権者の幸せを増進をしようと、そして都市社会と農村の地域社会との差をなくしていく努力をすること、その点は私、政党政治家として許されるものと、こう考えております。

○安武洋子君 自民党員として公報にそれはどうお書きにならうかと、私はそのことは問題にいたしません。しかし、あなたは農水大臣です。農水大臣として、日本の農水産業をどう発展させるかという立場にお立ちにならないわけにはいかない。この補助金を出すのは、基盤整備事業をするのは共産党の侵入を防ぐ目張り、共産党対策に補助金を使うんだとはつきりおっしゃっている。それから、こういう第二臨調の云々で、農村の環境整備というものはこれもまた十分やらなければ共産党がつけ込むんだと、こういうわが党に対する私は侮辱は許されませんか。一体そのことをどうお考えなんでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点についてのよしあしは主権者から私は選挙において判断をしていただけると、こういうふうな考え、それまでは私はその言って、そういうふうな考え、それまでは私は立会演説会ではいつもはっきりと共産党とは相入れませんと、ほかの党のことは私はいくらも言って選挙したことはございせん。共産党

研究センターの予算についてお伺いいたします。これ経常研究につきましては、従来どおりこの予算の配分の仕方というは人当研究費で賄うことになるというふうに思っています。プロジェクトができませんけれども、各プロジェクトの全体の研究予算というのはいくつ形です。つまり総合的、組織的試験研究の各研究のテーマの予算枠、ここから関連する研究センターのプロジェクトの研究に回すというふうなことになるんでしょうか。それが一つです。

それから、総合研究プロジェクトの課題研究全体に要する費用、これはセンターにまわった予算が配分されるようになるのかどうか。それと構成されるチームですね、この研究員の所属場所とから個々ばらばらに予算がつくのかどうか。たとえば各場所からの総合研究に組み入れられる流動研究員という方があると思うんですけれども、この流動研究員のプロジェクト研究費というのはチームから一体出ることからこの予算が出るのか、一体どういうふうになっているのか、その仕組みをお伺いいたします。

○政府委員(川嶋良一君) まず最初に、国の農業関係の試験研究機関の予算の仕組みにつきましてちょっと御説明させていただきます。

国の農業関係の試験研究の予算は、農林本省の試験研究機関という形で計上されているものと、それから農林水産技術会議という形で計上されているものと、大筋二つございます。

一般的に各試験研究機関が運用上の予算として計上されているものは、この農林本省の試験研究機関の予算でございます。したがって、通常の研究はこの予算の中で実施をいたします。よく言われておりますような人当研究費はこの予算に入っておりますので、通常の研究はそこでやるわけでございますけれども、農林水産技術会議がプロジェクト研究その他各試験研究機関にまたがりますして総合的にやる、あるいは施設の整備をす

る、こういったような特別の予算は農林水産技術会議というところで計上されております。実際にこの農林水産技術会議というところで計上されている予算も、試験研究機関で研究の実施に当たってはその予算で仕事をやるわけでございますから、実際の研究機関での研究の実施には、その研究機関に計上されている予算と、それから農林水産技術会議で計上されている予算と、両方使って研究を進めている、こういうことになっていくわけでございます。

プロジェクト研究の予算でございますが、農業研究センターはその固有の機能として総合研究を実施しようということ、先生御指摘になりましたような特別のチーム等の組織をつくってやるわけでございますから、当然その農業研究センターの機関として実施をする総合研究についてはその農業研究センターに計上された予算で実施をするわけでございますけれども、もう一つは、農林水産技術会議として水田利用再編等とあるいはエネルギー問題等と、いろいろ大きなプロジェクト研究を実施しております、その予算を計上しておりますので、農業研究センターで大きなプロジェクト研究として主としてこのチームが中心になってやっております研究は技術会議の予算としても計上されるわけでございますので、その予算は、執行に当たってはその農業研究センターに配分をされ、それがチームでも使用するという形になりますので、両方の予算を使ってやっておりますわけでございます。したがって、ほかの研究から回すとか回さないとか、そういうことは特

にございせん。

それから、センターにまわって最初からつくのは研究機関としての予算でございますけれども、農林水産技術会議の方で計上した予算の一部は結果的にその研究センターの方へ参りますので、それが実際の年度の当初に決まっておりますから、それはまわったかなりの金額になってその全体計画の中で執行されますので、予算の費目といういろいろありますけれども、実際の研究計画と予

算とは総合的なことで実行いたしますので、実際的にはかなりまわった予算が研究センターの総合研究を実施する場合に使われるということになります。

それから、流動研究員その他ほかの研究機関の協力を得て総合研究を執行してまいるとか、これは他の機関にありまして、そこに人が併任の形で来るといふ場合には、それは併任でございまして、併任に要する費用はセンターで持ちますけれども、人件費その他はもとのところで持つわけです。それから、流動研究員の研究に要する費用はセンターで持ちます。ですから、その集まってきた人がばらばらにみんな研究費を持ち寄ってやるということではございませんで、センターなりあるいは農林水産技術会議が計上しているという特別の予算で実行できるということになるわけでありませぬ。

○安武洋子君 このセンターのプロジェクト研究チームですね、これは総合研究の結局中心になるわけですね。そうしたら、このプロジェクトのこの研究チームに、最初から予算がそのプロジェクトの研究に相応してそこにほんとうとくというものではございませんで、私は、そこがやっぱりまわった形で予算を持つというふうにならないと、非常に都合が悪いことが出てくるんじゃないかと、非常に思うんです。いまの御説明、大変やわしいわけですが、一つ例としてお伺いいたしますけれども、「総合研究課題」の(2)の「集団的土地利用システムの確立」という課題、これが現行の総合的、組織的研究のどのテーマになるのかというの、私、わかりませぬけれども、もし関連するところがないというふうなことが出てくるとしますと、ほかの例でも関連するところが全然ないというふうなことになるのか、これはどういふふうになるのか。いま予算査定というのが非常に厳しいです。ですから、予算抑制というふうな傾向が非常に強い中で、新しい

とすれば、新規事業ということ

になれば、研究チームにはプロジェクトの研究費が回らないと、人当研究費とかわずかなそのほかのものというふうなぐらいいいことやらねばならないことにならんじやないかというふうな危惧を持つわけなんですけれども、これはどういふふうな

○政府委員(川嶋良一君) ただいま先生御指摘の集団的土地利用システムの課題につきましては、これは農業研究センターが設立された場合に五つの重要な研究課題の一つとして考えているわけでございまして、目下その課題を研究を進めているというものではございません。これは農業研究センターができた場合に今後重要な課題として考えてまいりたいと、こういうものでございます。それともう一つは、五十六年度につきましては十二月一日を予定しておりますので、これはもう大体研究が終わって、ことしの取りまとめとか来年の準備でございまして、それに要する経費はもうすでに振りかえていろいろございまして、それはできると思っておりますので、この集団的土地利用システムを本格的に検討していくことは、センターにとっても、それから農林水産技術会議の総合研究の推進にとりまして非常に重要な問題でございますので、これは五十七年度の予算ということになりまして、今後私どもは、大変厳しい状況の中でございまして、いろいろと工夫をいたしましてこの予算については十分努力を

してまいりたいというふうに考えております。

○安武洋子君 センターの総合研究といふのは、組織的それから総合的試験研究の部分であるということ、これは間違いないと思っております。しかし、同時にそれ自体は一つのこれはまわった研究なんですよ。ですから、私はその研究のテーマごとの、そしてまたチームごとですね、これではやはりまわった研究費、まわった形でこの研究費というのを予算化し、要求すべきではないかというふうな御質問を御質問しているんです。が、こういう点はいかがなんでしょうか。

ましたように、予算の仕組みというのは二本立てになっておりますけれども、実際に研究を進める場合には、私どもも農業研究センターと十分協議をして、ほかの研究機関ともいろいろ連絡をした上でやりますので、実際にこの研究を進めてまいることです。計画的に、総合的に最初からこういうことでやりますようにいたします。

○安武洋子君 それでは、センターの定員の問題に關連してお伺いをしたいわけですが、センターの設立に伴いまして、定員というのは、これは前身の農事試験場とか、それから農業技術研究所または草部試験場とか、蚕糸試験場とか、こういうところから基本的には内部の振りかえという形で編成されるというふうに聞いております。一方、お仕事の面で、専門別研究、それから地域研究、こういうことに加えまして総合研究を行っていくというふうなことでふえるわけですね。で、人員は内部振りかえと。新たな業務量に比しまして、私は人員の面では従来の定員のままというふうなことは非常に窮屈ではなからうか、人員的に不足が生じるのではなからうかと、そのことを考えるわけです。それが将来に、せっかくいい研究をしようというに人員の面でうまくいかなかったというふうなことで、禍根を残すというふうなことになるは大変だと思ふんですが、そういう点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) 研究でございますので、いろいろの専門の人がたくさんあればますます結構なわけでございますけれども、最近の行財政大変厳しい折でございますので、私どもとしてはもう数次にわたりますので、現在の研究の課題、人員等見直しをいたしまして、単純にこの農事試験場と農業技術研究所の農業経営部門等をた

だ足しただけではございませんで、いろいろ地域農業試験場等、あるいはほかの研究機関ともいろいろの見直しをいたしまして再編をしたわけでございます。したがって、必ずしも十分であるというふうには言えないかもしれませんが、こういう見直しの上で大いに力を結集をして、一足すが一以上に考えている次第でございます。

また、このセンターの人員はそういうことでございますけれども、先ほどからお話がございますように、ほかの研究機関等からの応援もいただくというのを考えておりますので、そのところは弾力的に運営ができるのではないかとこのように考えております。

○安武洋子君 私は、大蔵省に対する査定の段階でセンター構想というのは通っておりますけれども、しかし、定員では二十一名増というこの要求が削減されております。だから、こういう経過があるだけに心配をされているわけです。

具体的に聞きますけれども、センター全体の運営に当たる運営委員会というのはどのような構成になるんでしょうか。それからさらに運営委員会事務局、これは一体どこで受け持たれるんでしょうか。さらに聞きますけれども、五つのプロジェクト研究チームができることになるわけですが、この各研究チームの事務局というのは一体どこが持つんでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) 農業研究センターの運営につきましては、ただいまのところ組織的に総合研究官とか研究チームとか、そういったような従来の全くなかった柔軟な制度を取り入れておるわけでございます。さらに、いま御指摘のような運営委員会ですとかいろいろ工夫をいたしまして、できるだけ開かれた研究機関をつくりたいということも考えているわけでございますが、この運営委員会等の具体的な内容につきましては、これから検討してまいりたいと思っておりますので、

でございますけれども、全く事務的なことは総務関係が担当いたしますけれども、こういう研究に密着をした、たとえば研究チームの問題ですとか、こういったようなところは、企画連絡室というのがございまして、研究関係のいろいろな窓口、お世話をする部署がございます。そこで担当をすることになるかと思ひます。

○安武洋子君 開かれた研究所ということで、名称も研究所としないで研究センターとしたということも聞いておりますけれども、研究成果の普及とか広報とかあるいは農業相談というふうなことがあるわけですが、一体この農業相談というのはどこが当たるんでしょうか。担当の部署をこれ置かれるんでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) まだ具体的な運営実施方法については検討中でございますので、なんでしょうが、こういったような研究と密着をしたような業務のお世話、窓口は、企画連絡室が給付的には実施をいたします。ただ、そこで何でもできるわけじゃないでございます。ただ、それぞれの専門家がそれぞれ分担をして協力をしてやるという形になるかとと思ひます。

○安武洋子君 企画連絡室、ここ定数七十二名ですけれども、七十二名の中で、水田とか畑とかというこの圃場関係の現場の仕事に当たられる方は、この方が六十一名おられます。ですから残り十一名と。先ほどからいろいろ聞きましたけれども、これだけのことをやはりこなしていくかと思ふと、私は大変なことになるのではなからうかというふうに思ひます。人員が大変窮屈だということなどはこれからもわかるわけですが、このことで事務方が大変不足するというふうなことで、研究者が事務をしなければならぬとか、事務の方が過重な労働に陥るとか、そういうことなど、どのつまりは研究に支障が出るというふうなことになるのはこれは大変なわけです。

したがって、私はいまいろいろ担当の仕事を含めて、

やはり今後の推移も見きわめられて、これは人員というのを適正に配置をしようというふうな弾力性を持って今後考えていただきたい。やはり必要な人員は確保しようという取り組みをしていただかなければならぬのではなからうかと思ひます。その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(川嶋良一君) ただいま具体的にお答えできませんのは五十六年度の關係でございますので、いろいろ窮屈な点、不自由な点等々を乗り越えてやっていくという、私どもの現段階での考え方なり意気込みを申し上げたわけでございますけれども、五十七年度以降もいろいろな面で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○安武洋子君 大臣、不遜格と申し上げましたが、でもまだ農水大臣ですから、努力をいたしましたかないといけません。いかがですか、こういう点で努力なさいませうか。

○國務大臣(亀岡高夫君) 私ももう就任以来、日本の農業關係を、農家の立場をよくしてまいりましたためには、やはり農業生産性を上げなければいけません。土地生産性、労働生産性とそれぞれあり品種のいいものであれば価値の高い農作物ができるということでございますので、そういう農作物のそれぞれ新しい品種を造成していくのがこの農林水産省の試験研究機関であると、こういうふうに理解いたしておりますので、本省の機構も技術を大事にする体制をつくるのと同時に、今回御審議をちょうだいしておりますこのセンター法案を成立させていたしまして、そうしてやはり技術を大事にするという気持ちでこの機構整備をやらしていただく、そして先ほど申し上げましたような目的を達成していきたいと、こういう気持ちで御審議をお願いしておりますので、こういう気持ちから御指摘いただいた点は十分これは具現をしまして、努力をさせていただきます。

○安武洋子君 補助金を共産党対策に使うなんてとんでもないことを言わないで、やはり人員、予

算を確保するということがんばっていただけだと思ひます。

そこで今度、農業技術の資料というものがたくさんあるわけですね。いままでも多くの研究所とかそれから試験場などが筑波に移転してきておられます。その際に、各研究所はいろんな資料を持っていくわけですから、こういう貴重なものを、これは農水省でもおもうんでね。で、私はいままでの農事試験場の中でも機械とか道具とか資料とかといふふうなものがあると思ひますけれども、こういうものを移転して展示をするというふうなことがやはり必要でなからうかと。現在の農家がどういふふうに変遷してきたのかと、どんな道具を使っていたのかといふふうにはやはり後世に伝えるべきだと思ひます。

そこで、鴻巣の農事試験場の中には興農閣という歴史的な建物があるといふふうには聞いております。現在研修などに使われていると聞きますけれども、この建物は総ゲヤキづくりというので、明治二十四年から二十九年にかけて建築されたといふふうなことで非常に貴重な建物と聞いております。このままにしておくのは非常に惜しいと思ひます。ですから、農林関係の博物館とか、先ほど申しましたようないままでの貴重な資料あるいは農具、こういうふうなものを展示するといふふうなことで活用をして移転をして、やはりこの建物も、それからいままでの貴重な資料も両方を保存するといふふうにはやられるべきだといふふうには思ひますけれども、その点はいかががでしようか。

○政府委員(川嶋良二君) 先生の御指摘のように、わが国の農業の進歩といふのはもうごく最近のことが忘れられるほど非常に速うございませう。そういう関係もございまして、農林水産省百周年の記念をいたしまして、いろいろ私どもとしても全国からそういうものを集めております。また、この秋の農林水産省には、百周年記念のそういう技術あるいは道具、こういうふうなものを展示して皆さんに見ていただくという努力もして

ているわけでございますので、特に農事試験場で農具館とかいふことで大変いろいろなものを集めておりますが、こういったようなものも当然筑波に移転をいたしまして保存、展示をしてまいりたいといふふうには考えているわけでございます。それから、興農閣というお話がございましたけれども、これは農事試験場、特に鴻巣の研究の歴史にとつては大変記念的なものでございまして、りっぱな建物ですので、それも移してやったらどうかと、こういうお話で、大変傾聴に値するお話だと思ひますけれども、この建物を移転するには大変経費がかかる、あるいは地元でもいろいろと御希望もあるやに聞いておりますので、そこら辺もいろいろこれから検討させていただきますと思ひます。

○安武洋子君 大臣、いまのりっぱな興農閣、本間に誇るべき建物だと思ひます。それから農業資料、やはりいま集めておられるといふことから、そういうものをその中に展示するということは非常に有意義だと思ひます。しかし、費用の点、経費の点おっしゃいましたけれども、いますぐ移転するといふんではなくて、新センターが充足したとき、それぐらいを目当てにして移転すればどうだろうかと。それ一つは、八五年に筑波で国際科学技術博覧会、これが開催されるわけですね。そういうときに合わせて農水省にふさわしいと想うんで、こういう興農閣を移転されて、そこに農具とか資料とか、いろいろやられるということば。ですからこれは、民族の伝統を生かして農水省いものを出しているといふふうなことにもなりましようし、ここはひとつ大臣の政治力を発揮していただいて、ぜひ長期的視野に立ってこういうものは筑波に移転して、やはり保存し、建物も保存できるわけですし、中の農業資料も十分に保存できる。ひとつこのことをお考えいただけませぬか。

○国務大臣(岡高夫君) ただいま局長から答弁申し上げましたように地元との関係等もございまして、御趣旨を体しまして検討をさせていただきます。努力をいたします。

○安武洋子君 努力という声が小さいでしたけれども、ぜひ十分に努力をしていただきたいと思ひます。

それで、時間がないので、大変せきますので次にちよつと移りますが、農業気象の重要性についてはもう私は申し上げるまでもないと思ひますけれども、気象庁、現在の第五次の定員削減計画遂行の中で、この四月の一日から全国百カ所の測候所のうち十四の測候所で夜七時から翌朝八時までの夜間業務を廃止されて、無人にして、所員も五人から四人に減らして、計十四名定員の削減を行っていらつしやいます。

そこで、測候所が夜間十三時間も無人化になるわけですが、これで私は支障が出ないのをおかしと思ひます。やはり夜間、測候所に人がいないということになりますから、気温とか湿度とか風とか、こういう実況を電話で聞きたいと思つてもだれも応答してくれない。しかも測候所には留守番電話しかありませんから、一七七、これを回しても予報を聞くこともできませんし、それから測候所としても夜間の積雪とかあるいは霜とか霧とか波とか雷とか、こういうものは目視できないわけですね。ですからこういう観測もストップしてしまふ。これでは私は、周辺の住民の方は大変な不便を受けるわけですし、それから気象の観測上にも、データを利用して農家とか漁民とか、これも大いに支障も生じるし、それからやはり気象庁そのものにもこういう観測の中断といふことは大きな支障になるといふふうなことになると思ひますけれども、こういう点どうお考えか、簡単に答えください。

○説明員(駒林誠君) お答え申し上げます。気象庁の今回の措置は、気象の技術の流れに基づきまして、かつてはそうある測候所の姿がその時代は最適であったのでありますが、現在の時代において必ずしも最適でない、そういうところを變化させていく一つでございます。

それで、先生御指摘の霜が見えない、霧が見えないということでございますが、今回の措置のデメリットの一つが夜の九時に人間が観測します部分がなくなつたわけでございます。機械観測は残っているわけでございますが、その霜が見えない、霧が見えないという部分がございます。しかしながら、現在県内に展開されております隔測装置等を利用して、その代替となるデータが得られますので、このデメリットは小さいと判断しております。

なお、ではメリットは何かと申し上げますと、従来、かつての予報技術で最もとうといとされたものは、自分があらしに遭い、空を見上げ、そして自分の熟練に基づいて予報をするということでありましたが、その形が次第に變化しまして、チームプレーの時代に入つたことと思ひます。その一環でありますので、地元の方々へのサービスの低下と先生御指摘いただきましたけれども、全体的に見ればサービスの低下はないと考えておる次第でございます。

○安武洋子君 そのことについては後で反論します。サービスの低下がないなんてとんでもないことと、そして確かに機械はありますけれども、夜中に雨降つてたなんて後でわかつたつてしようがないでしよう、朝出てみてね。私はいまお伺いしますけれども、もっと簡潔に答えていただきたい、時間がない。

台風とか大雨とか、それから大雪など、異常気象のときには夜間閉鎖の測候所についてどういふ体制をとるのか、注意報のときには臨時体制をとるのか、このことをお伺いいたします。

○説明員(駒林誠君) 注意報でありまして、それが警報段階に達せずには平常に復すと考えられるときには臨時体制をとらないことを原則としております。

○安武洋子君 だから、注意報の段階では臨時体制をとらないわけでしょう。だから、私はそのことがやはり問題だと思ひます。これはもう気象官署予報業務規則の十条二項、これはもう

時間がありませんか、私平たく言いますけれども、ここでは各県の地方気象台が天気予報を出すときには、管内の測候所に常に密接な連絡をとって、その天気予報を予報に加味しなければならぬ。また測候所もそのための協力をしなければならぬ。夜間やつてなかつたら、なかなかこういうことは協力できないです。規則では、測候所と地方気象台、密接な連絡をとって、予報に各地の特性を反映したものにしなさいと、こういうことになっていて。夜間の予報というのは、この業務規則の十條二項の趣旨に私は反すると思ひます。

それからさらに、業務規則の二十五條の六、これも私は平たく申し上げますけれども、これは注意報や警報が出るようなときには、測候所は地方気象台と密接な連絡をとって、みずからの担当地域にふさわしい警報なり注意報が出るようにしなさい、こういうふうな義務づけがあります。だから、注意報のときはいいが警報のときは密接な連絡をとってよろしいとはどこにも書いてないんです。注意報のときは警報のときも、やはり規則ではちゃんと密接な連絡をとって、その地域のことを加味してちゃんとやりなさいというふうな規則で決められているわけです。注意報段階だから無人でよいというのは、私はこのちゃんと決められている業務規則に反することになると思ひます。この点はいかがですか。簡単に答えてください。

○説明員(駒林誠君) 予報、注意報、警報につきましては密接な連絡はとりましますけれども、昼間の勤務時間帯において密接な連絡をとりまして、その後はその連絡に基づきまして、近代資料を使いながら対応することにしなさいと考えております。○安武洋子君 夜間を無人にするというのは、この規則に照らし合わせても全くあるべき姿ではありません。これでは農業とか漁業関係者へのサービス低下、それから気象庁のみずからの天気予報とか、そういうふうなところに支障が出てきてあたりまえなんです。

一つ例を挙げますと、組合の方では、これではいけないということで自主観測をされているところがあります。むつとか宿毛とか都城。こういうことで、私は自主観測をされて不都合なことが出たという例はないと思ひます。それどころか、この宿毛ですね、ここでは夜間閉鎖の第一日目その夜です。ですから四月二日の午前一時五十分から二時五十分の一時間の間に四十・五ミリ、こういう豪雨が降っております。これは四月としては、昭和十八年に測候所が開設されて以来、史上二番目だという大変な雨量です。だから、このために宿毛測候所から直ちに自主的に宿直をされた人が高知地方気象台に連絡をとって、午前三時に大雨、洪水、強風、波浪注意報、これを発令されているというふうになります。この宿毛市などは、こういうような漁民とか農民に大きな影響を与えるから、宿毛市の安全のためにもこんなものは中止してもらっては困るという陳情書を出しておられます。この市長さんは、委員長さんの弟さんですね——これは余分ですけども。

それで、私は件数を調べてみました。夜間に各種の注意報とか、これが発令されたり更新、解除された件数というのは、この宿毛では四月の一日から五月の五日まで二十五回です。むつも同じような期間に二十五回。都城が同じような期間に二十四回と、平均すればほぼ毎日だと。電話による問い合わせというの、都城ではお茶の晩霜対策もあるから、四月の一日から五月の十日の間に夜間だけでも百三十一回もある。この晩霜対策なんて、一つ、一歩誤ればお茶の一番茶を摘む時期に霜が降るわけですから、この被害というのはもう本当に壊滅的な被害を与えるわけでしょう。収入の七〇%から八〇%が一番茶で占めるといふんです。そんなときに霜の被害に遭えば、霜というのはこれは目視しなければならぬし、夜にちゃんとそういうことをやらないと、霜が降ってしまったら、朝になって出勤してから霜注意報を出しても間に合わないわけですよ。

そして、都城というふうなところなどは、これは都城の気温というのは、私も行きましたけれども、やはり特殊です。このとき都城で霜が降ったことがありますが、これは電算機による大気数値予報、こういうふうなもので六度から六度八分だという予報ですけれども、都城の気温はこのときでも四・八度というふうなことで霜が降っているというふうなことなんです。私は、一人の人を減らしたというふうなことで、こういうことで大変な被害が出るというのは余りにも大き過ぎる代償を払わなければならないというふうな危険なこと、とんでもないことをなさっていらつしやると思ひます。

そこで伺います。農水省としまして、これは衆議院の内閣委員会での私どもの同僚議員の夜間閉鎖の問題の質問に対しまして、この問題で農水省としても調査検討をする、それから運輸大臣との話し合いもされるというふうな非常に積極的な答弁をなされてはいます。地域農業の死活にもかかわるようなこの問題について、もう話し合いをお始めでございませうか。そして、調査検討をなさっていらつしやいますでしょうか。その後どう善処をなさっていらつしやるか、お伺いをいたします。

○政府委員(山極栄司君) 四月二十一日の衆議院の内閣委員会でも取り上げられました。先生御指摘の問題でございしますが、その後気象庁と協議をいたしたわけでございしますが、気象庁は、先ほど御説明もございましたけれども、今回の措置は、先生御承知のように、アメダスと言われます地域農業気象といえます。地域気象自動観測システムという、そういうものでございまして、むしろ補助的なんです。それと並行いたしまして、むしろ補助的な意味でこの目視観測が現在一日三回行われているわけでございしますが、それは九時と十五時と二十一時でございしますが、その三回の目視観測、いわゆる補助的にやっておりますけれども、そのうちの二十一時の目視観測だけを廃止するものであるというふうな伺っております。そういう点からいいますと、予報業務にはそう支障を来すものではないのではないかと。

それから夜間業務の問題につきましては、これは平常時につきましては、いわゆるコレクトコールという、料金着信人払いでございすけれども、そういうものもやる。それから異常時につきましては、臨時に職員を配置する、こういうことで利用者への影響を最小限にとどめたいというのが気象庁の考え方でございますので、われわれといたしまして、そういうものを検討いたしましたところ、基本的にはそれで了解をいたしましたわけでございます。

しかしながら、いま御質問ございましたけれども、異常気象といいますが、非常に気象の変動が大きいわけでございますので、異常時の気象の問題はどうするかということでございますけれども、この問題につきましては台風とか、あるいは集中豪雨、豪雪等もございすけれども、そういう異常時に対応しまして、気象庁としては十分配慮して農林漁業者への影響のないようにしたいと、われわれといたしましては気象庁にそういう要望をいたしましたところでございます。

気象業務なり、あるいはその対応というのは、きわめて重要な課題でございますので、従来から気象庁の間で全国段階なりブロック段階、あるいは県段階で農業気象協議会というふうなものも設置してございまして、極力いま御指摘のような点を活用いたしまして、極力いま御指摘のようないたしまして、そういうものに基づきまして、われわれといたしましては適切な技術対策を講じたいというふうな考えでございす。

○安武洋子君 私、時間がないので、非常にいろいろ申し上げましたけれども、夜、無人になって、朝出勤してみても、ああ、ゆうべたくさん雨が降ったとか、ああ、ゆうべの間に霜がおりてしまったとか、ああ、そういうことでは追いつかない。すい風が出て、そしてその風で漁船が転覆してしまつた、ああ、しまつたということでは済ま

ないというふうな問題を、具体的な例を申し上げながら、私は言ったわけです。集中豪雨がいったとか、夜に非常に温度が、測候所がなければ温度の変化がわからなくて霜に遭うところだったとか、いろいろと不都合なことが出ているわけですから、ここでもう一度、私のきょうの質疑を踏まえて、私はもう一度運輸大臣とよく話し合っていたら、この善処方をひとつお願いしたいと思えますけれども、これは大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 農業気象は農業者の生活、生産に大きく影響するわけでありまして、特に凍霜害といったような場合には、やっぱり夕方から夜の九時ごろまでの気象が、気温が最も大事であるというわけでございます。そういう大気常態地帯というのがもう気象庁でも十分わかっておりますので、もしそういうおそれのあるような場合には、やはりいま技術総括審議官から答弁申し上げましたように、地方地方にそれぞれの協議会ができております。大体その節になりまして霜害対策本部というものが設けられておりますので、そういうところと緊密に連絡をとって、そういう、気象庁の方でもそういう際には協力をする、こういうことも言っておるわけでございます。

したがって、私どもとしては一応今日の段階で気象庁の御主張にオーケーをいたしておるわけでありまして、重ねての先生の御指摘でございますので、これはもう念を入れるに入れ過ぎるということはないと思っております。十分やっぱり農業気象は、これはもう地域気象と申しますか、こつち側の桑畑は霜害を受けなければ、小さな川一つはさんだこち側が霜を受ける、やはりこういうのは長い気象庁の専門的なデータに基づいた判断によりませんといけませんので、そういうもう細部にわたるような点についての協力関係というものも、その土地土地によって確立をしていかなければならないという問題が私はあるような感じがいたします。

先生からの御指摘で、こういうシステムにな

た四月以降においてもいろいろ問題が出ておるといふ御指摘でありますので、さらに運輸省とよく連絡をとって善処をしていきたいと思えます。

○委員長(林道君) 安武君、時間がないから簡単に願います。

○安武洋子君 最後になります。

測候所の解読業務のための資料の充実について伺っておきたいと思います。

昨年の十月に、行管庁の気象行政の勧告の中で、金をかけて近代化しているが、その観測資料が十分有効に活用されていない、こういう点が指摘をされております。気象衛星が飛んでおりますアメダスやレーダーというふうな近代的な観測が行われておりますけれども、一方、測候所の側にはこれを受信する装置がない、こういう本当にアンバランスなことがあります。これでは、せっかくの近代装置も宝の持ちぐされということになります。昭和四十八年二月に気象庁が出した「予報解説業務について」という通知では、測候所の随時照会に対応するためのレーダーや、それからアメダスの配信、それから無線ファクシミリを受信する装置をふやすことを考えているということが述べられておりますけれども、それ以後八年たつてしまっているんです。いまだにこの受信体制が進んでいない、だから行管庁からも指摘されるわけですが、電話ファックスや、それからアメダスの受信装置、それから気象レーダーの観測図それから受信装置など、計画的に私は測候所に導入するように、来年度予算の要求の時期です。それから、こういう要求時期に当たって真剣に検討をすべきだと思えます。一斉に導入がむずかしいというふうなことになるれば、せめてレンタルと並行してでも導入していくと、こういう方向を打ち出すべきではなからうかと思えますが、このことをお伺いして、残念ながら時間がないので、私の質問を終わりたいと思えます。

○説明員(駒林誠君) 観測された資料並びに予報作業上に必要な資料の配信につきましては、各級官署の機能に応じた重点的な配分をしたいと考え

ております。

○委員長(林道君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(林道君) 小委員会の設置に関する件を議題といたします。

同和問題に関する調査のため、小委員八名から成る同和問題に関する小委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、小委員に蔵内修治君、竹内潔君、中西一郎君、矢田部理君、中尾辰義君、安武洋子君、柄谷道二君及び秦豊君を指名いたします。

また、小委員長に蔵内修治君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任並びに小委員会からの参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、情報公開法案(衆)

情報公開法案

情報公開法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 国の公文書の公開(第五条―第十七条)

第三章 地方公共団体の公文書の公開(第十八条―第十九条)

第四章 政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開(第二十―第二十三条)

第五章 不服申立て(第二十四条―第二十七条)

第六章 情報公開制度審議会(第二十八条)

第七章 雑則(第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の理念に基づき、国、地方公共団体等の公文書の公開の義務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧、謄写等に関し必要な事項を定め、もつて国、地方公共団体等の行政等の公正な運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国の機関」とは、衆議院、参議院、内閣、総理府、各省、裁判所及び会計検査院並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長をいう。

3 この法律において「政府関係法人」とは、国が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

4 この法律において「公文書」とは、国、地方公共団体又は政府関係法人若しくは地方公共団体関係法人が所持し、又は保管している次の各号に掲げるものに係る文書、図画、写真及びマイクروفイルム、録音テープ、コンピューターに

よる自動データ処理のための採録物その他の採録物をいう。

- 一 事務又は業務に関する記録
- 二 予算及びその執行に関する記録
- 三 事務又は業務に係る通達及び訓令
- 四 事務又は業務に係る統計その他の資料
- 五 事務又は業務に係る報告又は試験研究記録
- 六 議事録、会議録その他会議の記録

(公文書を公開する責務)
第三条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、公文書を公開する責務を有する。

(情報の提供)
第四条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、情報を積極的に提供するように努めなければならない。

第二章 国の公文書の公開

(国の公文書の閲覧及び謄写の権利)
第五条 何人も、国の公文書を閲覧(採録物の再生を含む。以下同じ)し、かつ、謄写(採録物からの採録を含む。以下同じ)する権利を有する。

(非公開とすることができる公文書)
第六条 国の機関の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官。以下同じ)は、次の各号に掲げる事項に係る公文書については、閲覧又は謄写をしないことができる。

- 一 我が国の安全又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写することにより国家の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれがあると明白に認められるもの
- 二 当該機関の意思決定の過程における専ら当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換のための文書等の内容をなす事項(事実に係るものを除く)であつて、閲覧又は謄写することにより当該機関の意思形成を害すると認められる相当の理由があるもの
- 三 個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経

歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する事項(公務員又は公務員であつた者に係る事項であつて閲覧又は謄写することが公益上必要があると認められるものを除く)であつて、閲覧又は謄写することにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるもの(当該個人が閲覧又は謄写することを承諾した事項を除く。)

四 会社その他の企業又は団体に係る事項(国民の生命及び身体の安全又は健康に悪影響を及ぼすおそれがある事項を除く)であつて、閲覧又は謄写することにより当該企業又は団体の利益を著しく害すると認められるに足りる相当の理由があるもの(公益的性格を有する企業の事業の計画等に関する事項で国民生活に重大な影響を及ぼすものを除く。)

五 犯罪の捜査、訴追、刑の執行に関する事項であつて、閲覧又は謄写することによりこれらの遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあると明白に認められるもの

六 前各号に掲げるもののほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている事項

- 2 国の機関の長は、公文書が前項各号に掲げる事項に係る部分とそれ以外の部分とからなる場合において、当該事項に係る部分とそれ以外の部分とを合理的に分離できるときは、当該事項に係る部分以外の部分は、閲覧又は謄写をしないなければならない。
- 3 国の機関の長は、第一項各号に掲げる事項に係る公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該公文書を閲覧又は謄写させるものとする。
- 4 第一項の規定は、我が国の安全又は外交に関する事項に係る公文書でその作成し、又は入手した日から十五年を経過したものについては、適用しない。(公文書の閲覧又は謄写の請求)

第七条 公文書の閲覧又は謄写の請求は、政令で定めるところにより、現に当該公文書を所持し、又は保管している国の機関の長に対してしなければならない。

2 国の機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内当該請求に係る公文書を閲覧又は謄写させるかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該決定をすることができない相当の理由があるときは、当該期間内にその理由及び同項の請求を受けた日から四週間以内の範囲内で当該決定をすることができるときは、これを請求人に通知しなければならない。

3 国の機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が閲覧又は謄写をさせない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 国の機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る公文書を所持し、又は保管していないときは、当該請求の日から二週間以内請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る公文書を他の国の機関が所持し、又は保管しているときは、その旨を教示しなければならない。

(謄写の費用)
第八条 公文書を謄写する者は、政令で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(公文書の訂正)
第九条 公文書の閲覧又は謄写を請求した者は、当該閲覧し、又は謄写した公文書の自己に関する事項に誤りがあると思料したときは、その訂正を請求することができる。
2 国の機関の長は、前項の請求が理由があると認めるときは、当該公文書の当該請求に係る事項について訂正をしなければならない。

(公文書の目録簿)
第十条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書の目録を備えなければならない。

2 国の機関の長は、前項の目録簿に公文書の種類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に記載しなければならない。ただし、第六条第一項の規定により閲覧又は謄写をさせないことができることとされている公文書については、この限りでない。

3 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する公文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係る公文書に該当しないこととなつた場合について準用する。
4 国の機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に記載された事項の要旨を公表しなければならない。

(機構の整備等)
第十一条 国の機関の長は、公文書の閲覧又は謄写に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機構の整備、公文書の閲覧又は謄写の場所の確保、閲覧又は謄写に必要な設備の整備に努めなければならない。

(公文書の公開状況の公表)
第十二条 国の機関の長は、毎年、閲覧又は謄写の請求に応じた公文書の件数、閲覧又は謄写をさせない旨の決定をした公文書の件名及びその理由その他公文書の公開の状況について、一般に公表しなければならない。

(文書等の作成及び整理)
第十三条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならない。(公文書の保管)
第十四条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

（事務又は業務の執行状況の公表）
第十五条 国の機関の長は、毎年、当該国の機関の事務又は業務の執行の状況について、一般に公表しななければならない。
（権限の委任）
第十六条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務又は業務を、当該国の機関所属の職員に委任することができる。
（適用）
第十七条 衆議院、参議院、裁判所及び会計検査院についての第七条第一項及び第三項、第八条、第十条第四項、第十三条、第十四条、前条並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「当該国の機関の規則（裁判所にあつては最高裁判所規則）」とする。

第三章 地方公共団体の公文書の公開
（地方公共団体の公文書の閲覧及び謄写の権利）
第十八条 地方公共団体の住民（当該地方公共団体の区域内に居所、事務所等を有する者を含む。第二十二條において同じ）は、当該地方公共団体の公文書を閲覧し、かつ、謄写する権利を有する。
（地方公共団体の公文書の公開に関する条例）
第十九条 非公開とすることができる地方公共団体の公文書の範囲、地方公共団体の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他地方公共団体の公文書の公開に關し必要な事項は、条例で定める。

第四章 政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開
（政府関係法人の公文書の閲覧及び謄写の権利）
第二十条 何人も、政府関係法人の公文書を閲覧し、かつ、謄写する権利を有する。
（準用）
第二十一条 第六条から第十六条まで及び第二十四条の規定については、政府関係法人を国とみなして、これらの規定を準用する。この場合に

において、第六条、第七条、第九条第二項、第十条から第十六条まで中「国の機関の長」とあるのは、「政府関係法人の代表者」と読み替えるものとする。
（地方公共団体関係法人の公文書の閲覧及び謄写の権利）
第二十二条 地方公共団体の住民は、当該地方公共団体に係る地方公共団体関係法人の公文書を閲覧し、かつ、謄写する権利を有する。
（準用）
第二十三条 第十九条及び第二十六条の規定については、地方公共団体関係法人を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。
第五章 不服申立て
（不服申立て）
第二十四条 国の公文書（衆議院、参議院、裁判所及び会計検査院が所持し、又は保管している公文書を除く）の閲覧又は謄写に關する処分については、情報公開審査委員会に対してのみ行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができる。
2 前項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。
3 第一項に規定する不服申立てについては、国の機関の長が、公文書の閲覧又は謄写の請求を受けた日から四週間以内になんらの処分をしなかつたときは、当該期間を経過した日に当該公文書の閲覧又は謄写をさせない旨の決定があつたものとみなす。
4 第一項に規定する不服申立ての手續に關し必要な事項は、別に法律で定める。
第二十五条 情報公開審査委員会の組織及び運営に關しては、別に法律で定める。
第二十六条 地方公共団体の公文書の閲覧又は謄写に關する処分については、地方情報公開審査委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項

に規定する不服申立てについて準用する。
3 第一項に規定する不服申立ての手續に關し必要な事項は、条例で定める。
第二十七条 地方情報公開審査委員会の組織及び運営に關しては、条例で定める。
第六章 情報公開制度審議会
（情報公開制度審議会）
第二十八条 内閣総理大臣の諮問に應じ、情報の収集、処理、保管、利用及び公開に關する事項を調査審議させるため、総理府に、附屬機関として、情報公開制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、前項に規定する事項について内閣総理大臣に建議することができる。
3 審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第七章 雑則
（政令への委任）
第二十九条 この法律に定めるもののほか、国及び政府関係法人の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他これらの公文書の閲覧又は謄写に關し必要な事項は、政令で定める。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。
（準備行為）
第二条 公文書の目録簿への登録その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

本条施行に要する経費
本条施行に要する経費としては、初年度約六千万円の見込みである。
五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制

化反対等に関する請願（第三八四〇号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三八四九号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三八六六号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三八七七号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三八八四号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三八九〇号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三八九二号）
一、傷病恩給等の改善に関する請願（第三八九三号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九二二号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九三三号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九三九号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九四〇号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九四二号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九四四号）
一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願（第三九四五号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九四六号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九四七号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九四八号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九四九号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九五〇号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九五一号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九五二号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九五三号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九五四号）
一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願（第三九五五号）
一、防衛力の増強及び靖国神社の國家護持法制化反対等に関する請願（第三九五六号）

第三八四〇号 昭和五十六年五月一日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都江戸川区東葛西二ノ三六ノ二 吉野勝久外二千四百二十二名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三八四九号 昭和五十六年五月一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五ノ三七ノ二
〇四 児玉孝治外二十名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八六六号 昭和五十六年五月二日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都多摩市東寺方六二二五ノ二
〇六 岡孝枝外五十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三八七〇号 昭和五十六年五月二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 千葉県柏市中央二ノ二二ノ二
〇四 波多野光彦外二十一名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八七七号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 奈良市学園大和町五ノ七三〇 高見勝二外八十二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八七八号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里二ノ一八ノ六 武藤礼子外十八名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八七九号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井北町三ノ三ノ三一ノ一七 鎌谷正幸外十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八八四号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市久米窪田町四四三ノ二二一 永一昭二郎外百十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八九〇号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 福島県いわき市泉町滝尻定ノ田一 一三ノ二 林一郎外八十四名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八九二号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町一丁ノ七ノ一 九ノ三一〇 一色勝外五十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八九三号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県志木市本町三ノ九ノ一四 石井一元外七十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三八九五号 昭和五十六年五月六日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 京都府向日市上植野町切ノ口三二ノ一 野畑稔
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第三九〇六号 昭和五十六年五月六日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市緑区台村町八二七 山口末吉外六十一名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九〇八号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 川崎市多摩区生田三、五〇二ノ一ドミール生田内 桑名弘美外百十五名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九〇九号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都府中市分梅町三ノ二九ノ二三 齊藤明美外四十三名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九二二号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒一ノ一ノ六三ノ三〇二 飯島道子外二十一名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九二九号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市大久保町田原二六ノ二四 豊田裕外七十五名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九三〇号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市善行一ノ一三ノ六 藤本藤市外八十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九三一号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市西成区五出西二ノ一九ノ五 佐藤敏樹外七十名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第三九三三号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市大町二条一一丁目 西村福治外二十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三九号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県伊那市日影区上ノ原 木部 久衛外二十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三五号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区中の島一条五丁目 今田敏文外二十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三六号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ三四ノ四 進智尚外二十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三七号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市旭町一、一〇八 阿部廣史 外二十九名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三八号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼三ノ二〇ノ一四

紹介議員 福村文生外二十九名 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九三三九号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市安茂里犀北団地Gノ一二 永野泰男外二十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四〇号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道函館市青柳町九ノ二 高清 水祥外二十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四一号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県伊那市富集二、二八七 正 木昭彦外二十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四二号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市南区石山二一〇ノ一 赤坂 博外二十九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四三号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道函館市深堀町三八ノ三六 佐野典達外二十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四四号 昭和五十六年五月七日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区清田二二六ノ一三 奥幸子外二十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九四五号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町一ノ三五ノ一 鈴木千賀子
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九四六号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町一ノ三五ノ一 院田弓美
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九四七号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田五ノ二六ノ一九 坂田成子
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九四八号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田五ノ二六ノ一九

請願者 東京都文京区小日向一ノ一四ノ二 ○桑名みちる
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九四九号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都昭島市田中町四〇三ノ五 浅野候輝
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五〇号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都足立区千住東二ノ二一ノ一 ノ一、二一六 遠藤栄子
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五一号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都江戸川区中央三ノ二〇ノ一 四 松浦美智子
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五二号 昭和五十六年五月七日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 千葉市小仲台二ノ六ノ一ノ三〇五 玉垣淳子
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五三号 昭和五十六年五月七日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都府中市幸町一ノ三ノ二八 服部進

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五四号 昭和五十六年五月七日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜上水三ノ一七ノ五 佐伯健司

紹介議員 宮本 頼治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五五号 昭和五十六年五月七日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀三ノ七ノ六 高橋みか

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五六号 昭和五十六年五月七日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都足立区栗原二ノ一ノ二一ノ六〇三 木村八恵子

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第三九五九号 昭和五十六年五月七日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都日野市平山六ノ二ノ四 寺崎泰裕外三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三九六三号 昭和五十六年五月七日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 千葉市栄町三ノ三 小松和外二 十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九六四号 昭和五十六年五月七日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都青梅市青梅八六八 河村徳治外九千九百九十九名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第三九六六号 昭和五十六年五月七日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 滋賀県長浜市三ツ矢町一五ノ二〇 土田三郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第三九六七号 昭和五十六年五月七日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡田野町乙二、七八〇ノイ 宮川盛義

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第三九六八号 昭和五十六年五月七日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島幸一

紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

五月十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第三九九四号)(第三九九五号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第三九九六号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四〇一五号)(第四〇一七号)(第四〇一八号)(第四〇一九号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四〇二〇号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四〇二三号)(第四〇二四号)(第四〇二六号)(第四〇二七号)(第四〇二八号)(第四〇二九号)(第四〇三〇号)(第四〇三一号)(第四〇三二号)(第四〇三三号)(第四〇三四号)(第四〇三五号)(第四〇三六号)(第四〇三七号)

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願(第四〇三八号)(第四〇三九号)(第四〇四〇号)(第四〇四一号)(第四〇四二号)(第四〇四三号)(第四〇四四号)(第四〇四四号)(第四〇四六号)(第四〇四七号)(第四〇四八号)(第四〇四九号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第四〇五九号)(第四〇六〇号)(第四〇六一号)(第四〇六二号)(第四〇六三号)(第四〇六四号)(第四〇六五号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四〇八一号)(第四〇八二号)(第四〇八七号)(第四〇九五号)(第四〇九六号)(第四〇九七号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四一〇九号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四一二一号)(第四一二四号)(第四一二五号)(第四一二六号)(第四一二七号)(第四一二八号)(第四一二九号)

一、重度重複職傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願(第四一三〇号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四一三一号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四一五一号)(第四一五四号)(第四一五七号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第四一七四号)(第四一七五号)(第四一七六号)(第四一七七号)(第四一七八号)(第四一七九号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四二〇五号)

第三九九四号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市北園町四三 斎藤勇外三十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九九五号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市南区唐沢四九 原千恵子外八十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第三九九六号 昭和五十六年五月八日受理

旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 大分県臼杵市播磨八二七 小野清

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第四〇一五号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ五二ノ六

熊倉秀郎外二十三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇一七号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市下谷一、二二一
亀井寛外三十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇一八号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 栃木県小山市神島谷一、三七九ノ
四五 小林友弥外七十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇一九号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区栄町一八ノ二 蒔
込幸子外七十三名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二〇号 昭和五十六年五月八日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木二ノ三ノ一
四 松村茂外三十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四〇二三号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 名古屋市天白区天白町植田山住宅
一四三 川洲和彦外八十三名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二四号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町南友部 田
中秀雄外九十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二六号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町三ノ七 井上
隆史外二十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二七号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市栗田北中二九三ノ一 酒井
雄二外二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二八号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市中央区北五条西二七ノ二
木村方一外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇二九号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市高田五分一 六七八ノ一 小
林龍平外二十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三〇号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県伊那市伊那三、七〇四 唐
木好子外二十九名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三一号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都東村山市本町一ノ一九ノ四
二 武城順子外二十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三二号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭一ノ一三ノ三
荒井利男外二十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三三号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道函館市榎本町三ノ一三 濱
田啓吉外二十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三四号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県伊那市境一、一四八 辰口
通男外二十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三五号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市南区石山三四五 池田竹雄
外二十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三六号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡七条二丁目 吉
田泰三外二十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三七号 昭和五十六年五月八日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市南区石山二一〇ノ一 赤坂
由美子外二十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇三八号 昭和五十六年五月八日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都東村山市萩山町一ノ三五ノ
一 山本千代子

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇三九号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都小平市仲町二七九 野田英寿
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四〇号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都葛飾区南水元三ノ六ノ一ノ一〇一 小島修一
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四一号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市松郷三七ノ一八 矢島澄子
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四二号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一二ノ五 坪木辰秀
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四三号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区小菅ケ谷町二、〇〇〇ノ一二 安田千恵子
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四四号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都日野市新井二三九 土方三三
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都青梅市新町一、三六〇 上原信男
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四六号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都板橋区前野町六ノ二ノ三ノ五〇二 保泉美津子
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四七号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区大蔵一ノ二ノ一ノ三一五 福島ちえ子
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四八号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 埼玉県蓮田市緑町一ノ二七ノ一三 石井記子
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇四九号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都田無市向台町三ノ六ノ三一 伊藤幸子
紹介議員 山中 都子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四〇五〇号 昭和五十六年五月八日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七八 岩田誠一
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六一号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 宮崎県南那珂郡南郷町目井津 崎村義士
紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六二号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 秋田県大館市金坂四 安嶋輝雄
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六三号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 埼玉県春日部市備後一、二七四 原康外三名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六四号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 岐阜県可児郡御嵩町中二、三九二ノ一 安藤五郎一
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六五号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 石川県江沼郡山中町土野町リノ九〇 竹内幸雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六一号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 京都府宇治市伊勢町名木一ノ一ノ二八二 内田英雄外八十七名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇八二号 昭和五十六年五月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)
請願者 川崎市幸区古川町八四 小田文男
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇八七号 昭和五十六年五月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 横浜市南区山谷一一五 岡崎利男
外九十七名

湖上一彦
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六四号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 岐阜県可児郡御嵩町中二、三九二ノ一 安藤五郎一
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六五号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 石川県江沼郡山中町土野町リノ九〇 竹内幸雄
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四〇六一号 昭和五十六年五月八日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 京都府宇治市伊勢町名木一ノ一ノ二八二 内田英雄外八十七名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇八二号 昭和五十六年五月八日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)
請願者 川崎市幸区古川町八四 小田文男
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四〇八七号 昭和五十六年五月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 横浜市南区山谷一一五 岡崎利男
外九十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四〇九五号 昭和五十六年五月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市淵野辺本町一ノ三六ノ一九 野村京子外三十五名
紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四〇九六号 昭和五十六年五月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市水堀町三二ノ二二 岡部征義外八十四名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四〇九七号 昭和五十六年五月九日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町天郷二、六七ノ八 松原静外六十四名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一〇九号 昭和五十六年五月九日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区若林一ノ六ノ一 前山幸江外八十九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四一二二号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒五条東一丁目 野

上千恵外九十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二四号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 山口県下関市貴船町三ノ九ノ一 中澄靖子外九十四名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二五号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都東大和市立野三ノ五八一 小田猛外六十八名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二六号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区西今川三ノ二〇ノ一四 小島互宏外六十七名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二七号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都江東区扇橋二ノ二六ノ二 海老原清司外八十六名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二八号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡上町一、三二 小川辰三郎外七十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一二九号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 名古屋市守山区大森東島一、六一 酒井一夫外八十六名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一三〇号 昭和五十六年五月十一日受理
重度重複傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 神戸市長田区野田町七ノ一四 南 政克
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第四一三一号 昭和五十六年五月十一日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区代沢五ノ二〇ノ七 小山荘内 曾称原英子外三十九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四一五一号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市春日丘二ノ七〇ノ三 福本昌史外百五十五名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一五四号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 京都府宇治市大久保町田原二六ノ一〇 山内美智恵外七十五名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一五七号 昭和五十六年五月十一日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市清州二ノ二ノ四三 山田栄一外百八名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四一七四号 昭和五十六年五月十一日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 千葉県印旛郡酒々井町上木佐倉四 九 加瀬敏
紹介議員 白井 莊一君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四一七五号 昭和五十六年五月十一日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町沼田一、五 四六 浅野正一
紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四一七六号 昭和五十六年五月十一日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 宮崎県えびの市坂元一九六 新村 登
紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四一七七号 昭和五十六年五月十一日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目 大湊清次

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四一七八号 昭和五十六年五月十一日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡御荘町平城 尾崎 東

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四一七九号 昭和五十六年五月十一日受理

傷病恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区荏原一ノ八ノ一〇 阿部省吾外三名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二〇五号 昭和五十六年五月十一日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都北区田端三ノ二ノ五 小林 栄一外五十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四二二〇号)(第四二二八号)(第四二一九号)

一、重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願(第四二二二二号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四二二三三号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四二四二二号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四二四六六号)(第四二五二二号)(第四二五三三号)(第四二五四四号)(第四二五五五号)

号)(第四二五六六号)(第四二五七七号)(第四二五八八号)(第四二五九九号)(第四二六〇〇号)(第四二六一〇号)(第四二六二二号)(第四二六三三号)

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願(第四二六四四号)(第四二六五五号)(第四二六六六号)(第四二六七七号)(第四二六八八号)(第四二六九九号)(第四二七〇〇号)(第四二七一〇号)(第四二七二二号)(第四二七三三号)(第四二七四四号)(第四二七五五号)

一、旧国際電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願(第四二八三三号)

一、重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願(第四二八四四号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第四二八五五号)(第四二八六六号)(第四二八七七号)(第四二八八八号)

一、徴兵制制定反対等に関する請願(第四三二二二号)(第四三二三三号)(第四三二四四号)(第四三二五五号)(第四三二六六号)(第四三二七七号)(第四三二八八号)(第四三二九九号)(第四三三〇〇号)(第四三三一一号)(第四三三二二号)(第四三三三三号)(第四三三四四号)(第四三三五五号)(第四三三六六号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四三三六六号)(第四三三六六号)

一、旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(第四三三九四号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四三三九五号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四三三九六号)(第四三三九七号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四四〇九号)(第四四一〇号)(第四四一一号)(第四四一二号)(第四四一三三号)(第四四一四四号)(第四四一五五号)(第四四一六六号)(第四四一七七号)(第四四一八八号)(第四四一九九号)(第四四二〇〇号)

一、公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願(第四四二二二号)(第四四二二三号)

(第四四二三三号)(第四四二四四号)(第四四二五五号)(第四四二六六号)(第四四二七七号)(第四四二八八号)(第四四二九九号)(第四四三〇〇号)(第四四三一一号)(第四四三二二号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第四四三三三号)(第四四三四四号)(第四四三五六号)(第四四三六七号)(第四四三七八号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四四六四四号)

一、共済年金改善に関する請願(第四四七二二号)

一、国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(第四四八一一号)

一、防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願(第四四八九九号)

一、重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願(第四四九〇八号)

第四二一〇号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市追浜本町一ノ七 小林正光外九十三名

紹介議員 稚山 篤君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二一八号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市湊二ノ六ノ一ノ二〇一 森山哲治外六十三名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二一九号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 愛媛県松山市安城寺町二七ノ四〇 野中富貴子外七十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二二三号 昭和五十六年五月十二日受理

重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市西富岡二〇八 渡辺武二

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第四二二三号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市北区北二十一条西一三丁目 三浦テル子外七十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二四二号 昭和五十六年五月十二日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都多摩市一ノ宮五八三太田荘 内 五十嵐健夫外五十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四二四六号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木五ノ三三 前 田良子外六十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五二号 昭和五十六年五月十二日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町二区一条 宮 崎徳子外二十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五三号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 長野市川中島町今井三九四 羽生
紹介議員 田公江外二十九名
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五四号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 札幌市西区八軒二条西三丁目 瀬
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五五号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 長野市若槻団地四ノ六一 峯村邦
子外二十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五六号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 長野市西長野盲塚 宮内秀夫外二
十九名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五七号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町一ノ九ノ

六 豊岡清行外二十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五八号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道函館市松川町一五ノ一六
紹介議員 内山登志江外二十九名
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二五九号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 北海道函館市湯川町一ノ四二ノ一
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二六〇号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 長野県伊那市西箕輪四、一九一ノ
一 有賀広志外二十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二六一号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 札幌市西区八軒九五 笹谷春美外
二十九名
紹介議員 宮本 頭治君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二六二号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市大町二条一六丁目
大谷賢外二十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二六三号 昭和五十六年五月十二日受理
国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願
請願者 札幌市北区北二十四条西九丁目
石川一男外二十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第四二六四号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都目黒区中目黒二ノ一ノ一
木村尊彦
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二六五号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区和田二ノ七ノ七和田
寮内 島田一成
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二六六号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都荒川区南千住二ノ二六ノ二
周藤義明
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二六七号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町五一ノ一ノ四
西野明美
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二六八号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ一五ノ
一 五味一彦
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二六九号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都杉並区和泉二ノ三三ノ一六
飯田真太郎
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七〇号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都北区赤羽一ノ五八ノ六 馬
場俊之
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七一号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒二ノ四八ノ二
ノ四〇二 宮沢啓生
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七二号 昭和五十六年五月十二日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ一五ノ一 高和弘

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七三号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒四ノ七ノ一二 越後政喜

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七四号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ四二ノ七 勝野高好

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二七五号 昭和五十六年五月十二日受理
公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九七一 新井弘臣

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四二八三号 昭和五十六年五月十二日受理
旧国電電気通信株式会社等の業務の政府引継ぎ前に退職した社員に対する国家公務員等退職手当法改正に関する請願

請願者 石川県金沢市窪三ノ三六一 官北米雄

紹介議員 鳴崎 均君

この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。

第四二八四号 昭和五十六年五月十二日受理
重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願

請願者 富山県砺波市八十歩五五 石附正弘

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

第四二八五号 昭和五十六年五月十二日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 島根県江津市渡津町 大木正人外一名

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二八六号 昭和五十六年五月十二日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 大分県別府市北浜一ノ四ノ一 岩永留次郎

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二八七号 昭和五十六年五月十二日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡荒川村上田野二、一 五七 浜田弥五郎

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二八八号 昭和五十六年五月十二日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 熊本県球磨郡錦町一武 福屋政雄

紹介議員 細川 護熙君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

〇ノ四一 斉藤八重子外三百九十名
紹介議員 市川 正一君

国家機関に働く青年国家公務員は、幸福と社会進歩、憲法を遵守する立場から次の事項の実現を願う。

一、あらゆる形の徴兵制の制定を行わないこと。
二、日本国憲法の改定を行わず、憲法に基づいた政治を実施すること。

理由
一九八〇年一月のカーター前米大統領の年頭教書での日本の防衛分担の拡大の要求以来、大企業・自由民主党や一部野党による徴兵制制定・憲法改悪の動きが活発に進められている。そして、昭和五十六年度予算では、レーガン米大統領の確定で安保条約の強化と日本の軍事費増強・憲法改悪要求は、今まで以上に強化され、軍事費の大幅増額が進められようとしている。憲法は、我々に自由と民主主義を保障し、戦前の暗黒時代と比べものにならないほど国民の生活と権利を守ることに貢献しており、我々は、憲法改悪には断固反対するものである。徴兵制は、青年に殺人を訓練させ、自国民と他国民を殺し、殺されるものであり、幸福と社会の発展を求める憲法と国民、青年にとつて無用なものである。

第四三二四号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 札幌市西区八軒九五 石田千穂外三百九十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三二五号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井一、三五 〇ノ七 井口幸二外三百九十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三二六号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井八九三ノ二一 南方信裕外三百九十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三二七号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井一、三五 〇ノ七 浜真一外三百九十名

紹介議員 香腕タケ子君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三四〇号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井岡一、三六〇ノ一九 佐々木貞助外三百九十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三四一号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市岩切昭和東一、二六ノ二 荘司敬一外三百九十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

第四三四二号 昭和五十六年五月十二日受理
徴兵制制定反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井一、三五 九ノ八 川口則幸外三百九十名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四三二三号と同じである。

請願者 宮城県南光台二ノ一三ノ二九

野口正雄外三百九十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三四四号 昭和五十六年五月十二日受理

徴兵制反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市原町南田薬師当北二

〇 葉原拓外三百九十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三四五号 昭和五十六年五月十二日受理

徴兵制反対等に関する請願

請願者 宮城県南光台一ノ一二ノ二〇

榎山繁外三百九十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三四六号 昭和五十六年五月十二日受理

徴兵制反対等に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町平井一、三五

九ノ一二 佐藤正樹外三百九十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三六五号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤一ノ二ノ一六

瀬戸美代子外十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三六六号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都中野区上高田二ノ四〇ノ一

七 真島審一外二十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三九四号 昭和五十六年五月十三日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 神奈川県平塚市明石町一四ノ八

石井昇作

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第四三九五号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市下連雀三ノ二八ノ六

木所俊子外百五十一名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四三九六号 昭和五十六年五月十三日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家維持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ一二ノ

一四 進藤薫外八十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四三九七号 昭和五十六年五月十三日受理

防衛力の増強及び靖国神社の国家維持法制化反対等に関する請願

請願者 東京都北区滝野川二ノ二九ノ四

吉田浩外五千名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四四〇九号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道旭川市春光台二条三丁目

藤岡三和子外二十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一〇号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県上田市大手二ノ四ノ四五

清水保雄外二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一一号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道石狩郡石狩町花川北二条三

ノ五三 桜田邦範外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一二号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市徳間一、五九四 金子紀男

外二十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一三号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市大町七四一ノ三〇 上野時

子外二十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一四号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都小平市喜平町二ノ八ノ五ノ

三〇三 結城富貴子外二十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一五号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野市若里北三三八 竹内幸雄

外二十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一六号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 北海道函館市大綱町一ノ三 三圓

滋子外二十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一七号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村 丸山利

夫外二十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一八号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市南区藻岩下三ノ八ノ二六

長野ツル外二十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四一九号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 東京都小平市喜平町二ノ八ノ五ノ

請願者 北海道函館市杉並町二三ノ二三

高橋広弥外二十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四二〇号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒九五 古川俊英外二十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四四二一号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 埼玉県与野市与野九二五ノ七 土田恵子外一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二二号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都台東区東上野四ノ五ノ六 尾島惣一外一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二三号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下一ノ一八ノ七ノ三〇一 真田妙子外七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二四号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都中央区佃一ノ四ノ一一 細川節子外一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二五号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都港区白金二ノ四ノ一ノ二〇 二 霜方一之外一名

紹介議員 香腸タケ子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二六号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都大田区石川町二ノ一六ノ八ノ四〇六 才川恵子外一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二七号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都田無市緑町二ノ一〇ノ八 五十嵐貞雄外一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二八号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町五ノ神二ノ五ノ二 真美代子外一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四二九号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋七ノ一〇ノ一七 五十島栄外一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四三〇号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 東京都調布市柴崎一ノ六一ノ六 山口悦子外一名

紹介議員 宮本 頼治君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四三一号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市新木一、〇八〇ノ一 仙波康子外一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四三二号 昭和五十六年五月十三日受理

公務員の定年制・退職手当法改正反対等に関する請願

請願者 埼玉県上尾市柏座二ノ三ノ一〇 赤熊栄子外一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三五六五号と同じである。

第四四三九号 昭和五十六年五月十三日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町一宮三、一三 五 田中武

紹介議員 白井 莊一君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四四四〇号 昭和五十六年五月十三日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 福岡県大牟田市花園町四九ノ五 岳昌男

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四四六一号 昭和五十六年五月十三日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 静岡県掛川市高御所一六八 小嶋 眞一

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四四六三号 昭和五十六年五月十三日受理

傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市操町三ノ一八 松村太郎

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四五六四号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願(二通)

請願者 名古屋市瑞穂区亀城町五ノ二三 冬部隆外七十七名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四五七二号 昭和五十六年五月十三日受理

共済年金改善に関する請願

請願者 横浜市神奈川区羽沢町二三四 小倉須美子外二百九十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三一七号と同じである。

第四五八一号 昭和五十六年五月十三日受理

国家公務員の退職金削減・定年制導入反対に関する請願

請願者 茨城県新治郡桜村吾妻一ノ四〇八

ノ四〇四 大屋正明外三十九名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第四五八九号 昭和五十六年五月十三日受理
防衛力の増強及び靖国神社の国家護持法制度化反対等に関する請願
請願者 東京都台東区浅草五ノ二二ノ二野
沢方 若山素一外千名
紹介議員 高木健太郎君
この請願の趣旨は、第三四九八号と同じである。

第四六〇八号 昭和五十六年五月十三日受理
重度重複戦傷病者に対する恩給不均衡是正に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市西倉 小泉賢太郎
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第二八一一号と同じである。

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、公文書公開法案(衆)

公文書公開法案
公文書公開法

目次

- 第一章 総則(第一條―第四條)
- 第二章 国の公文書の公開(第五條―第十七條)
- 第三章 地方公共団体、政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開(第十八條―第二十一條)
- 第四章 公文書公開監視委員会等(第二十二條―第二十三條)
- 第五章 不服申立て及び訴訟(第二十四條―第二十五條)
- 第六章 雑則(第二十六條―第二十七條)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国、地方公共団体等の行政等の民主化を推進する上においてこれらの有する情報を公開することが極めて重要であることにかんがみ、日本国憲法の理念に基づき、国、地方公共団体等の公文書の公開の責務並びに公文書の閲覧及び謄写をする権利を明らかにするとともに、公文書の閲覧及び謄写に關し必要な事項を定め、もつて民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国の機関」とは、衆議院、参議院、内閣、総理府、各省、裁判所及び会計検査院並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十条に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長をいう。
2 この法律において「政府関係法人」とは、国が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。
3 この法律において「地方公共団体関係法人」とは、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。
4 この法律において「公文書」とは、国、地方公共団体又は政府関係法人若しくは地方公共団体関係法人の職員が職務上又は職務に關連して作成し、又は入手した次の各号に掲げるものに係る文書、図画、写真及びマイクロフィルム、録音テープ、コンピュータによる自動データ処理のための採録物その他の採録物であつて、当該国、地方公共団体又は政府関係法人若しくは地方公共団体関係法人が所持し、又は保管しているものをいう。

(公文書を公開する責務)

第三条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、公文書を公開する責務を有する。

(情報の提供)

第四条 国、地方公共団体並びに政府関係法人及び地方公共団体関係法人は、その有する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

第二章 国の公文書の公開

(国の公文書の閲覧及び謄写の権利)

第五条 何人も、国の公文書を閲覧(採録物の再生を含む。以下同じ。)し、かつ、謄写(採録物からの採録を含む。以下同じ。)する権利を有する。

(非公開とすることができる公文書)

第六条 国の機関の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項に係る公文書については、閲覧又は謄写をしないことができる。
一 我が国の防衛又は外交に関する事項であつて、閲覧又は謄写をすることにより国家の安全又は利益を著しく害すると認められるに足りる相当な理由があるもの
二 専ら当該機関内部の人事に関する事項であつて、閲覧又は謄写をすることにより当該機関の人事行政に著しい支障が生じると認められるに足りる相当な理由があるもの
三 当該機関の意思決定の過程における専ら当該機関内部の意見交換又は当該機関と他の機関との意見交換のための文書等の内容をなす事項であつて、閲覧又は謄写をすることにより当該機関の意思形成を害すると認められるに足りる相当な理由があるもの
四 個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する事項であつて、閲覧又は謄写をすることにより個人のプライバシーを害するおそれがあると認め

めるに足りる相当な理由があるもの(当該個人が閲覧又は謄写をすることを承諾した事項を除く。)

五 会社その他の企業又は団体に係る事項であつて、閲覧又は謄写をすることにより当該企業又は団体の利益を著しく害すると認められるに足りる相当な理由があるもの
六 犯罪の捜査、訴追、刑の執行に関する事項であつて、閲覧又は謄写をすることによりこれらの遂行を著しく困難にし、又は刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると認められるに足りる相当な理由があるもの
七 前各号に掲げるもののほか、他の法律で非公開とすべきものと定められている事項

2 国の機関の長は、公文書が前項各号に掲げる事項に係る部分とそれ以外の部分とからなる場合において、当該事項に係る部分とそれ以外の部分とを合理的に分離できるときは、当該事項に係る部分以外の部分は、閲覧又は謄写をせなければならない。

3 国の機関の長は、第一項各号に掲げる事項に係る公文書であつても、公益上の必要その他の事由がある場合には、当該公文書を閲覧又は謄写をせざるものとする。

4 第一項の規定は、同項第一号に掲げる外交に關する事項に係る公文書(我が国と他国との間で非公開とする旨の取決めがあるものを除く。)でその作成し、又は入手した日から二十年を経過したものについては、適用しない。

(公文書の閲覧又は謄写の請求)
第七条 公文書の閲覧又は謄写の請求は、政令で定めるところにより、現に当該公文書を所持し、又は保管している国の機関の長に対してしなければならない。

2 国の機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内当該請求に係る公文書を閲覧又は謄写をせざるかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及

び当該決定をすることができる時期を請求人に通知しなければならない。

3 国の機関の長は、前項の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が閲覧又は謄写をさせない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 国の機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該国の機関が当該請求に係る公文書所持し、又は保管していないときは、当該請求の日から二週間以内請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る公文書を他の国の機関が所持し、又は保管しているときは、その旨を教示しなければならない。

(閲覧の手数料等)
第八条 公文書を閲覧する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。2 公文書を謄写する者は、政令で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(職務関連文書の閲覧又は謄写)
第九条 国の機関の職員は、その職務に関連して作成し、又は入手した文書、図画、写真、録音テープ等で現に所持し、又は保管している公文書以外のもの(次項において「職務関連文書」という。)の閲覧又は謄写を当該職員が所属する国の機関の長を通じて求められたときは、当該求めに応じようしなければならない。

2 前項の職員は、職務関連文書の閲覧又は謄写をさせるときは、当該職員が所属する国の機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該国の機関の長は、職務関連文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係るものである場合を除き、同意をしなければならない。

(公文書の目録簿)
第十条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書の目録簿を備えなければならない。

2 国の機関の長は、前項の目録簿に公文書の種類、件名、内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該公文書を作成し、又は入手した日から二月以内に記載しなければならない。ただし、第六条第一項の規定により閲覧又は謄写をさせないことができることとされている公文書については、この限りでない。

3 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する公文書が第六条第一項各号に掲げる事項に係る公文書に該当しないこととなつた場合について準用する。

4 国の機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に記載された事項の要旨を公表しなければならない。

(機密の整備等)
第十一条 国の機関の長は、公文書の閲覧又は謄写に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機密の整備、公文書の閲覧又は謄写の場所の確保及び公文書の閲覧又は謄写に必要な設備の整備に努めなければならない。

(国民情報サービスセンターの設置)
第十二条 国は、国の公文書の閲覧又は謄写に関し国民の利便に資するため、都道府県ごとに、国民情報サービスセンターを設置する。

2 国民情報サービスセンターの組織、所掌事務その他必要な事項は、別に法律で定める。(公表)
第十三条 国の機関の長は、毎年、閲覧又は謄写の請求に応じた公文書の件数、閲覧又は謄写をさせない旨の決定をした公文書の件数及びその理由その他公文書の公開の状況について、一般に公表しなければならない。

(文書等の作成及び整理)
第十四条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、写真、録音テープ等によつて作成し、これを整理しなければならない。

(公文書の保管)
第十五条 国の機関の長は、当該国の機関に係る公文書を政令で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

(権限の委任)
第十六条 国の機関の長は、政令で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を、当該国の機関所属の職員に委任することができる。

(適用)
第十七条 衆議院、参議院、裁判所及び会計検査院についての第七條第一項及び第三項、第八條、第十條第四項、第十四條から前条まで並びに第二十六條の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「当該国の機関の規則(裁判所にあつては最高裁判所の規則)」とする。

第三章 地方公共団体、政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書の公開
第十八条 何人も、地方公共団体、政府関係法人及び地方公共団体関係法人の公文書を閲覧し、かつ、謄写する権利を有する。

(準用)
第十九条 第六条から第八条まで、第十条、第十四條及び第十三條から第十六條までの規定は、地方公共団体の公文書の公開について準用する。この場合において、第六條第一項第七号中「法律」とあるのは「法律又は条例」と、第七條第一項及び第三項、第八條並びに第十條第四項中「政令」とあるのは「条例」と、第十四條から第十六條まで中「政令」とあるのは「規則」と読み替へるものとする。

2 第九條の規定は、地方公共団体の職員について準用する。

20 第六條から第八條まで、第十條、第十四條及び第十三條から第十六條までの規定につ

いては、政府関係法人を国の機関とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、第六條、第七條、第十條、第十一條及び第十三條から第十六條まで中「国の機関の長」とあるのは、「政府関係法人の代表者」と読み替へるものとする。

2 第九條の規定は、政府関係法人の職員について準用する。この場合において、同条中「国の機関の長」とあるのは、「政府関係法人の代表者」と読み替へるものとする。

第二十一條 第十九條の規定については、地方公共団体関係法人を地方公共団体とみなして、同條の規定を準用する。この場合において、同條第一項において準用する第六條、第七條、第十條、第十一條及び第十三條から第十六條まで中「国の機関の長」とあるのは「地方公共団体関係法人の代表者」と、第六條第一項第七号中「法律」とあるのは「法律又は条例」と、第七條第一項及び第三項、第八條並びに第十條第四項中「政令」とあるのは「条例」と、第十四條から第十六條まで中「政令」とあるのは「規則」と、第十九條第二項において準用する第九條中「国の機関の長」とあるのは「地方公共団体関係法人の代表者」と読み替へるものとする。

第四章 公文書公開監視委員会等
第二十二條 内閣総理大臣の所轄の下に、公文書公開監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、国の公文書(衆議院、参議院、裁判所及び会計検査院が所持し、又は保管している公文書を除く)及び政府関係法人の公文書の公開の状況についての調査並びにこれらの公文書の公開に関する苦情の処理を行う。

3 委員会は、前項の公文書の公開の状況についての調査又は公文書の公開に関する苦情の審査の結果必要と認めるときは、国の行政機関の長又は政府関係法人の代表者に対し、その執るべき措置を勧告することができる。

4 委員会は、毎年、業務の状況について、一般に公表しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、委員会の組織、権限及び運営並びに苦情の処理の手續に関しては、別に法律で定める。

第二十三条 地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体及び地方公共団体関係法人の公文書の公開の状況についての調査並びにこれらの公文書の公開に関する苦情の処理を行うための機関を置くことができる。

第五章 不服申立て及び訴訟

(不服申立てに対する裁決又は決定の時期)

第二十四条 公文書の閲覧又は謄写に関する処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを受理した日から六十日以内にするように努めなければならない。

(訴訟)

第二十五条 公文書の閲覧又は謄写に関する処分の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から九十日以内にするように努めなければならない。

第六章 雑則

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、国及び政府関係法人の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他これらの公文書の閲覧及び謄写に關し必要な事項は、政令で定める。

(規則)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、地方公共団体及び地方公共団体関係法人の公文書の閲覧又は謄写の請求の手續その他これらの公文書の閲覧及び謄写に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条(第十九条から第二十一条まで)において準用する場合

を含む。の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 公文書の目録簿への登録その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第七号中正誤

ハ 段行 誤 念 正

三 三 末 念を 念 正

第八号中正誤

ハ 段行 誤 一段 正

三 三 終わり 自主転換 樹種転換

第一部

内閣委員会会議録第九号

昭和五十六年五月二十一日

【参議院】

昭和五十六年六月三日印刷

昭和五十六年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局